

平成22年度第1回高知県社会福祉審議会次第

平成23年1月17日(月) 午後6時～
高知共済会館 3階大会議室「桜」
(高知市本町5丁目3-20)

1 開 会

2 地域福祉部長あいさつ

3 新任委員の紹介

4 議 事

- (1) 地域福祉計画等の策定について
- (2) 高知県地域福祉支援計画(原案)について
- (3) その他

5 閉 会

【配布資料】

- **資料1** 高知県社会福祉審議会委員名簿、規則、組織図
- **資料2** 地域福祉計画等の策定について
- **資料3** 高知県地域福祉支援計画(原案)
- **資料4** 地域福祉支援計画策定スケジュール

資料1

高知県社会福祉審議会 委員 出席者名簿

(※各区分ごと五十音順)

区分	氏名	役職	H22.1.17		任期
			出席	欠席	
県議会議員	佐竹紀夫	県議会議員(文化厚生委員長)	○		H22.4.6～H25.1.11
	黒岩正好	県議会議員	○		H22.1.12～H25.1.11
社会福祉事業関係者	片岡卓宏	高知県身体障害者連合会会長	○		H22.1.12～H25.1.11
	上岡義隆	高知県社会福祉協議会常務理事	○		H22.1.12～H25.1.11
	北岡真理子	高知県知的障害者育成会常任理事	○		H22.1.12～H25.1.11
	楠目隆	高知県社会福祉施設経営者協議会会長	○		H22.1.12～H25.1.11
	渡邊一雄	高知県民生委員児童委員協議会連合会副会長	○		H23.1.14～H25.1.11
	明神紀代子	高知県保育士会副会長	○		H22.1.12～H25.1.11
	明神辰子	高知県老人クラブ連合会評議員		○	H22.1.12～H25.1.11
	山崎とみ	高知県青蘭会連盟評議員	○		H22.1.12～H25.1.11
	山本君子	高知県ホームヘルパー連絡協議会会長	○		H22.1.12～H25.1.11
	中村文雄	日本赤十字社高知県支部事務局長	○		H22.4.22～H25.1.11
学識経験者	石丸良平	石丸眼科院長	○		H22.1.12～H25.1.11
	岡崎誠也	高知県市長会会長(高知市長)		○	H22.1.12～H25.1.11
	岡谷英明	高知県人権尊重の社会づくり協議会委員 (高知大学教育学部准教授)	○		H22.1.12～H25.1.11
	岡林弘毅	高知県医師会副会長(県庁前クリニック院長)	○		H22.1.12～H25.1.11
	小坂田稔	高知女子大学社会福祉学部教授	○		H22.4.23～H25.1.11
	恒石定男	高知県歯科医師会会長	○		H22.1.12～H25.1.11
	寺尾敦子	高知県連合婦人会会長	○		H22.1.12～H25.1.11
	土居弘実	高知県青年団協議会事務局次長		○	H22.1.12～H25.1.11
	中平雅彦	高知新聞社編集局長	○		H22.1.12～H25.1.11
	中平真理子	高知県薬剤師会常務理事	○		H22.1.12～H25.1.11
	中村ささみ	高知県看護協会会長	○		H22.1.12～H25.1.11
	野並誠二	高知県医師会常任理事(高知病院院長)		○	H22.1.12～H25.1.11
	溝渕光	いずみの病院医師	○		H22.1.12～H25.1.11
	宮本信昭	福田心臓血管外科消化器内科医師		○	H22.1.12～H25.1.11
	山崎芳樹	山崎耳鼻咽喉科医師	○		H22.1.12～H25.1.11
吉岡珍正	高知県町村会会長(越知町長)		○	H22.1.12～H25.1.11	

22人 6人

(任期:平成22年1月12日から平成25年1月11日)

(事 務 局) 平成22年度第1回社会福祉審議会出席名簿

地域福祉部 部長	小田切 泰禎
地域福祉部 副部長 兼地域福祉政策課長	吉田 眞里
高齢者福祉課長	森下 信夫
障害保健福祉課長	福留 利也
児童家庭課長	渡辺 麗子
少子対策課長	行宗 昭一
福祉指導課長	戸梶 正人
地域福祉政策課 チーム長	小野 広明
地域福祉政策課 チーフ	濱田 仁
地域福祉政策課 主幹	岡本 愛理
地域福祉政策課 主幹	竹崎 由美
地域福祉政策課 主幹	窪田 純子
地域福祉政策課 主幹	島内 香織
地域福祉政策課 主事	山中 友樹
地域福祉政策課 主幹	大野 正登

高知県社会福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項の規定に基づく高知県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期等)

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 審議会の委員長は、審議会を代表する。

2 審議会に委員の互選による副委員長1人を置く。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の総数の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 会議は、委員の総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決をする場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第5条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

(民生委員審査専門分科会)

第6条 民生委員審査専門分科会は、委員8人で組織する。

(身体障害者福祉専門分科会)

第7条 身体障害者福祉専門分科会は、委員9人以内で組織する。

2 身体障害者福祉専門分科会に審査部会及び更生医療部会を置く。

3 審査部会は、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の規定による身体障害者の障害程度の審査のほか、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師の指定の審査を行う。

- 4 更生医療部会は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第18項に規定する自立支援医療のうち障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第1条第1号に規定する育成医療及び同条第2号に規定する更正医療に係る同法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定及び同法第68条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関に係る指定の取消し等の審査を行う。
- 5 審査部会の委員と更生医療部会の委員は、これを兼ねることができる。
- 6 審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(老人福祉専門分科会)

第8条 審議会に必要に応じて老人福祉専門分科会を置く。

2 老人福祉専門分科会は、委員15人以内で組織する。

(幹事)

第9条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、高知県地域福祉部地域福祉政策課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年7月14日規則第181号の2)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月26日規則第234号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。(後略)

附 則(平成14年4月1日規則第47号の3)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年4月1日規則第43号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年6月20日規則第81号)

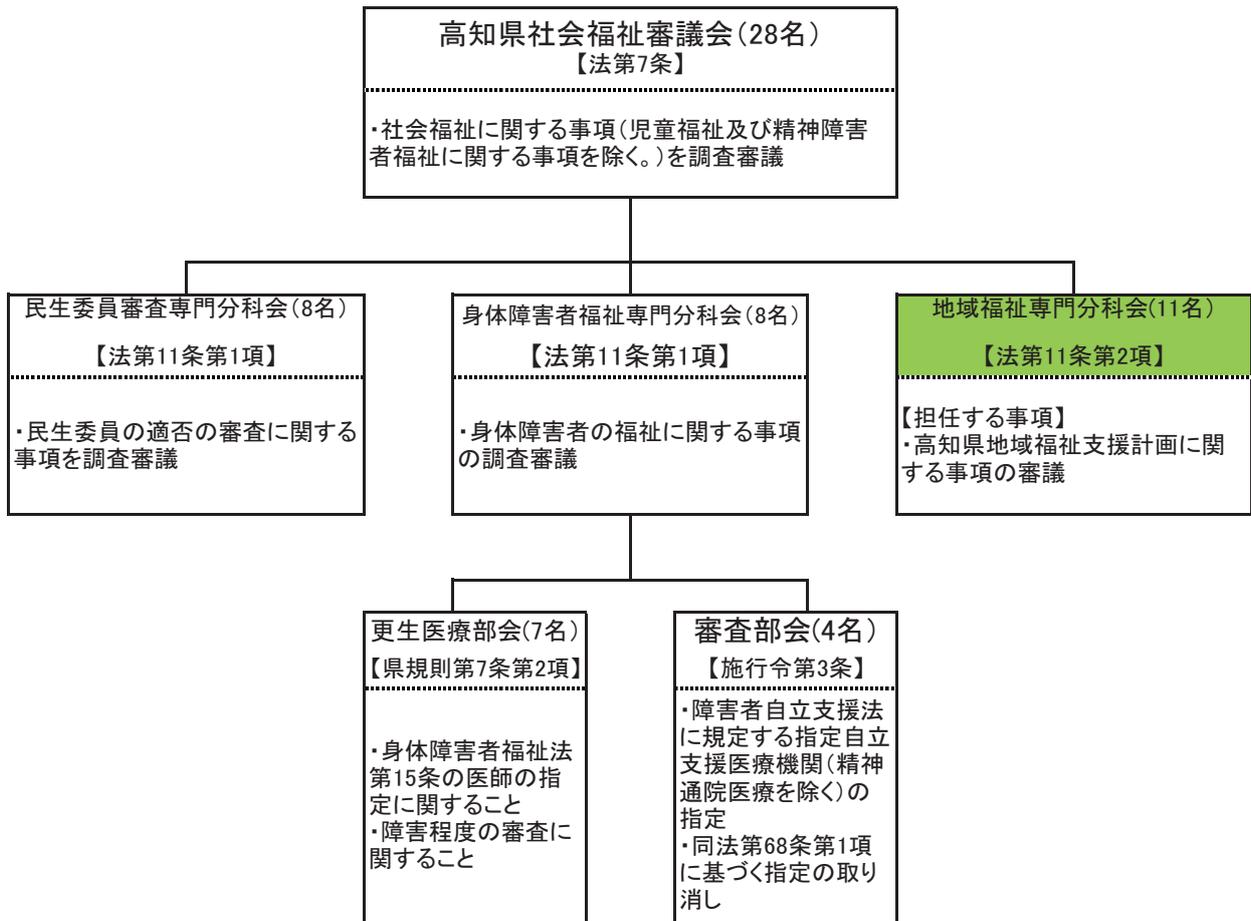
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規則第43号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

組 織 図



※法…社会福祉法

※施行令…社会福祉法施行令

※県規則…高知県社会福祉審議会規則

資料 2

地域福祉計画等の策定について



地域福祉計画等の推進

計画の関係図

地域での支え合いの意図的な再構築に向けた「高知県地域福祉支援計画」を策定するとともに、市町村・市町村社会福祉協議会による地域アクションプランとなる計画の策定を支援します。

地域福祉支援計画【都道府県】

- ・市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針(ガイドライン)
- ・福祉人材の確保・育成と適切なサービスの利用促進 等

【高知県地域福祉支援計画の目的】
「高知型福祉」の実現のために、市町村が住民などとともに、地域の実情を踏まえて、福祉ニーズや生活課題などに対応した地域福祉を進める取組を支援すること。

支え合いのしくみづくりを支援

地域福祉計画【市町村】

- ・地域における多様な福祉サービスの提供と適切な利用
- ・地域福祉活動への住民の参加促進
- ・要援護者対策 等

地域福祉活動計画【市町村社協】

- ・住民の参加促進による地域の支え合い活動の推進
- ・福祉サービス拠点の整備 等

連携



住民等の参加

地域住民
民生委員児童委員
社会福祉協議会
老人クラブ
ボランティア 等

協力・支援

地域福祉計画の策定【市町村】

一体的に策定

地域福祉活動計画の策定【市町村社協】

地域コミュニティの再生・強化

地域福祉支援計画の策定【県】

22年度に策定

具体的内容等を計画に位置づけ

調整・連携

高齢者計画

障害者計画

児童の計画

その他計画

あつたかふれあいセンターなど

住民も参加した話し合い・ネットワークの形成

地域福祉を総合的に推進

地域福祉(支援)計画策定状況

地域福祉支援計画の策定状況

【未策定都道府県】

東京都、石川県、長野県、奈良県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、鹿児島県、沖縄県（10都道府県）

市町村の地域福祉計画策定状況（平成23年1月現在）

市町村 地域福祉計画		幡多福祉保健所 管内	須崎福祉保健所 管内	中央西福祉保健所 管内	中央東福祉保健所 管内	安芸福祉保健所 管内	高知市
策定済		土佐清水市 H19.4 四万十市 H22.3	梶原町 H16.3 須崎市 H21.3	佐川町 H20.7		室戸市 H18.11	
策定予定 (策定予定年月)	H23年度	宿毛市 H24.3 大月町 H24.3 黒潮町 H24.3 三原村 H24.3	中土佐町 H24.3 津野町 H24.3	土佐市 H24.3 いの町 H24.3 越知町 H24.3 日高村 H24.3	南国市 H24.3 本山町 H24.3 大豊町 H24.3 土佐町 H24.3 大川村 H24.3	安芸市 H24.3 東洋町 H24.3 奈半利町 H24.3 安田町 H24.3 北川村 H24.3 馬路村 H24.3 芸西村 H24.3	
	H24年度 以降		四万十町 H25.3	仁淀川町 H25.3	香南市 H25.3 香美市 H26.3	田野町 H25.3	高知市 H24.10
策定未定							



資料3

高知県地域福祉支援計画（原案）

～ 新しい支え合いのカタチ 「高知型福祉」の実現 ～

平成 年 月

高 知 県



左にあるマークは、高知型福祉のロゴマークを県民の皆さんから公募したものです。

【作者の思い】

「虹は高知県の形をモチーフに、高知県で暮らす人々が、互いに支えあえる安心感をイメージしています。」

また、中央のハート形の手を広げたものは、「幅広いニーズに応えていく姿勢を表しています。」

高知県地域福祉支援計画（原案概要）

第1章 計画策定の背景

はじめに

地域福祉とは、誰もがその人らしく住み慣れた地域で安心して暮らせるように、行政と地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉協議会、社会福祉団体などが協力して、地域課題の解決に向けて取り組んでいくことです。

高知県の現状と課題

- 人口減少・少子高齢化の進行
- 中山間地域の過疎化、高齢化の進行
- 地域の支え合いの力の弱まり

- ①福祉制度サービスが行き届いていない地域への対応
- ②小地域での福祉活動（ふれあいサロン等）の普及
- ③相互扶助活動の推進
- ④中山間地域での暮らしの確保
- ⑤児童虐待や自殺対策など社会的な課題への対応

など

第2章 計画の基本的事項

計画の目的

この計画の目的は、「高知型福祉」の実現のために、市町村の地域特性や独自性を尊重し、市町村が住民の皆さんや社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉団体などとともに、地域の実情を踏まえて、福祉ニーズや生活課題等に対応した地域福祉を進める取組を支援することです。

地域福祉の方向性

- ◎安全・安心の地域づくりの推進
 - 新たな支え合いによる地域づくり
 - 安全で安心して暮らせる地域づくり
- ◎安全・安心の基盤づくりの推進
 - 福祉を支える担い手の育成
 - 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上

計画の期間

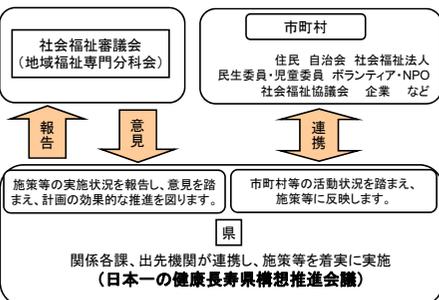
平成23年度から平成27年度までの5年間

計画の目標

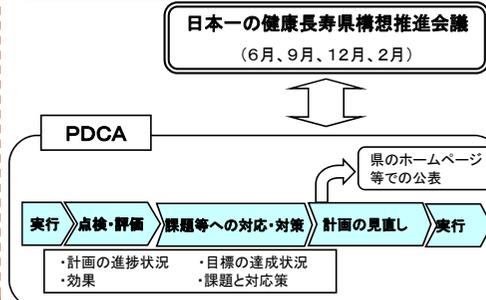
官民協働による県民誰もが安全で安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり

高知型福祉の実現を目指して

計画の推進体制



計画の進行管理



第3章 計画の内容

安全・安心の地域づくりの推進 ～コミュニティの再生・強化～

(1) 新たな支え合いによる地域づくりの推進

- ① 小規模多機能支援拠点（あったかふれあいセンター等）の活動の充実
- ② 地域福祉の拠点における支え合いの仕組みづくりと実践活動
 - ア 福祉サービスの現状と住民参加による新たな支え合いの仕組みづくり
 - イ 推進体制と実践活動、活動の評価
- ③ 小地域の福祉活動の推進
 - ア ふれあいサロン活動等の普及
 - イ 住民主体の介護予防の推進

(2) 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進

- ① 地域包括支援ネットワークシステムの構築
 - ア 市町村の総合相談窓口の機能強化
 - イ 保健・医療・介護・福祉等の連携による地域包括支援ネットワークシステムの構築
 - ・高齢者 ・障害者 ・児童
 - ウ 地域福祉拠点における活動の推進
 - ・住民への相談支援 など
- ② 自治組織等による相互扶助活動の普及
 - ア 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動
 - イ 自主防災の組織づくりと活動の促進
 - ウ 災害時要援護者の支援の仕組みづくり

安全・安心の基盤づくりの推進 ～多様な福祉サービスの質の向上～

(3) 福祉を支える担い手の育成

- ① 福祉研修センター等による福祉を支える人づくり
 - ア 福祉専門職の育成
 - イ 地域福祉の視点をもった専門職などの育成
 - ウ 地域福祉の担い手の育成とボランティア活動の普及
- ② 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり
- ③ 地域福祉活動を支える体制づくり
 - ア 市町村社会福祉協議会の活動の活性化
 - イ 高知県ボランティア・NPOセクターの機能強化
 - ウ 社会福祉法人や企業等の民間団体の社会貢献

(4) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上

- ① きめ細かな相談支援体制づくり
 - ・認知症サポーター、こころのケアサポーターなどの育成
- ② 適切な福祉サービスへの利用促進のための仕組みづくり
 - ・福祉サービス第三者評価事業
 - ・日常生活自立支援事業
 - ・運営適正化委員会
- ③ セーフティネット機能の充実と強化
 - ・生活福祉資金の貸付、生活保護

第4章 地域福祉のビジョンづくり

市町村の地域福祉計画の支援

市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画の支援

地域アクションプランを一体的に策定



第5章 地域福祉の取り組み

事例1

～

事例10

高知型福祉の実現

目標：こどもから高齢者、障害者などすべての県民が、住み慣れた地域で安心して、ともに支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域づくりを推進するとともに、これまでの福祉という枠や概念を超えて、地域の実情に即した、新しい福祉の形を地域地域で作り上げていくこと。

高齢者が安心して暮らせる地域づくり

障害者が生き生きと暮らせる地域づくり

次代を担う子ども達を守り育てる環境づくり



目次

第1章 計画策定の背景	1
1. はじめに	1
2. 高知県の現状	5
(1) 人口減少・少子高齢化の進行	5
(2) 中山間地域の過疎化、高齢化の進行	8
(3) 地域の支え合いの力の弱まり	9
3. 高知県の課題	10
(1) 福祉制度サービスが行き届いていない地域への対応	10
(2) 小地域での福祉活動の普及	12
(3) 相互扶助活動の推進	13
(4) 中山間地域での暮らしの確保	14
(5) 児童虐待や自殺対策など社会的な課題への対応	14
第2章 計画の基本的事項	16
1. 計画の位置づけ	16
2. 計画の目的	16
3. 地域福祉の方向性	16
4. 計画の期間	17
5. 計画の目標	17
6. 計画の推進体制	17
7. 計画の進行管理	18
第3章 計画の内容	19
1. 地域福祉の方向性	19
(1) 安全・安心の地域づくりの推進 ～コミュニティの再生・強化～	19
① 新たな支え合いによる地域づくりの推進	19
② 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進	19
(2) 安全・安心の基盤づくりの推進 ～多様な福祉サービスの質の向上～	20

① 福祉を支える担い手の育成	20
② 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上.....	20
2. 具体的な方策	21
(1) 新たな支え合いによる地域づくりの推進.....	21
① 小規模多機能支援拠点（あったかふれあいセンターなど）の活動の充実	21
② 地域福祉の拠点における支え合いの仕組みづくりと実践活動.....	24
ア 福祉サービスの現状と住民参加による新たな支え合いの仕組みづくり	24
イ 推進体制と実践活動、活動の評価.....	25
③ 小地域の福祉活動の推進.....	26
ア ふれあいサロン活動などの普及	26
イ 住民主体の介護予防の推進	26
(2) 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進	28
① 地域包括支援ネットワークシステムの構築.....	28
ア 市町村の総合相談窓口の機能強化.....	28
イ 保健・医療・介護・福祉などの連携による地域包括支援ネットワークシステムの構築	30
(ア) 支援を要する高齢者に対する保健・医療・介護・福祉の連携体制	31
(イ) 支援を要する障害者に係る医療・介護・福祉の連携体制.....	35
(ウ) 支援を要する児童に対する保健・医療・福祉・教育の連携体制.....	38
(エ) 自殺予防・ひきこもり自立支援に対する保健・医療・介護・福祉・教育の連携体制..	42
ウ 地域福祉の拠点における活動の推進.....	46
(ア) 要援護者の早期発見、見守り支援.....	46
(イ) 情報収集・情報提供の拠点.....	47
(ウ) 住民への相談支援	48
(エ) 緊急時の対応の仕組みづくり	48
(オ) 市町村や関係機関との情報共有とネットワークづくり	49
② 自治組織などによる相互扶助活動の普及	50
ア 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動	50
イ 自主防災の組織づくりと活動の促進.....	52
ウ 災害時要援護者の支援の仕組みづくり	54
(ア) 市町村における要援護者の把握と避難支援プランの策定.....	54
(イ) 要援護者に対する日常の見守り活動	56
(3) 福祉を支える担い手の育成	57
① 福祉研修センターなどによる福祉を支える人づくり	57
ア 福祉専門職の育成.....	57
イ 地域福祉の視点をもった専門職などの育成.....	57
ウ 地域福祉の担い手の育成とボランティア活動の普及.....	58
② 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり.....	60

ア 民生委員・児童委員の役割と活動の広報・啓発.....	60
イ 研修や活動の充実.....	61
ウ 見守り協定事業者と民生委員児童委員協議会との協定による見守り活動の推進..	61
③ 地域福祉活動を支える体制づくり	63
ア 市町村社会福祉協議会の活動の活性化	63
イ 高知県ボランティア・NPOセンターの機能強化	64
ウ 社会福祉法人や企業などの民間団体の社会貢献.....	65
(4) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上.....	66
① きめ細やかな相談支援の体制づくり.....	66
② 適切な福祉サービスへの利用促進のための仕組みづくり	67
③ セーフティネット機能の充実と強化.....	70

第4章 地域福祉のビジョンづくり..... 72

1. 計画の一体的な策定	72
2. 計画策定にあたっての大切な視点.....	74
(1) 小地域の設定	74
(2) 地域での協議と実践活動.....	75
(3) 市町村の推進体制.....	75
3. 計画の基本事項.....	76
(1) 地域福祉計画（市町村）の基本事項.....	76
(2) 地域福祉活動計画（市町村社会福祉協議会）の基本事項	77
(3) 高知型福祉を進めていくための取り組み.....	77

第5章 地域福祉の取り組み..... 78

第1章 計画策定の背景

1. はじめに

地域福祉とは

誰もがその人らしく住み慣れた地域で安心して暮らせるように、行政と地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉協議会、社会福祉団体などが、協力して、地域課題の解決に向けて取り組んでいくことです。

県内でも、いろいろな助け合い、支え合い活動の事例が見られます。そのいくつかをご紹介します。



●災害時の活動

●高知県西南豪雨災害では

平成13年9月6日、高知県西南部は突然の局地的な集中豪雨に見舞われ、各地で河川が氾濫しましたが、犠牲者は1人も出ませんでした。この背景には、地域住民の助け合いがあります。災害のとき、消防団、地区長、隣近所の人などによる地域の中での避難の呼びかけが積極的に行われ、避難勧告の発令より前に多くの方が自主的に避難できています。自力で避難できない高齢者もいましたが、日頃からの地域のつながりの強さで難を逃れています。また、被災地域では復旧に向けて多くのボランティアの方々が活躍しました。



ボランティア活動



ボランティアベースキャンプ

●地域の見守りや相談支援

●民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、住民に最も身近なところで、住民の立場に立ち、地域での見守り活動や相談支援などを行っています。



ひとり暮らしの高齢者訪問活動



福祉懇談会（地域での情報共有）



子育てを支援



こどもの見守り活動



災害時要援護者支援台帳の作成

●老人クラブ

老人クラブでは、高齢者の仲間づくりを進めるとともに、認知症や閉じこもり、悪質商法被害への対応、こどもの見守りや安全対策などの活動により、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。



こどもの見守り活動



ミニサロン



ひとり暮らし高齢者訪問

●当事者を中心とした取り組み

●当事者グループ

認知症の人と家族の会高知県支部では、認知症の方が自分らしく尊厳をもって地域で生き生きと暮らすことができるような社会づくりを目指し、認知症に関する相談対応や講演会の開催をはじめ、介護家族が日ごろの悩みや不安を持ち寄り話し合える場「家族の集い」の開催、また、県内に11カ所ある地域家族の会が一同に会し、日頃の課題などの情報交換などを行っています。

安芸市では、障害のある人たちと地域の人々が、あたりまえに交流し、支え合う活動をともに創っていくとともに、誰もが様々な講座活動を通して地域の人々と交流し、支え合うことを学ぶ交流広場として「めだかの学校」を、ボランティアや住民が主体的に活動することを大切に取り組んでいます。



認知症の人と家族の会 活動の様子



めだかの学校の様子

●支援サービスの取り組み

●NPO法人

特定非営利活動法人地域サポートの会さわやか高知では、「できることを できるときに 無理せず 楽しく」をモットーに、要支援者も支援者も同じ会員として、有償（非営利）による「助け合いの住民組織」の活動を通じて、安心して生活できる「ふれあい社会」の構築を目指し、家事援助、介助・介護、子育て支援、通院・移送などの支援サービスを行っています。（高知市）



介助・介護・通院・移送

●住民グループ

過疎化と高齢化の進展に伴い、買物や食事の支度など、日常生活に支障をきたしている在宅高齢者への対応が課題となっている地区では、地域の住民グループが、地域に出向き、高齢者などに弁当、惣菜、日用品などを販売する「移動販売・宅配サービス」をスタートさせ、販売の傍ら、高齢者の生活面でのサポートや励まし、安否確認を行うなど、地域での助け合い活動を実践しています。（津野町）



移動販売車が到着すると、あちらこちらから人が集まります

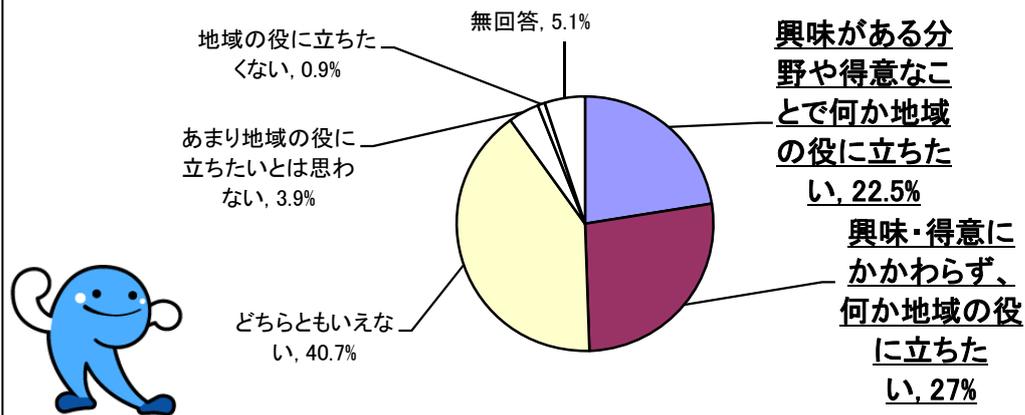
地域福祉の推進に関する県民のみなさんの意識

(県民世論調査の結果)

問 ■地域のために役に立ちたいと思いますか。

県民世論調査の結果 (20年度調査)

○「地域のために何か役に立ちたい」と約半数の方が思っています。

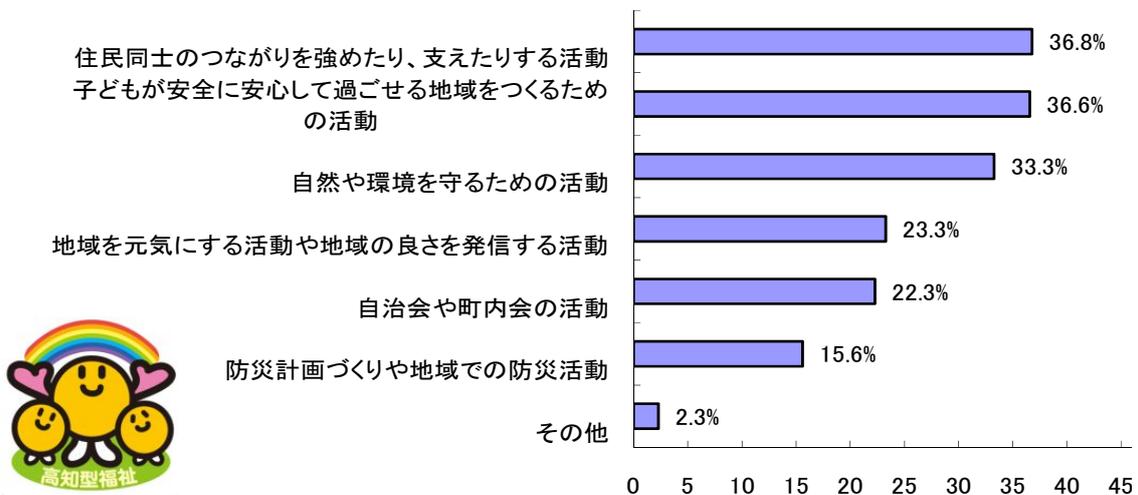


問 ■どのような活動で役に立ちたいですか。(2つ選択式)

※上記質問で、「役に立ちたい」と回答した方のみへの質問

県民世論調査の結果 (20年度調査)

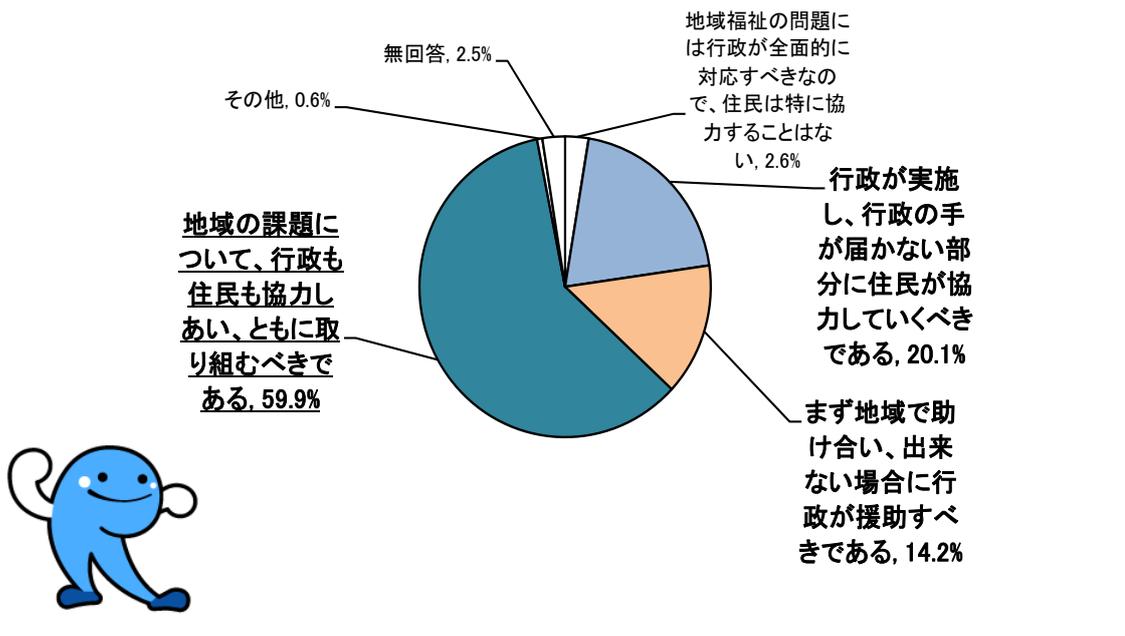
○住民同士のつながりを強めたり、支えたりする活動や子どもが安全に安心して過ごせる地域をつくるための活動で役に立ちたい方が多くなっています。



問 ■ 住み慣れた地域で安心して生活していくために地域の課題を解決していくうえで、行政と住民との関係について、もっとも近い考えは。

県民世論調査の結果 (21年度調査)

○「地域の課題について、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」という方が約6割となっています。



県民の多くの方の意識

地域福祉活動への主体的な参加意識は高い

○ 地域のために役に立ちたい

○ 住民同士のつながりを強めたり、支えたりする活動で役に立ちたい

○ 地域課題には、行政と住民が協力しあって取り組むべきである

2. 高知県の現状

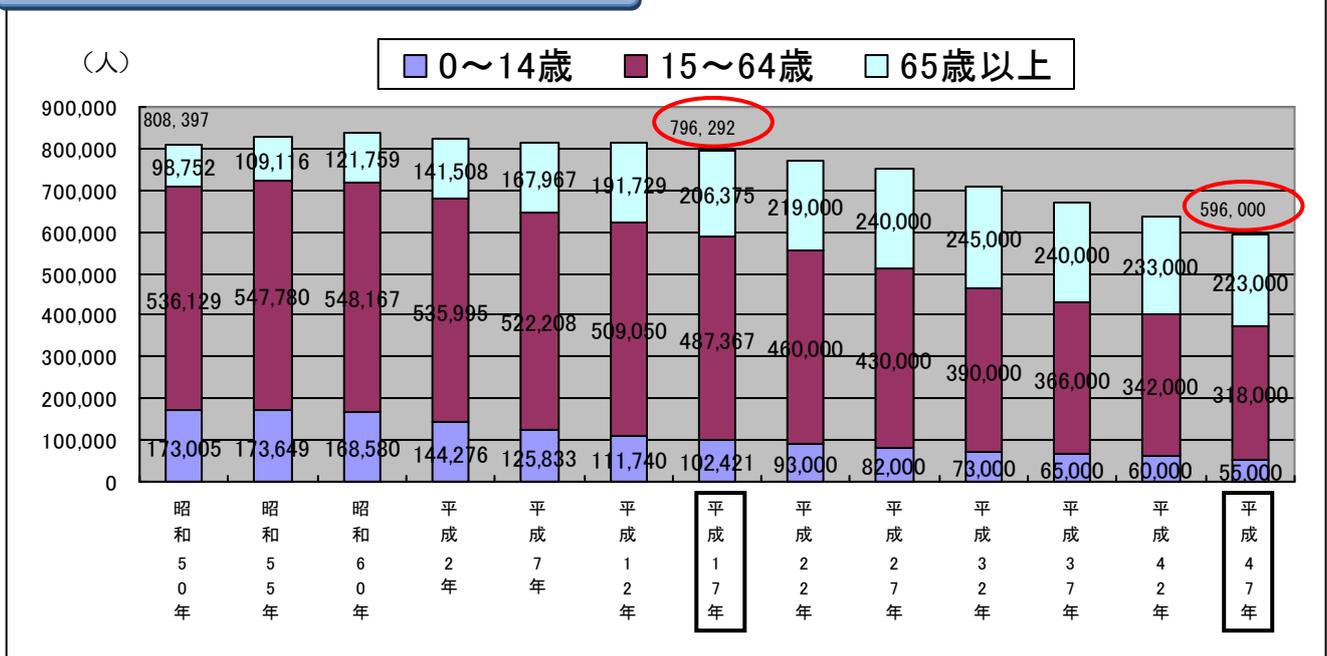
(1) 人口減少・少子高齢化の進行

■人口の減少

本県の人口は、平成17年の国勢調査では79万6千人ですが、30年後の平成47年には20万人減の59万6千人となることが推計されています。

また、こどもの数は、平成17年度の約半数の5万5千人になると推計されています。

高知県の人口推移と将来推計人口



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計」
(平成17年までは国勢調査)

■人口の自然減

本県の人口は、平成2年に全国で初めて死亡者数が出生数を上回る自然減になったのに対し、全国は平成17年に自然減となっており、本県は、全国に15年先行して人口の自然減が始まっています。また、本県は、平成2年以降、20年連続で自然減の状況が続いています。

人口の自然増減数（全国比較）

	高知県	全国
昭和60年	2,462	679,294
平成2年	▲386	401,280
平成7年	▲1,022	264,925
平成17年	▲3,203	▲21,266
平成19年	▲3,354	▲18,516
平成21年	▲4,022	▲71,830

15年先行

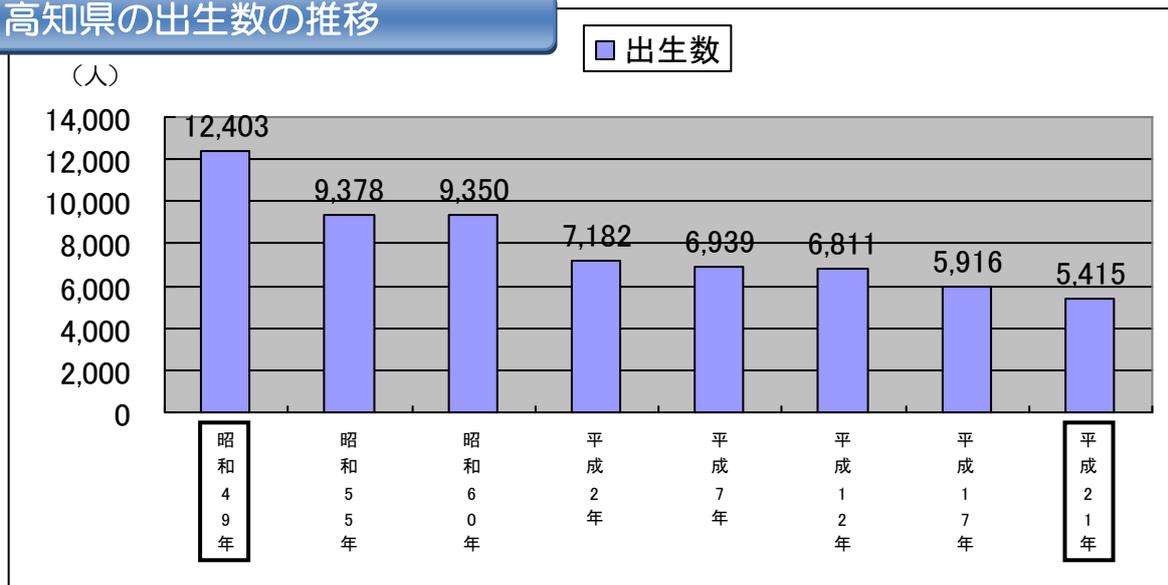
出典：人口動態調査（厚生労働省）・人口移動調査（高知県）

■出生数の減少

本県の出生数は、平成21年には5,415人と過去最低となっており、昭和49年の12,403人と比較すると約44%と半分以下になっています。

また、生涯未婚率が高く、平成17年では男性が18.7%（全国4位）、女性が9.0%（全国5位）となっています。

高知県の出生数の推移

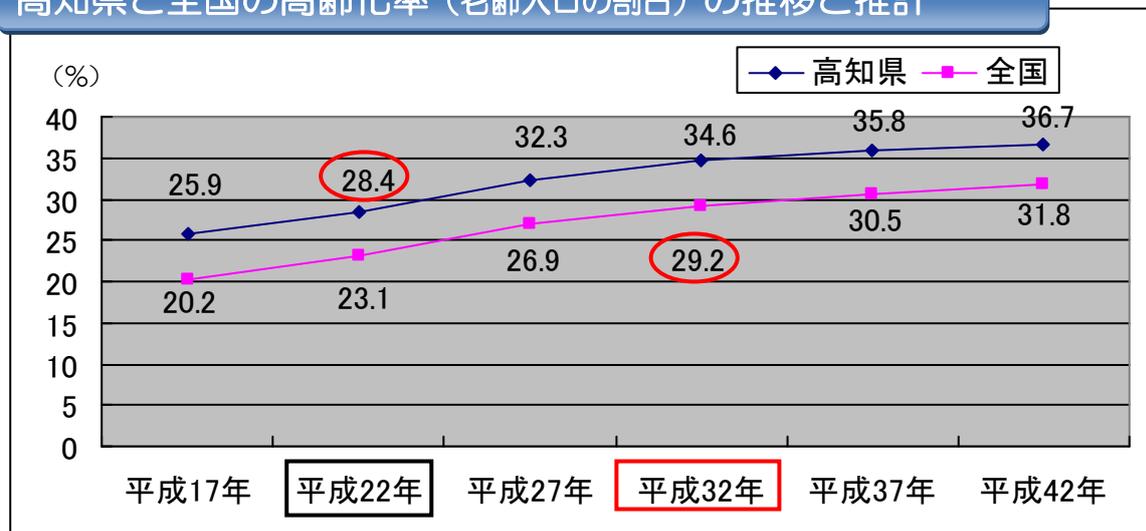


出典：厚生労働省「人口動態調査」

■高齢化率の上昇

本県の高齢化率は、平成22年に28.4%と、全国より10年先行しています。今後も、より一層高齢化が進むことが推計されています。

高知県と全国の高齢化率（高齢人口の割合）の推移と推計

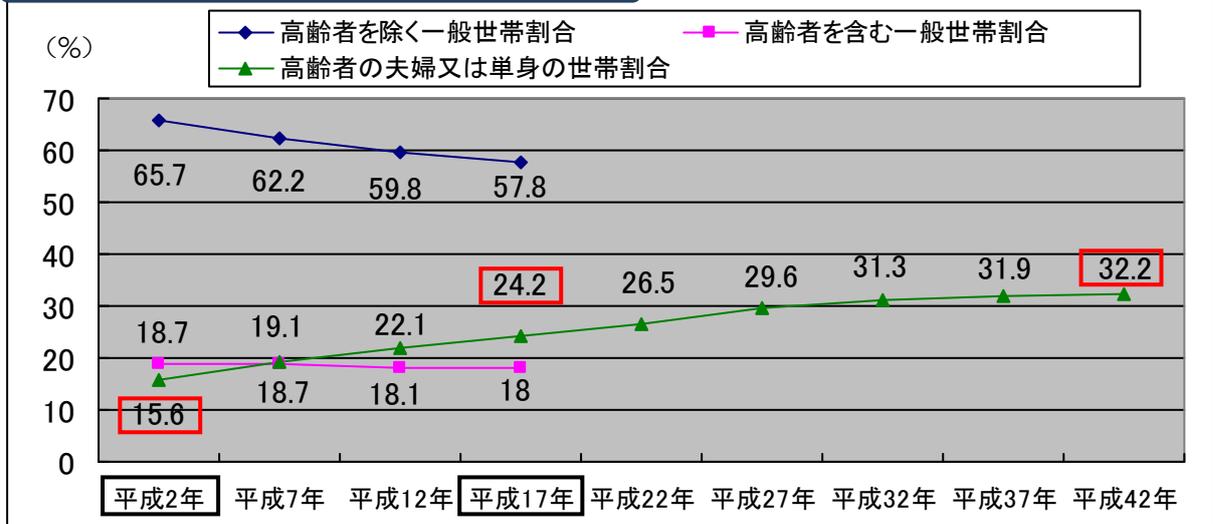


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計」（H19.5）

■高齢者のみの世帯の増加

高齢者のみの世帯（高齢者夫婦又は高齢者単身者の世帯）数は、平成2年と平成17年を比較すると、平成2年には全世帯の15.6%（45,036世帯）ですが、平成17年には24.2%の（78,286世帯・全国2位）となり、15年間で約10%（約3万3千世帯）増加しており、今後とも増加していく見込みです。

高知県の構造別世帯数の割合



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計」（平成17年までは国勢調査）

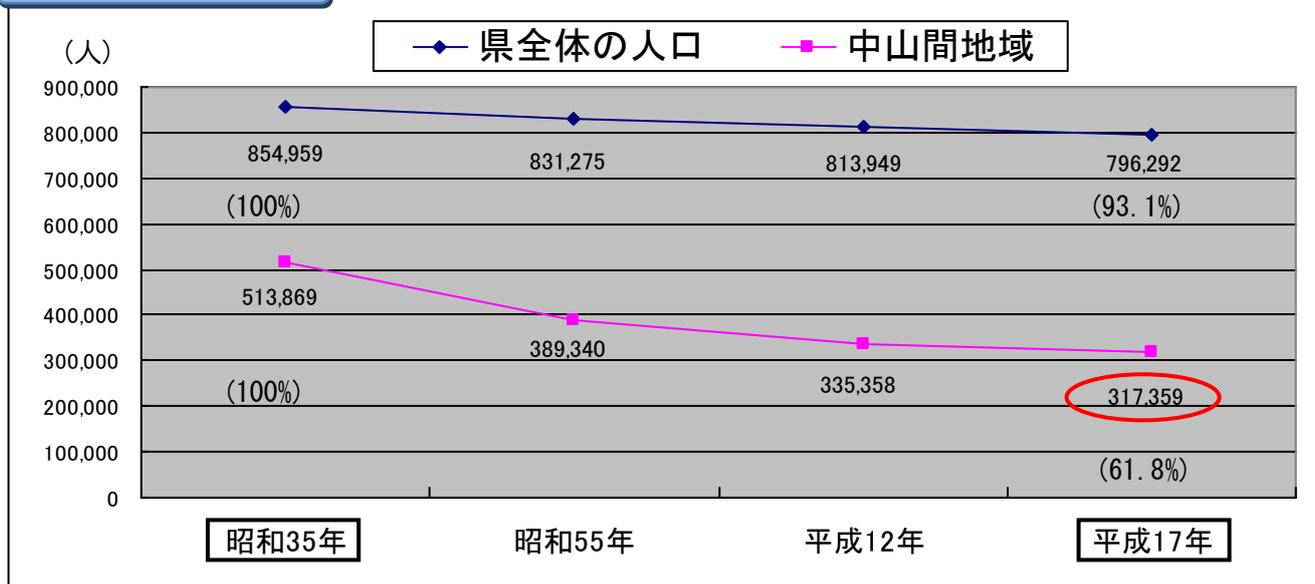


(2) 中山間地域の過疎化、高齢化の進行

中山間地域とは、山間地など地理的条件が悪く、諸条件が不利な地域を対象にした地域振興立法（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法）による指定市町村の地域で、本県では、全ての市町村が該当します。ただし、高知市では旧鏡村と旧土佐山村が対象地域であるなど、いくつかの市町村で対象地域は市町村全域ではなく、一部の地域となっています。

なお、中山間地域の県土に占める面積割合は、92%となっています。

●人口減少率



出典：高知県の集落—平成17年国勢調査結果からみた集落の状況—(H19.7) 高知県

昭和35年を100%として、平成17年の人口を比較すると、県全体の減少率は約7%ですが、中山間地域の減少率は約40%と大きく減少しています。

高い高齢化率

(平成22年8月住基ネット速報値)

県全体の高齢化率が28%に対し、全域が中山間地域の町村では、

大豊町 53.0%を筆頭に、仁淀川町 48.8% 大川村 45.7% 本山町 41.2% 梶原町 41.1% 東洋町 41.0% 北川村 38.9% などと高齢化率は高く、今後も、その割合が高くなっていく見込みです。

集落減少

人口減少、高齢化が進む中で、集落が減少していますが、その一方で、9世帯以下の小規模集落が増加しています。

●集落の減少と小規模集落の増加	H7 2,418 → H17 2,360 (▲58)
●9世帯以下の集落	H7 168 → H17 191 (+23)
	(H17.1.1合併前の高知市を除く。)

出典：高知県の集落—平成17年国勢調査結果からみた集落の状況—(H19.7) 高知県



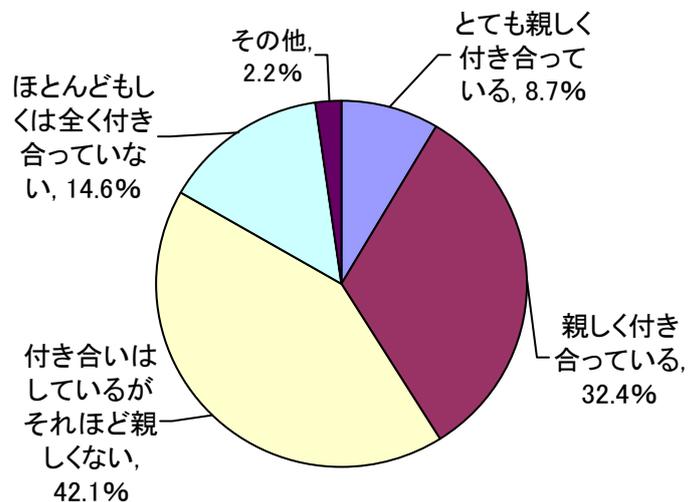
(3) 地域の支え合いの力の弱まり

人口減少と少子高齢化が進み、とりわけ中山間地域では、過疎化、高齢化の進行により大変厳しい状況になっています。

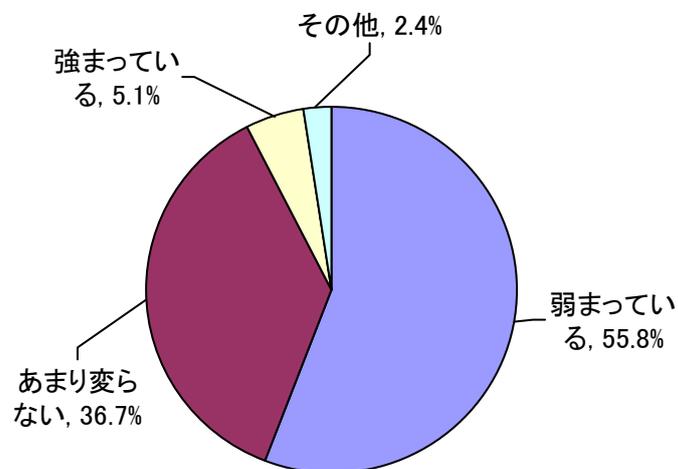
そうした中で、平成21年度の県民世論調査の結果では、半数以上の方が近所付き合いが薄れてきている、支え合いの力が弱まっていると感じています。

県民世論調査の結果（平成21年度調査）

●近所付き合いが薄れている回答が、半数以上の56.7%となっています。



●地域の支え合いの力が弱まっていると感じる方が55.8%と半数以上です。



3. 高知県の課題

(1) 福祉制度サービスが行き届いていない地域への対応

■介護サービス

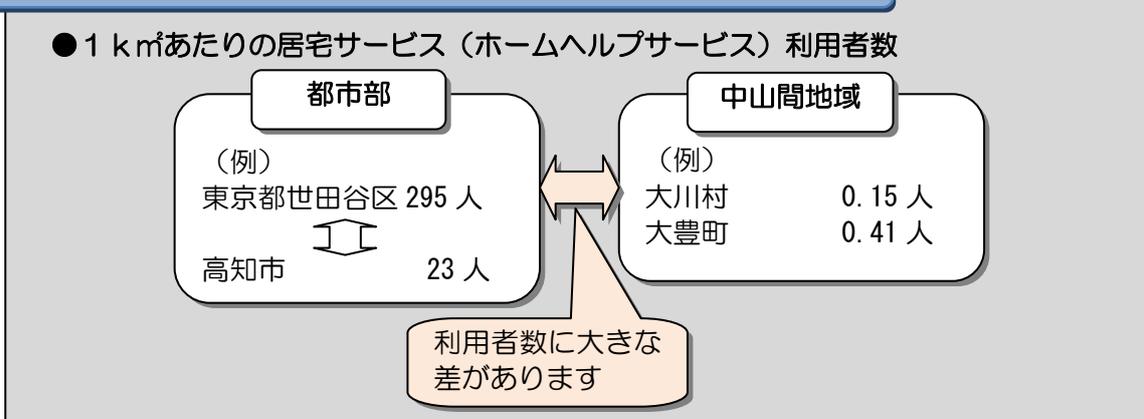
国の福祉施策として介護保険法に基づく介護サービスや障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスといった公的な福祉制度サービスが整備されてきました。

しかし、本県の介護サービスの状況は、例えば、ホームヘルプサービスの1 kmあたりの利用者数で見ると、東京都世田谷区では295人のところ、高知市は23人で、大豊町では0.41人、大川村では0.15人と、利用者数に大きな差があります。

地域には、多様なニーズがあるものの、利用者が少ないため、全国一律の基準では、経営が成り立たないことから、中山間地域への民間事業者の参入は進んでおらず、主に市町村社会福祉協議会が、中山間地域の介護サービスを提供する役割を担っています。

しかしながら、運営状況は厳しく、市町村の補助を受けても赤字となる市町村社会福祉協議会もあります。また、サービスの提供にあたっては、地理的条件の悪さから十分にサービスが提供できない状況にあり、利用者が希望どおりの曜日に利用できない、利用回数が希望に沿えないといったこともあることから、どこに住んでいても必要な介護サービスが受けられる体制整備が課題となっています。

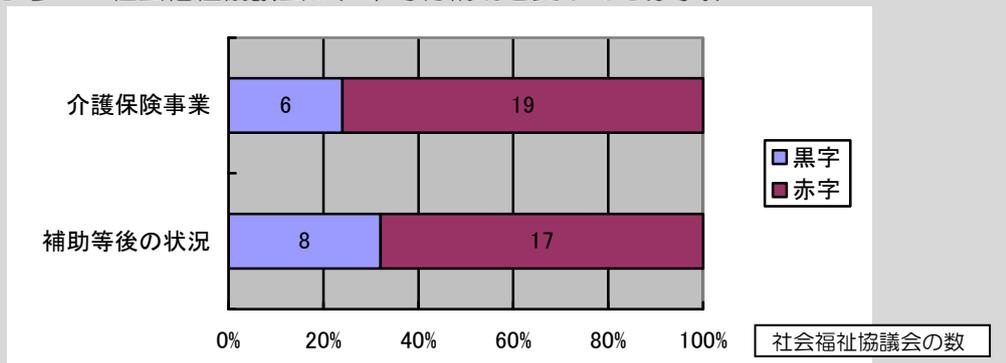
居宅サービス（ホームヘルプサービス）利用者数（比較）



市町村社会福祉協議会の経営状況

● 平成19年の市町村社会福祉協議会の経営状況

- ・ 25社会福祉協議会中、19の社会福祉協議会が赤字。
(うち17社会福祉協議会が、市町村補助を受けても赤字。)



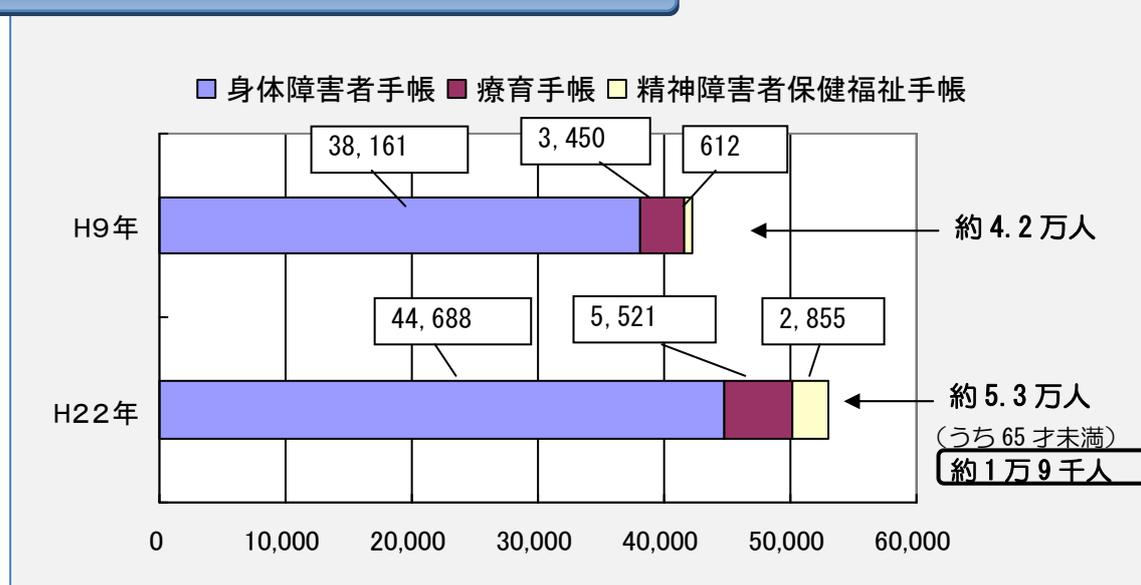


■障害福祉サービス

障害者手帳を所持している方は、高齢化の進行やサービス利用対象者の増加に伴い、平成9年の約4.2万人から平成22年には約5.3万人と約1万1千人増加しています。

障害者手帳を所持している方の中で、主な障害福祉サービスの利用者（介護サービス対象者と重複しない65歳未満の障害者手帳所持者）は、約1万9千人です。そのうち、相談支援事業を利用している人の割合は約26%で、また、障害特性や生活状況に応じた障害福祉サービスの利用者も、26%の約5千人にとどまっており、障害福祉サービスを必要としている方のニーズ把握が、まだまだ十分でない状況です。

高知県の障害者手帳の交付数の推移

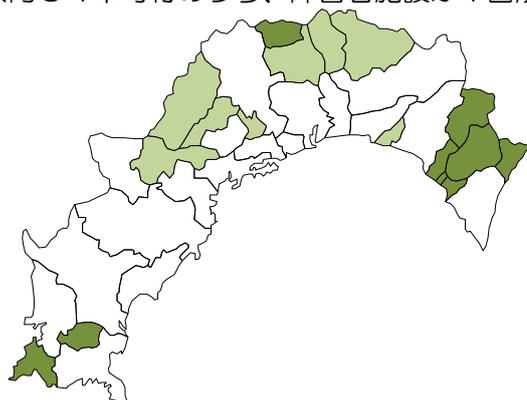


障害福祉サービスは、介護サービス以上に利用者が少ないことから、全国一律の基準では事業運営に必要な報酬が見込まれないために事業者の参入が進まず、県内34市町村のうち、17の町村で障害者施設が1か所以下の状況にあり、こういった地域でのサービス提供の体制整備が急務となっています。

高知県の障害者施設の設置状況

●障害者施設の市町村別の設置状況（H22.4現在）

県内34市町村のうち、障害者施設が1箇所以下の町村は17町村（50%）



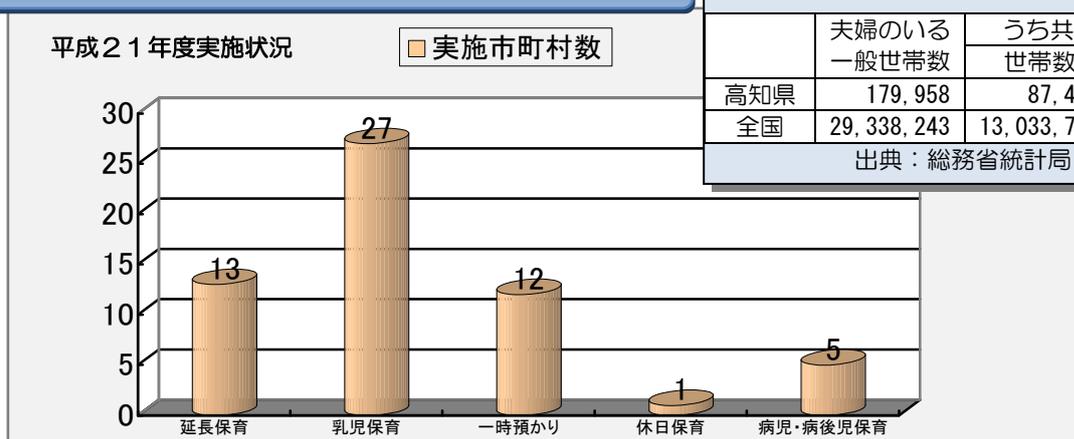
- 障害者施設などが無い地域（9町村）
- 障害者施設などが1箇所のみの地域（8町村）

■保育サービス

本県は、共働き世帯の割合が高く、お母さんたちが安心して働くことのできる環境が求められています。

市町村では、延長保育や乳児保育などに取り組んでいますが、今後、地域のニーズに応じた保育サービスや子育て支援を充実していく必要があります。

高知県の保育サービスの実施状況



高知県の共働き世帯の割合（平成17年）

	夫婦のいる 一般世帯数	うち共働き世帯数	
		世帯数	割合
高知県	179,958	87,467	48.6%
全国	29,338,243	13,033,783	44.4%

出典：総務省統計局「国勢調査」

出典：高知県教育委員会

(2) 小地域での福祉活動の普及

■ふれあいサロンなどの状況

小地域でのサロンは、高齢者などが集い、交流することで、住民同士のふれあいや安否確認をはじめ、健康づくりや生きがいづくりなど、住民の交流の場とともに多様な活動の場として重要な役割を果たしています。

本県では、市町村社会福祉協議会などが、サロン活動の普及に取り組んでいますが、現在、サロン数は増加の傾向にあるものの、地域によって取り組みがないところもあります。

特に、中山間地域では、高齢化によりサロン活動が衰退してきているところもあります。

また、サロン活動以外にも、住民主体の様々な活動が行われており、こうした小地域での活動は、住民の交流の場とともに、地域の様々なニーズや課題を把握する場としても非常に有効ですので、面的な広がりや活動の強化を図ることが必要です。

ふれあいサロンなどの設置状況

ふれあいサロンなど設置個所数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
社会福祉協議会	245	259	265	313
行政	169	216	234	215
その他	280	268	287	290
合計	694	743	786	818

出典：高知県社会福祉協議会

(3) 相互扶助活動の推進

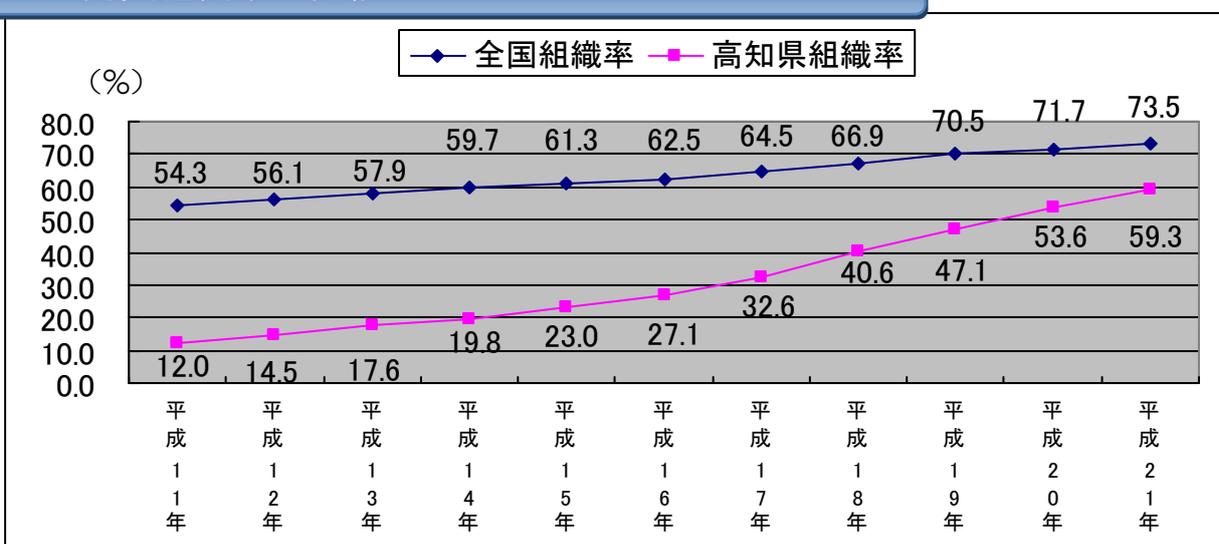
■自主防災組織の組織化と活動支援

自主防災組織は、「自分たちの地域は、自分たちで災害から守る」という住民の自覚と連帯感により、町内会などを単位として自主的に防災活動に取り組む組織です。

本県の組織率の状況は、年々上昇傾向にあります。また、全国の組織率を下回っています。

今後とも、南海地震や津波、大雨や土砂崩れなどの自然災害に備えるために、より一層組織率を高めていく必要があります。

自主防災組織率の推移



■災害時要援護者の取り組み支援

近年、多発する自然災害において、自力での移動が難しい、情報収集ができない、意思表示ができないといった高齢者や障害者などのいわゆる「災害時要援護者」が被害に遭うことが多くなっています。

こうした災害時要援護者が安全にスムーズに避難するためには、自らの災害への備えや行政の取り組みも重要ですが、何より大切なのは、各地域における災害時の助け合いです。

そのため、地域で平常時から自治会や町内会、民生委員・児童委員などが連携して災害時要援護者の実態を把握し、避難支援や安否確認などを行う際に活用できる災害時要援護者名簿や居住する場を示すマップづくりなどに取り組み、自主防災組織の活動に活かしていくことが必要です。

市町村では、こうした取り組みを活かし、災害時要援護者の避難支援体制などを定める「避難支援プラン」を策定し、全市町村で安全安心の支援システムを早急につくっていく必要があります。

(4) 中山間地域での暮らしの確保

中山間地域などでは、過疎化、高齢化の進行に伴い、集落が年々減少する一方で、小規模集落が増加しています。こうした地域では、地域の商店の廃業や公共交通の廃止や便数が減少するなど、地域社会の機能が低下しており、高齢者が、病院への通院や買い物も難しくなっているとともに、一人暮らしの高齢者などで、ゴミを収集場所まで持って行けない、大雨の時の不安など、生活を維持するうえでの様々な課題がでてきています。

また、小規模な集落では、道路の草刈りや清掃、生活用水施設の維持管理などの共同作業が難しくなっている地域があります。

今後とも、少子高齢化が進むなかで、中山間地域の高齢者などの暮らしの確保や、集落機能の維持が大きな課題となっています。

(5) 児童虐待や自殺対策など社会的な課題への対応

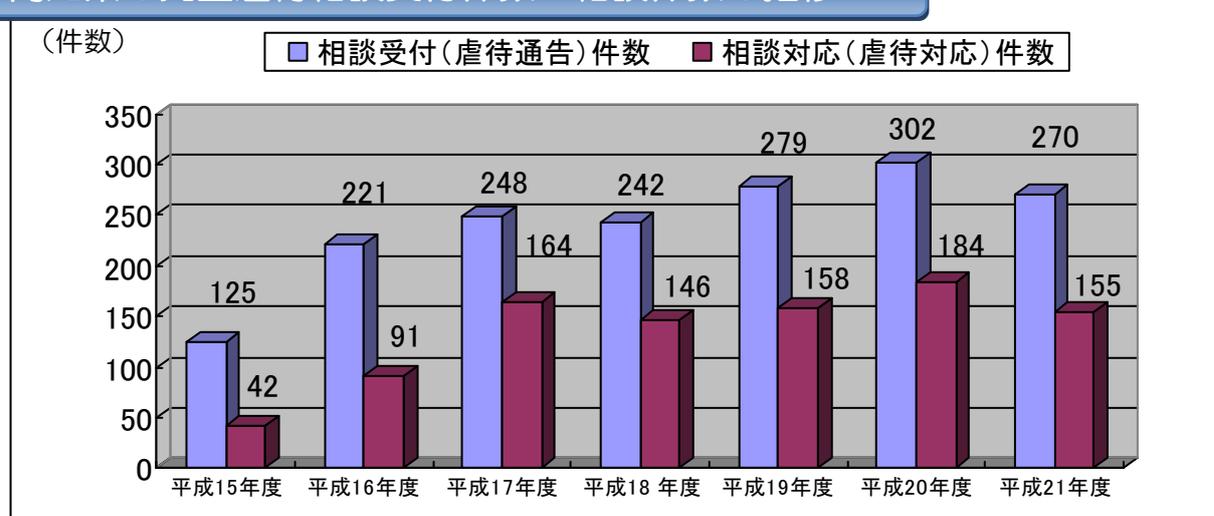


■児童虐待の状況

本県の児童相談所が受け付けた児童虐待の通告・相談件数のうちで、児童虐待と認定し対応した件数は、右肩上がりです。平成20年度は過去最多となりました。平成21年度の件数は、前年度を少し下回ったものの依然として高止まり傾向にあります。

このように深刻な状況にある児童虐待に適切に対応していくためには、市町村や児童相談所の相談体制を強化していくことはもちろんですが、保育所、学校、民生委員・児童委員など、児童に関わる全ての関係機関が連携し、児童の最善の利益を最優先にして取り組んでいくことが重要です。

高知県の児童虐待相談受付件数・相談件数の推移



出典：高知県地域福祉部

■自殺者数の状況

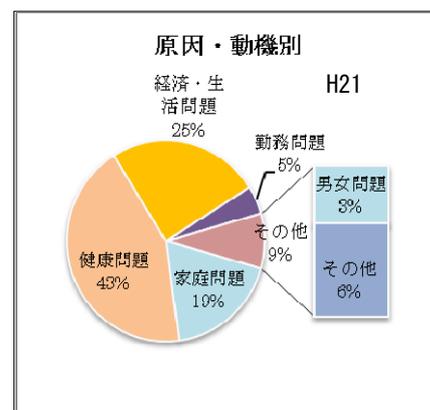
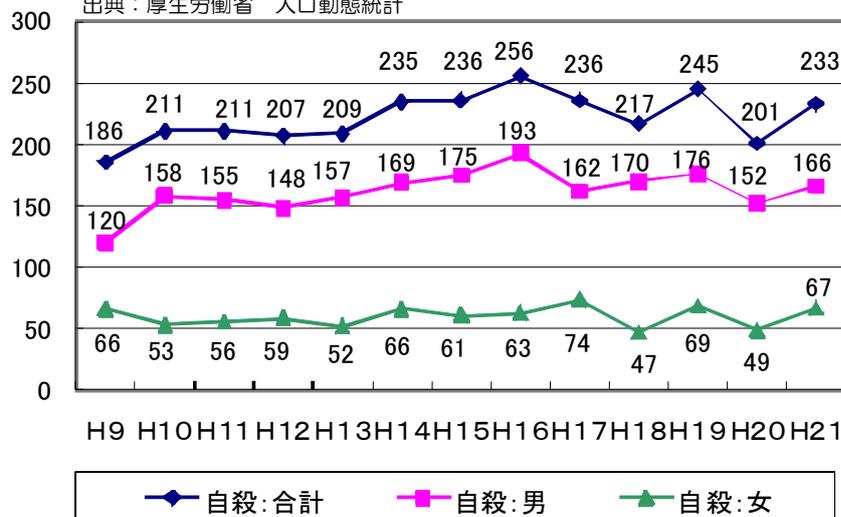
自殺で亡くなる方は、平成10年以降、毎年200人を超えており、深刻な状況にあります。自殺者の約3割を高齢者が占めており、また、近年、中高年の男性の自殺者が増えています。

自殺の原因・動機は、「健康問題」が最も多く、「経済・生活問題」、「家庭問題」の順になっており、特に「経済・生活問題」は、平成9年と比較すると倍増しています。

地域のなかでの気づきやつなぎ、見守りなど、一人ひとりの取り組みと、身近な相談窓口の充実、強化が必要となっています。

高知県の自殺者数の推移

出典：厚生労働省 人口動態統計



出典：警察庁、高知県警察本部



以上のように、高知県の現状と課題を整理すると、

- 高知県では、地域での支え合いの力が弱まってきているうえ、全国一律の福祉制度サービスだけでは、必要なサービスが行き届かなくなっています。
- 地域での福祉活動においても、サロンなどの小地域でのふれあい支え合う活動も地域によってバラつきがあり、自主防災や災害時要援護者に対する相互扶助活動も十分ではありません。また、中山間地域などでは、集落機能も低下しており、高齢者などが生活しづらい環境となっており、生活面での不安も大きくなってきています。さらに、児童虐待や自殺の件数も多く、社会問題となっており、地域での「支え合い」が必要となっています。
- 今後ますます、人口減少、高齢化が進むなかで、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心していきいきと暮らしていくためには、福祉制度サービスの充実はもちろんですが、以前あった近所づき合いや助け合い、支え合いのような地域住民の新たな「支え合いの仕組み」を再構築し、地域福祉活動を推進していくことが喫緊の課題です。
- 地域福祉への県民のみなさんの意識も高く、今こそ高知県の地域の実情にあった新しい福祉の形を官民協働により地域地域でつくり上げていかなければなりません。

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第108条に基づく計画で、高知県における地域福祉を推進するための基本指針であるとともに、市町村の地域福祉計画の策定及び実践活動を支援する性格を持っています。

また、福祉・保健・医療分野と連携し、関係する個別の福祉計画との整合性を図り、地域福祉の視点から定める計画です。

【社会福祉法 抜粋】

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催など住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

2. 計画の目的

この計画は、「高知型福祉」の実現のために、市町村の地域特性や独自性を尊重し、市町村が住民の皆さんや社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉団体などとともに、地域の実情を踏まえて、福祉ニーズや生活課題に対応した地域福祉を進める取り組みを支援することを目的として策定するものです。



3. 地域福祉の方向性

「高知型福祉」を実現するために、地域福祉の取り組みの方向性を示し、その方向性に沿った方策を推進します。

◎安全・安心の地域づくりの推進

○新たな支え合いによる地域づくり

○安全で安心して暮らせる地域づくり

◎安全・安心の基盤づくりの推進

○福祉を支える担い手の育成

○利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上

4. 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間



5. 計画の目標

官民協働

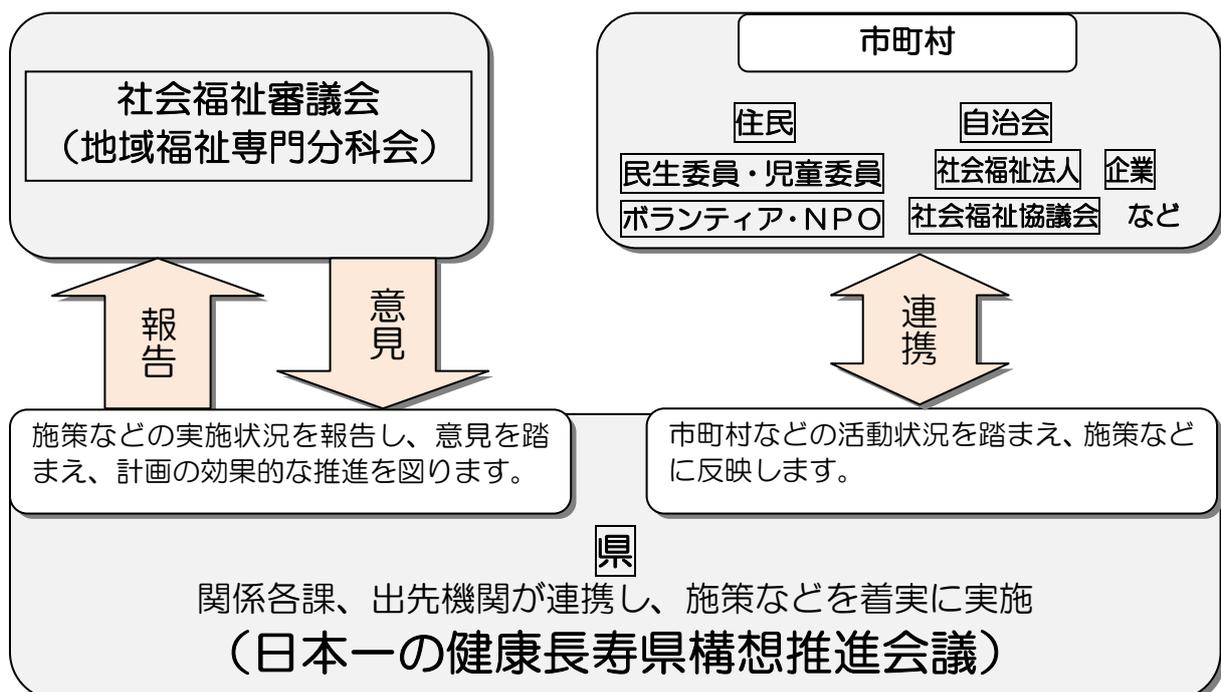
県民誰もが安全で安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり

この計画では、それぞれの地域において、官民協働による県民誰もが安全で安心して暮らせる支え合いの仕組みづくりを目標に取り組みを進めます。

6. 計画の推進体制

この計画を推進するため、県は、市町村の地域福祉の取り組み状況をはじめ、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、NPO、地域住民などの活動状況を踏まえ、意見交換を行いながら、施策などに反映します。

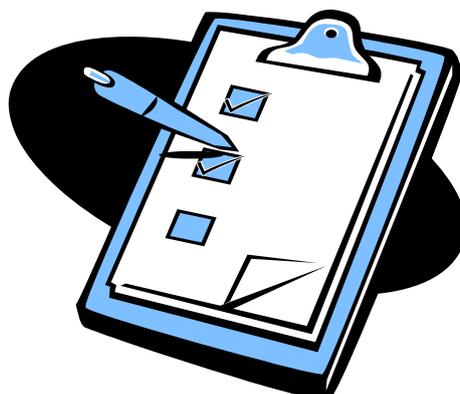
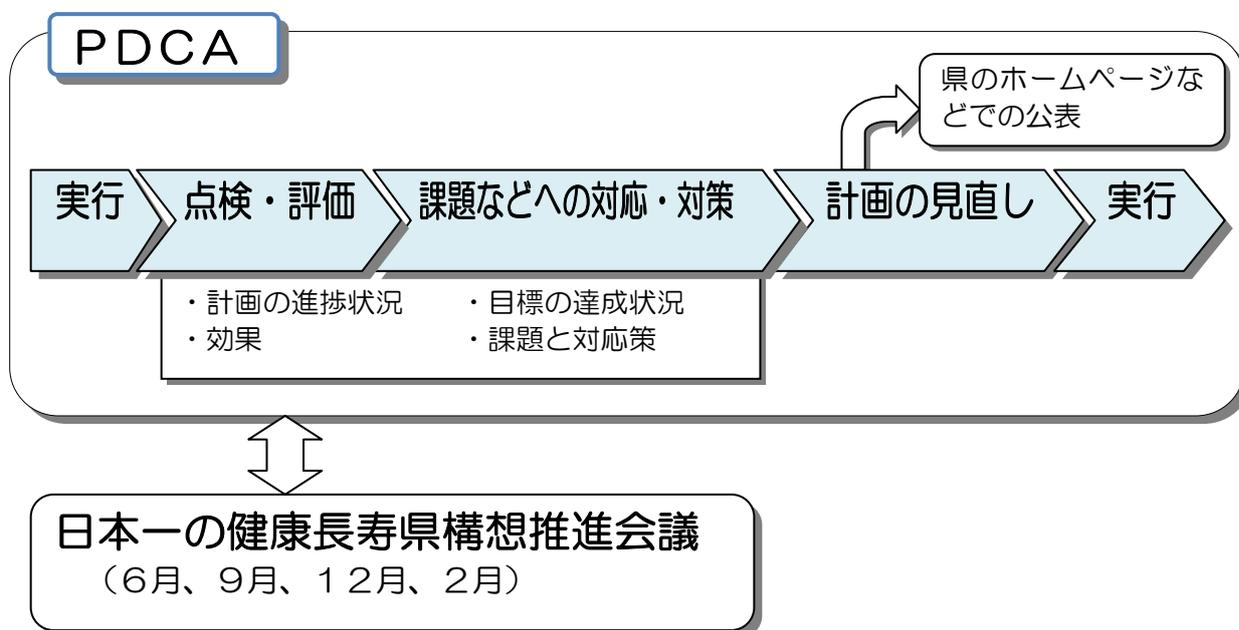
- 日本一の健康長寿県構想推進会議において、施策の進捗管理を行い、次年度以降の施策に反映します。
- 高知県社会福祉審議会へ施策などの実施状況を報告し、ご意見をいただきながら、計画の効果的な推進を図ります。



7. 計画の進行管理

この計画の進行管理は、計画を立て（Plan）、計画を実施（Do）し、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価すること（Check）で、その後の計画や計画の実施を改善する（Act）、一連のPDCAサイクルによって、計画の目的や目標に向けた取り組みを着実に進めます。

- 本課と各福祉保健所（地域支援室）などの出先機関が連携し、把握した市町村の進捗状況なども踏まえ、日本一の健康長寿県構想推進会議において、施策の実施状況の点検・評価・見直しなどを行うとともに他の福祉関係計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、適宜必要な計画の見直しを行います。
- 計画の見直しを行った場合は、県のホームページなどで、その内容を県民に公表します。



第3章 計画の内容

1. 地域福祉の方向性

(1) 安全・安心の地域づくりの推進 ～コミュニティの再生・強化～

人口減少と少子・高齢化が進むなかで、誰もが住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくため、

- ・新たな支え合いによる地域づくり
- ・安全で安心して暮らせる地域づくり

を推進し、コミュニティの再生・強化に取り組みます。



① 新たな支え合いによる地域づくりの推進

本県の中山間地域などでは、地域での支え合いの力が弱まってきているうえ、国の全国一律の福祉制度サービスだけでは必要なサービスが行き届かなくなっています。

そのため、平成21年度から、こうした制度サービスのすき間を埋め、こどもから高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらず小規模でありながら必要なサービスを提供でき、ふれあうことのできる小規模多機能支援拠点として「あったかふれあいセンター」の整備を進めています。

「あったかふれあいセンター」では、高齢者や障害者など誰もが集える場としての「集い」を中心にした活動が行われているほか、見守りや訪問活動を行うなかで、高齢者の生活課題などに対応した生活支援サービスの提供が行われてきています。

このように、在宅生活を支えるために支援が必要な人へのきめ細やかな対応など、あったかふれあいセンターが、地域の実情やニーズに対応した小規模多機能支援拠点となるよう、福祉サービスの現状や生活課題を明らかにし、支え合いや生活支援サービスの仕組みづくりを地域の方の参画を得ながら官民協働で進めます。

また、身近な地域で、誰もがふれあい・交流するとともに、介護予防や健康づくり、生きがいづくりなど、住民主体の活動の面的な広がりや活動の促進を図り、地域ニーズの把握やコミュニティの再生・強化に取り組みます。その際、あったかふれあいセンターなどの小規模多機能支援拠点が、持続可能な活動となるよう地域活動をサポートすることが大切です。

② 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進

高齢化の進展に伴い、一人暮らしの高齢者が増えてきており、誰にも気づかれずに自宅などで亡くなっている「孤独死」事例が県内でもありますし、認知症の方を地域で見守り、支える活動も求められています。

また、社会的な問題となっている児童虐待は、地域で気になるこどもや家庭を早期に発見し、

こどもに関わる全ての関係機関が連携して、早期に適切な対応を行うことが重要です。さらに、本県の自殺死亡率は、全国に比べて高い状況にあり、自殺対策が大きな課題です。

そのため、地域で悩みを抱える人に気づき、その人の話を聞き、専門機関へつなぐなどの取り組みが重要となっています。

このように、地域で支援が必要な人などを早期に発見し、支援するネットワークと、市町村の総合相談窓口などが中心となって、介護や医療などの専門機関と地域の関係機関が連携して総合的かつ継続的に支援を行う体制づくりー地域包括支援ネットワークシステムーの整備を進めます。

また、喫緊の課題である南海地震への対応として、自主防災組織の組織率の向上と要援護者の支援の仕組みづくりを進めます。

(2) 安全・安心の基盤づくりの推進 ～多様な福祉サービスの質の向上～

誰もが、住み慣れた地域で必要な福祉サービスを受け、安心して暮らせる地域づくりを進めていくうえで、その基盤となる

- ・ 地域福祉を支える担い手の育成
 - ・ 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上 など、
- 住民の多様なニーズに対応した質の高い福祉サービスを提供できるように取り組みます。

① 福祉を支える担い手の育成

地域福祉を推進していくためには、住民の地域福祉に対する理解を深め、活動に対する気運の高揚を図るとともに、それぞれの個人の特技や経験、さらには関心があることなどを地域活動に活かしていただくよう参加しやすい仕組みや環境づくりを進めます。

また、福祉サービスの質の向上を図るため、福祉の専門職の確保と育成に取り組むとともに、地域福祉の核となる市町村社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会の活動強化に取り組みます。

② 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上

福祉サービスを利用する人が、自分に応じた質の高い福祉サービスを選択でき、利用しやすくしていくことが必要です。

そのため、利用しやすく分かりやすい、また適切できめ細やかな相談支援体制や、誰もが利用しやすい福祉サービスの仕組みづくりを進めます。

2. 具体的な方策

(1) 新たな支え合いによる地域づくりの推進

① 小規模多機能支援拠点（あったかふれあいセンターなど）の活動の充実

現状及び課題

- 本県は全国に先行して人口の減少や高齢化が進んでおり、これまで地域が担ってきた支え合いの力が弱まってきています。特に中山間地域などにおいては、住民力の低下により、集落機能の維持さえも困難になってきているのが現状です。
- 県民世論調査（H21）でも、55.8%もの人が、地域での支え合いの力が弱まっていると感じていることがわかりました。
- こういった現状の中で、全国一律の基準で提供される介護や障害の福祉制度サービスは、地域に多様なニーズがありながらも、利用者が少ないために必要なサービスが提供されにくい状況となっています。
- このため、住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら安心して暮らしていけるよう、平成21年度から、ふるさと雇用再生特別基金（～H23）を活用し、小規模でありながらも、必要な福祉サービスを提供できる小規模多機能支援拠点としてあったかふれあいセンターの整備を進めてきました。
- 平成22年10月末現在で、30市町村39ヶ所で新たに114人を雇用し、活動が行われています。具体的には、集いの場としてのサロン活動を中心に、あったかふれあいセンターへの送迎や外出支援、認知症高齢者やこどもの一時預かり、障害者の就労支援など、地域の実情にあわせて様々な活動が行なわれています。
- このように、誰もが利用できる集いの場ができたことで、ニーズの掘り起こしとなり、世代間の交流などによる高齢者の元気づくりや、介護予防、障害者の社会参加につながっています。また、制度サービスのすき間を補完するサービスとしても利用されています。
- また、集う機能とともに、見守り・声かけ訪問などを行うことで地域のニーズに対応した生活支援サービスが行われてきており、配食や買い物支援などのサービスにつながってきていますが、地域の課題把握やニーズの掘り起こしは、まだまだ十分とは言えない状況です。
- あったかふれあいセンターが地域課題やニーズに柔軟に対応できる小規模多機能支援拠点として運営していくためには、民生委員・児童委員や老人クラブ、ボランティアなど関係機関の参画による官民協働の運営体制（運営協議会など）が重要ですが、設置されているところは少ない状況にあります。

取り組みの方向

◎あったかふれあいセンターなどが、地域ニーズや課題に対応した小規模多機能支援拠点としての活動に加え、要援護者の見守り支援や生活課題に対応した支え合いの活動などを行う地域福祉活動を推進する拠点（以下、「地域福祉の拠点」という。）となるよう整備を進めます。

- ・誰もが利用できる「集う」機能を基本に、地域住民の交流や創作活動、高齢者や障害者などの一時預かり、さらには、中山間地域の実情を踏まえ、集いの場への送迎サービスや高齢者などの不安を取り除くための「泊る」機能など地域ニーズに応じたサービスを提供。
- ・訪問・相談活動などを充実強化し、地域の要援護者を早期に発見し、早期に必要な支援やサービスにつなぐなど、要援護者の早期発見、見守り支援ネットワークづくり（地域包括支援ネットワークシステムの構築）などの活動を推進。
- ・高齢者や障害者などの生活を維持するため、地域の生活課題に対応した新たな支え合いの仕組みづくりと、その活動拠点としての支え合い活動を推進。

◎地域福祉の拠点は、市町村が、生活圏域など地域の実態をふまえ、一定のエリアを基本単位に整備を進めます。

◎地域福祉の拠点としての活動を展開していくため、地域福祉コーディネーターやスタッフの体制整備と、その育成を進めます。

◎地域福祉の拠点は、住民や関係機関との官民協働の運営体制づくりを進めます。

◎市町村が策定する地域福祉計画と市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に地域福祉の拠点を位置づけて、地域福祉活動を推進します。

県の具体的施策

◎地域ニーズに応じた生活支援サービスなどを提供できる地域福祉の拠点整備を推進します。

- ・地域福祉の拠点の運営支援制度の創設に関する国への制度提案を行います。
- ・地域福祉の拠点の運営に対する財政的支援と、活動に対する職員による支援（以下、「人的支援」という。）を行います。
- ・地域福祉の視点を持ち、集いの場や訪問活動などから相談支援や地域のニーズ把握、生活課題への対応が行えるよう、高知県社会福祉協議会と連携して、地域福祉コーディネーターとスタッフを育成します。
- ・地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定や実践及び推進体制づくりへの人的・財政的支援を行います。
- ・地域住民や関係機関の参画による官民協働の運営体制の立ち上げを支援します。



●あつたかふれあいセンターの整備促進



あつたかふれあいセンターの整備状況
(設置主体：市町村)

	平成22年3月末	平成22年10月末
設置市町村数	22市町村	30市町村
設置個所数	28カ所	39カ所
新規雇用者数	76人	114人

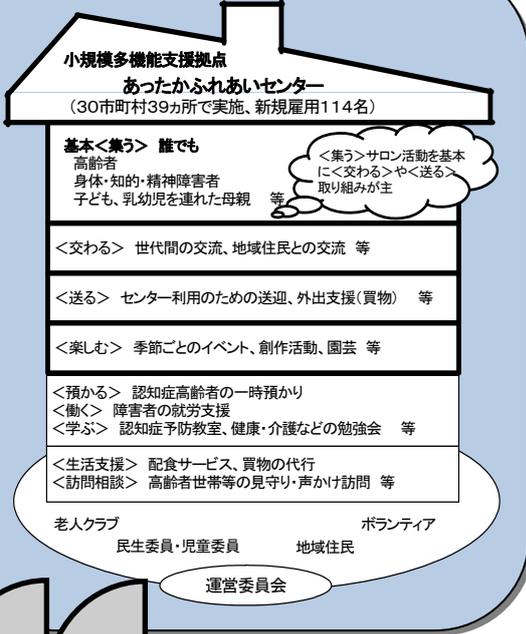
※ あつたかふれあいセンターの運営に、国のふるさと雇用再生特別交付金による基金を活用(平成21~23年度)

＜実施主体＞

- ・社会福祉協議会…………… 21カ所
- ・その他社会福祉法人…………… 6カ所
- ・株式/有限会社…………… 5カ所
- ・その他(NPO/社団法人/任意団体) …… 7カ所

利用者の状況

- 利用者の状況…主に高齢者が多く、1日平均10名程度が利用
- ・**高齢者**：元気な高齢者や介護認定者で日中の居場所がほしい方、生活に不安を感じる方、閉じこもりがちな方
 - ・**身体、知的、精神障害者**：日中の居場所がほしい方、社会参加、就労の場や就労の支援がほしい方
 - ・**こども**：学童保育を利用していない(できない)小学生、放課後や長期休暇中のこども
 - ・**若者**：引きこもりがちな方
 - ・**乳幼児を連れた母親** など

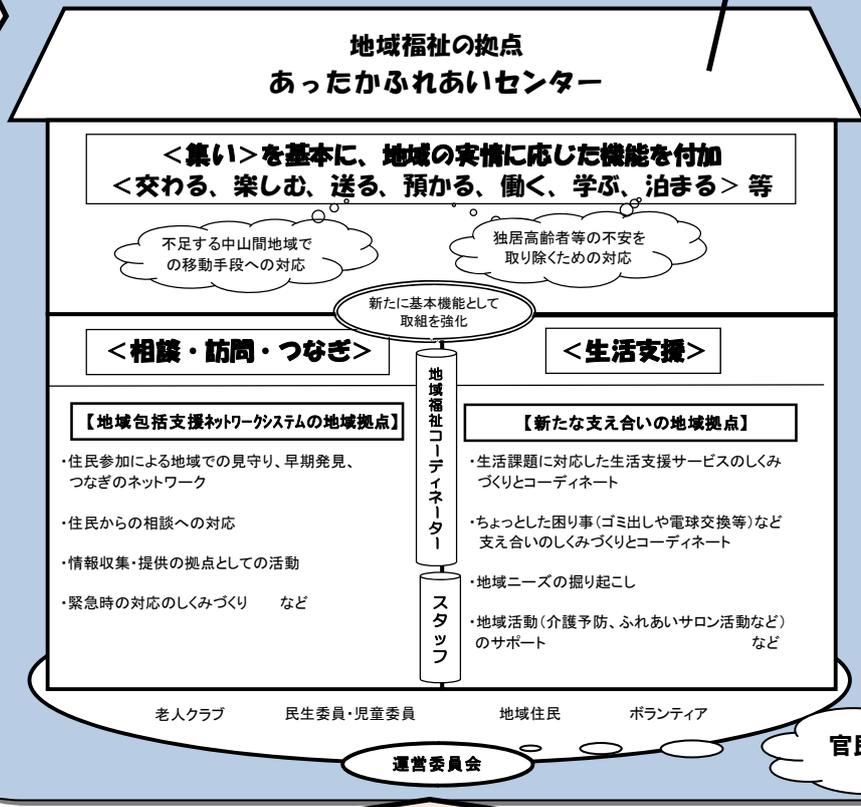


機能強化

地域の実情に応じて一定のエリアを基本単位に整備

「地域福祉の拠点」
市町村が指定

「制度の創設」
国への制度提案



官民協働の運営体制

「財政的支援」+「人的支援」
(県)

② 地域福祉の拠点における支え合いの仕組みづくりと実践活動 ア 福祉サービスの現状と住民参加による新たな支え合いの仕組みづくり

現状及び課題

- 地域では住民同士の支え合いの力が弱まってきていますが、今後、住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら安心して暮らしていくためには、住民参画による新たな支え合いの仕組みづくりが大きな課題となっています。
- 高知県地域福祉支援計画策定にあたり行った県下6カ所での意見交換会（以下、「支援計画の意見交換会」という。）では、「身近なところに居場所が欲しい」「買物やゴミ出しが困る」「庭の草刈りや掃除をして欲しい」「食事の準備などちょっとした支援をして欲しい」。また、「交通（移動）の問題」「子育ての支援の場や障害者などの就労の場が欲しい」など、たくさんのご意見をいただきました。
- これらの課題に対して、住民のマンパワーを活かした生活支援サービスや地域の支え合いで解決できることもあり、「自分達も住み慣れた地域ですずっと暮らしていくためにも支え合いの仕組みをつくっていききたい」といった、心強いご意見もいただきました。
- また、平成22年11月に地域支援企画員が実施した、小規模な（20世帯以下）集落の調査（11集落）では、
 - ・集落内に商店はなく、移動販売を利用したり、バスで市街地へ買い物に行っている。
 - ・県道まで出ないとバスはない。自動車がないと生活が厳しい。タクシー利用も多い。
 - ・急病人が出て、救急車が到着するまでに40分もかかってしまう。
 - ・新聞は総合版のみで、区長が集落の入口へ取りに行き、各戸へ配布しているケースや、各人が取りに行くケースがあり、非常に不便を感じている。（郵便局が配達する集落があるが、朝刊が着くのが夕方の時間帯）
 - ・携帯電話のつながりにくい場所がある。など、集落における実態や生活課題も明らかになりました。
- 今後、ますます人口減少、高齢化が進むなかで、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていくためには、既存の制度や仕組みによる福祉サービスだけではなく、住民も参加した新たな支え合いと生活支援サービスの仕組みづくりが必要です。
- また、こうした地域課題やニーズに対応した仕組みづくりを進めていくためには、住民の支え合いの意識の醸成を図ることが重要です。

取り組みの方向

- ◎あったかふれあいセンターなど、地域福祉の拠点を中心にして、市町村や関係機関はもとより、地域の方々や民生委員・児童委員、老人クラブなど、官民協働で地域の実情やニーズに応じて、住民のマンパワーを活かしながら新しい支え合いの仕組みづくりを進めます。
- ◎福祉サービスの現状や地域課題を整理し、住民と共有して、生活課題に対応した生活支援サービスや生活のちょっとした困りごとに対応した新たな支え合いの仕組みづくりを進めます。
 - ・地域の現状や課題を住民と共有することによって、支え合いの意識を醸成し、活動に対する理解と協力を得るよう取り組みを進めます。

イ 推進体制と実践活動、活動の評価

現状及び課題

- 誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていくためには、地域福祉の拠点を中心に、官民協働による新たな支え合いの仕組みの実践と、住民参画による推進体制が非常に重要です。
- また、実践活動を定期的に評価・見直しをしていくことで、より地域の実情やニーズに応じた取り組みにつなげていくことが重要です。(運営委員会など)

取り組みの方向

- ◎住民参画による官民協働の推進体制の整備を進めます。
 - ・市町村の地域福祉計画及び地域福祉活動計画の中で、PDCAサイクルによる評価や計画の見直しなどを位置づけて、地域のニーズに対応した取り組みを進めます。

※PDCA サイクルーP (Plan : 計画)、D (Do : 実行)、C (Check : 評価)、A (Act : 改善) の4段階を順次行い、螺旋を描くように1周ごとにサイクルを向上 (スパイラルアップ) させて、継続的に業務改善する。

県の具体的施策

- ◎住民のマンパワーを活かした住民参加の支え合いの仕組みづくりと活動の推進体制の整備などに対して、人的支援を行います。
- ◎地域福祉コーディネーターや、民生委員・児童委員などの福祉を支える担い手の育成を図るため、高知県社会福祉協議会と連携して研修会を開催します。



③ 小地域の福祉活動の推進

ア ふれあいサロン活動などの普及

現状及び課題

- 小地域の福祉活動としては、地域の集会所などを活用して、市町村社会福祉協議会や地域住民などが主体的に運営する「ふれあいサロン」があります。県内の設置個所数は、平成 18 年には 694 カ所でしたが、平成 21 年には 818 カ所と増加しています。
- あったかふれあいセンターにおいても、13 市町村でサテライト方式により、より住民に身近なところでサロン活動に取り組んでいます。
- 高齢者などが身近で気軽に集えることで、生きがいづくりや地域の交流の場所として、また、ひきこもりの防止などの大きな役割を果たしています。
- しかし、中山間地域など一部の地域では、サロンの開催場所まで行けなくなったことで利用者が減少したり、サロン運営の担い手がないことで活動が衰退し、交流の機会が少なくなった地域もあります。支援計画の意見交換会でも、「高齢者の孤独や孤立」、「ふれあいが少ない」「集う場所がない」「話す場や人がいない」などのご意見をいただきました。
- 住民が参加しやすく身近なふれあいサロンなどの活動は、ふれあいや交流の場としての役割はもちろんですが、地域コミュニティの再生強化にもつながります。併せて、住民ニーズや生活課題を把握するうえでも重要な役割を担っていることから、ふれあいサロンなどの小地域での集いの場づくりと、その活動が継続される仕組みづくりが必要です。

取り組みの方向

- ◎ あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点の整備に合わせて、そのサテライト機能を、住民が身近な場所で集える場として整備していきます。
- ・ 地域のニーズに応じて、小地域での集いの場づくりを進めます。
- ・ 地域福祉の拠点が、住民主体で行っているサロンなどの活動をサポートすることで、継続的な活動につなげるとともに、担い手の育成を進めます。

イ 住民主体の介護予防の推進

現状及び課題

- 日本一の健康長寿県構想を進めていくうえで、高齢者の介護予防の取り組みは非常に重要です。
- 小地域でのサロン活動などは、住民主体で介護予防や健康づくりに取り組む拠点として非常に有効です。

- また、そのような取り組みをお世話役のボランティアの方などが支援することによって、相互のつながりができ、声かけや誘い合いといった支え合いの活動のきっかけづくりとしても期待できます。
- 県内では、高知市をはじめ、各地域で100歳体操などの介護予防や健康づくりの取り組みが行われていますが、一方で、地域の担い手不足や、高齢化で、介護予防などの取り組みが展開できていないところもあります。
- 県では、本年度から、住民主体の介護予防の取り組みを進めるため、地域リーダーを育成するとともに、高齢者が取り組みやすい運動方法などを取りまとめた介護予防手帳を作成配布することとしています。今後、介護予防手帳を活用して地域福祉の拠点や地域リーダーなどと連携して住民主体の介護予防の取り組みを進めていくことが必要です。

取り組みの方向

- ◎介護予防や健康づくりに取り組む住民の意識の啓発と醸成を図ります。
- ◎介護予防の地域リーダーを育成するとともに、介護予防手帳などを活用して、住民主体の介護予防の取り組みを進めます。

県の具体的施策

- ◎地域福祉の視点を持って、集いの場や訪問活動などから相談支援や地域のニーズ把握、生活課題への対応が行えるよう、高知県社会福祉協議会と連携して研修を行うことで、地域福祉コーディネーターなどを育成します。
- ◎市町村や高知県社会福祉協議会などと連携し、県民に対してサロンなどの活動状況を広報することで、サロン活動などの普及に取り組みます。
- ◎あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点が、小地域の活動をサポートし、継続的な取り組みとなるよう支援します。
- ◎地域リーダーの育成とリーダーを中心とした地域の介護予防や健康づくりの仕組みづくりを行う市町村を支援します。
- ◎高知県版介護予防手帳を作成し、健康に関する情報や介護予防の必要性、取り組み方法などを広く普及します。



(2) 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進

① 地域包括支援ネットワークシステムの構築 ア 市町村の総合相談窓口の機能強化



現状及び課題

- 市町村では、高齢者や障害者、児童、ひきこもり状態にある方やその家族、住民の方々などから、保健や医療、介護、福祉サービスをはじめ、日常生活での困りごとや気にかかることなどの総合相談窓口として対応しています。

<高齢者に関すること>

- 高齢者に関する相談窓口である地域包括支援センターでは、要介護認定者などの状況が十分に把握できていないところがあり、支援が必要な高齢者に必要なサービスを提供するため、居宅介護支援事業所の介護支援専門員や民生委員・児童委員などと連携して実態把握を行うことが必要です。
- また、要介護認定者の在宅生活を支えていくためには、介護サービスだけでなく日常生活の支援や家族への相談活動、緊急時の対応などについて、地域福祉の拠点や市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、専門機関と連携して取り組むことが必要です。
- 併せて、保健や医療、介護などの多職種、多機関との十分な連携を図るとともに、多様なニーズに対応していくためには、地域包括支援センターの職員の専門性を高めることが必要です。

<障害者に関すること>

- 障害者の相談窓口である市町村では、専任の職員を配置することが難しく、また、個々のニーズへのきめ細やかな対応が必要なことや専門性の高い分野でもあるため、専門の相談員のいる民間の相談支援事業所に委託することが望ましいですが、本県は委託率が全国と比べて低く、十分な支援体制が構築できていない状況にあります。
- また、地域での生活を支えていくためには、障害福祉サービスだけでなく、日常生活の支援や地域との交流、緊急時の対応などについて、あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点や市町村社会福祉協議会、地域の医療機関などと連携して取り組むことが必要です。

<児童に関すること>

- 平成17年度から市町村が児童家庭相談の第一義的な窓口ですが、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮するためには、各市町村において相談援助活動が適切に実施されることが必要です。しかし、市町村においては、職員の人事異動などにより相談対応におけるノウハウが蓄積されないことや、専門職員の確保が難しい状況にあるため、職員の専門性を高めることや、専門性が確保される組織づくりが必要です。

＜悩みを抱える方やひきこもり状態にある方に関すること＞

- 悩みを抱える方やひきこもり状態にある方、その家族、地域からの相談については、主に保健福祉の担当部署の保健師などが他業務を兼務しながら対応している状況ですが、自殺やひきこもりに至る背景や要因は様々であることから、関係機関とのネットワークの構築と合わせて、相談対応のスキルアップを図ることが必要です。
- このような各分野の相談窓口が適切に対応していくためには、職員の専門性を高めていくことが必要です。あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点や専門機関などとの定期的な情報共有や小地域ケア会議などを通じて機能強化を図る取り組みが必要です。
- 今後は、地域包括支援ネットワークシステムとして、それぞれの相談窓口が発揮する専門的視点や相談機能を活かし、お互いが連携した相談体制を作ることで、多様なニーズに柔軟に対応し、必要なサービスや支援につなげていく仕組みづくりが重要です。

取り組みの方向

- ◎高齢者や障害者の実態把握、ニーズ調査などを行い、必要なサービスへつなぐ取り組みを進めます。
- ◎住民の相談に適切に対応するため、市町村総合相談窓口の専門性の向上と機能強化を図るため、研修や専門機関からのアドバイス、先進事例の検討、情報交換会などの取り組みを進めます。
- ◎地域住民のニーズを早期発見、早期対応していくため、地域包括支援ネットワークシステムの構築を進めるとともに、その活動内容を評価し、改善する仕組みも導入します。
- ◎市町村の保健福祉担当、地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員などと地域に関わる多様な専門職員を対象に地域支援ワーカーとしての研修を行い、各地域での専門職間の連携を進めます。
- ◎各分野の相談窓口が専門的視点や相談機能を活かし、地域包括支援ネットワークシステムとして連携した相談体制を構築することで個々にとらえたニーズを総合的にアセスメントし、必要とするサービスや支援につなげる仕組みを作っていきます。
- ◎小規模市町村などでは、各分野ごとの相談窓口の機能強化が難しいところがあり、福祉分野の総合相談窓口の1本化や広域での取り組みなど、その体制について話し合いの場を持ちます。

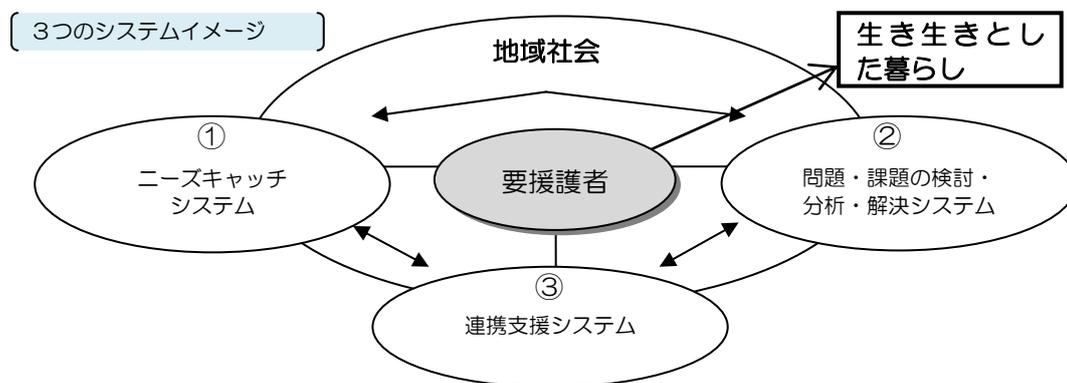
県の具体的施策

- ◎住民が信頼して相談できる市町村総合相談窓口の機能強化と専門性を高めるため、研修や先進事例の学習、専門家の助言・指導などの取り組みを進めます。
- ◎市町村が、地域包括支援ネットワークシステムを効率的、効果的に導入するため、関係職員で構成する研究会を立ち上げ、活動評価の仕組みを検討し、活動評価シートなどを示すことで市町村を支援します。
- ◎地域包括支援ネットワークシステムの専門機関のネットワーク会議（地域包括ケア会議など）を整備するために、関係者への説明会や周知、協力依頼を行います。
- ◎小規模市町村の総合相談窓口の機能強化のための体制づくりに対して、人的支援を行います。

イ 保健・医療・介護・福祉などの連携による地域包括支援ネットワークシステムの構築

(地域包括支援ネットワークシステムとは)

- 地域包括支援ネットワークシステムとは、小地域のなかで要援護者のニーズを発見し、市町村はもとより、保健、医療、介護、福祉の専門機関や地域住民など、地域全体が的確に支援する取り組みを一貫して進めていく仕組みです。このことによって、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい生活の実現を目指すものです。
- 地域包括支援ネットワークシステムは、大きくは次の3つの仕組みで構成されます。
 - ① ニーズの潜在化を防ぎ、的確かつ早期にニーズを発見するための訪問活動や見守り活動、連絡・通報の仕組み（ニーズキャッチシステム）
 - ② 発見されたニーズについて、その解決方法を様々な人の視点から検討・分析し、解決方法を明確にしていく仕組み（ニーズの分析・検討・解決システム）
 - ③ 明確にされた解決方法を、インフォーマル、フォーマルの様々な人や団体などが連携し、取り組んでいく仕組み（連携支援システム）
- 地域包括支援ネットワークシステムは、この3つのシステムを地域の中で、要援護者のニーズに対応するため、「地域における様々なサービスを地域住民のニーズの状態や変化に応じて、適切に、切れ目無く、かつ包括的に提供」できるようにし、住み慣れた地域で安心かつその人らしい「生き生きとした暮らし」を実現していく仕組みです。



- 住み慣れた地域で、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりを進めていくうえで、支援を必要とする高齢者や障害者、児童、悩みを抱える人やひきこもりの人などを早期に発見し、早期に対応するとともに、的確な支援を地域全体で行う取り組み「地域包括支援ネットワークシステム」が不可欠です。
- また、この他にも、地域で暮らしている外国人の方などが、地域で安心して暮らしていけるように支援を行うことが必要です。

(ア) 支援を要する高齢者に対する保健・医療・介護・福祉の連携体制

高齢化がますます進むことに伴い、要介護者の増加が見込まれる中で、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続させるためには、介護サービスをはじめ、地域における様々なサービスが高齢者の変化に応じ、適切に、切れ間なく、かつ包括的に提供されることが必要です。

【①ニーズキャッチシステム】

現状・課題

- 地域包括支援センターでは、独居高齢者の増加や、地域のつながりの希薄さ、また、プライバシー保護の意識が高まるなかで、高齢者に関するニーズや課題についての情報が把握しにくい状況にあります。
- 地域の見守り活動は、民生委員・児童委員などが中心となって見守り台帳などをもとに行っていますが、地域包括支援センターが見守りにより得られた情報を集約したり、ニーズを把握したりする仕組みが十分ではない状況です。
- 現在、サロン活動やあったかふれあいセンターの利用者の多くが高齢者であり、利用者を通して地域の生活課題など様々な高齢者のニーズが見えてきており、具体的な生活支援の取り組みにつながっている事例も出てきています。
- そのため、民生委員・児童委員や地域住民による見守り活動と、あったかふれあいセンターや地域の集い活動の中で把握した地域のニーズを地域包括支援センターにつなげていく仕組みを構築することが必要です。
- また、サロン活動や、あったかふれあいセンターなどに参加していない高齢者の中には、支援が必要な方が潜在化している可能性もあり、そのような方の状況を適切に把握して見守りの活動などを行う必要があります。

対応の方向性

- ◎市町村が実施する第5期介護保険事業計画策定のための日常生活圏域ニーズ調査などを活用し、高齢者の実態とニーズの把握を進めます。
- ◎地域の見守り活動やサロン活動及び地域福祉の拠点などに集まった情報を、地域包括支援センターが共有し、ニーズの把握につながる仕組みづくりを進めます。
- ◎地域包括支援センターが行っている「地域ケア会議」で検討した個別の事例から、地域のニーズの把握につながるよう、地域包括支援センターの専門性の向上を図っていきます。
- ◎把握した情報をもとに、支援が必要な方の台帳整備を進めます。

【②ニーズの分析・検討・解決システム・③連携支援システム】

現状・課題

- 地域包括支援センターで行っている地域ケア会議は、困難事例など個別のケース検討や関係機関との連絡会などに留まっているところがあります。
- 個別の事例から集約された地域の課題に対して、保健や医療、介護の関係者だけでなく、あったかふれあいセンターなどの地域福祉コーディネーターや民生委員・児童委員などにも参加していただき、地域全体で支援が必要な方をサポートする体制づくりなどを検討していく場づくりが必要です。
- また、要介護認定を受けていない高齢者も含め、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を続けるためには、制度サービスに加え、配食、買い物サービス、緊急通報といった生活支援の様々なサービスが提供され、高齢者の身体や家庭環境などの変化に応じ、適切に切れ目なく、かつ包括的に提供される仕組みづくりが必要です。
- あったかふれあいセンターの取り組みが進む中で、高齢者の生活実態や生活支援のニーズが把握しやすくなり、ちょっとした困り事など、生活支援のニーズにも対応した取り組みが行われてきています。
- 地域包括支援センターとしては、こうした活動が地域の課題解決につながるよう、あったかふれあいセンターなどと協力して新たな支え合いのしくみづくりを行い、きめ細やかな支援を行うことが必要です。
- さらに、高齢化が進むなかで、認知症高齢者の増加とともに、高齢者虐待の件数も増えており、専門機関との連携による高齢者の権利擁護の取り組みが必要です。

対応の方向性

- ◎市町村が中心となり第5期介護保険事業計画策定において把握した地域のニーズに対して、必要な制度サービスと配食、買い物サービスなどの生活支援の様々なサービスの提供方法を検討します。
- ◎支援が必要な方にサービスが提供できるよう、地域包括支援センターのケアマネジメント機能の向上を図ります。
- ◎地域包括支援センターが中心となり、地域のニーズを分析して必要なサービスを検討することにより、地域の課題解決に向けたしくみづくりができるよう、保健や医療、介護の関係者だけでなく、地域福祉コーディネーター、民生委員・児童委員など多職種による協議の場づくりを行います。
- ◎高齢者の権利擁護について、弁護士会や司法書士会などの関係団体と連携を図って取り組みを進めます。

県の具体的施策

- ◎市町村が第5期介護保険事業計画策定に向けて実施する実態把握調査を活用し、住民のニーズ把握ができるよう、調査の実施方法や調査結果の分析などについて、職員による助言など人的支援を行います。
- ◎調査などで把握した情報を基に、支援が必要な方の台帳整備ができるよう、台帳の内容や作成手順などについて、職員による助言や情報提供など人的支援を行います。
- ◎老人クラブ活動における友愛訪問や見守り活動を、要援護者の早期発見につなげるために、県老人クラブ連合会が実施する地域支え合い事業における訪問活動などの取り組みが、県内すべての市町村に拡大できるよう事業への助成などの支援を行います。また、取り組みの中で地域包括支援センターと連携できるよう助言など人的支援を行います。
- ◎地域住民及び商店や銀行などの従業者による認知症の方への見守り意識を高めるため、認知症サポーター養成講座の開催を行います。
- ◎介護保険の保険者である市町村が、第5期介護保険事業計画策定にあたり、施設など介護サービス基盤の整備に加えて、地域のニーズ把握に基づく生活支援サービスの提供など地域の支え合いのしくみづくりの検討が行えるよう、地域福祉計画策定とあわせて、人的支援を行います。
- ◎地域包括支援センターが地域包括支援ネットワークシステムの中核機関として
 - ・日頃の地域福祉活動から得られる情報を集約し、ニーズを把握できるよう、関係機関と定期的な情報共有の場づくりを行う
 - ・個別の事例から、地域全体の課題やニーズを把握する
 - ・把握したニーズを分析、検討し、介護サービスなどの担当者、地域住民、医療機関など、多職種によるチームケアにより、総合的な支援を提供する
 - ・地域のニーズを踏まえた新しいサービスや制度を検討するといった機能を果たせるよう、具体的なケース検討のプロセスの実践を通じて、活動の課題と解決方法を学ぶ実践研修を実施します。
- ◎地域包括支援センター職員の専門性を高めることができるよう、段階に応じた体系的な研修の実施について検討し、評価を行いながら、人材育成を進めます。
- ◎地域包括支援センターが高齢者の総合相談支援業務や継続的・包括的ケアマネジメント業務の拡充を図れるよう、介護予防給付関連業務の簡素化のためのマニュアルの普及を行います。
- ◎高齢者の虐待防止などの権利擁護について、地域包括支援センターと弁護士や司法書士、警察などの関係機関が連携した体制の整備について、人的支援を行います。

(イ) 支援を要する障害者に係る医療・介護・福祉の連携体制

65歳未満の障害者手帳所持者のうち、相談支援事業及び障害福祉サービスの利用者は26%にとどまっており、地域の障害者の多くの方が相談やサービスに繋がっていない状況にあります。

障害者やその家族の方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、自立のための支援や必要なサービスが利用できる地域での体制づくりが必要です。

【①ニーズキャッチシステム】

現状・課題

- 民生委員・児童委員や障害者相談員など、障害者の身近な地域で相談や支援を行っている方の協力により、地域での見守り活動は行われていますが、支援者同士の顔つなぎが十分できていないところがあります。
- 障害の特性から、関係機関への情報提供に同意が得られないことで、関係機関との情報共有が難しい場合がありますし、自宅にひきこもり、福祉サービスの利用に結びついていない方のニーズが十分把握できていない状況にあります。

対応の方向性

- ◎障害者の実態調査やニーズ調査などを行い、必要なサービスへつなぐ取り組みを進めます。
- ◎相談支援事業所や「あったかふれあいセンター」などの地域福祉の拠点において、民生委員や障害者相談員、市町村社会福祉協議会などの地域の関係者による障害者の見守りやサポート体制の仕組みづくりを進めます。

【②ニーズの分析・検討・解決システム、③連携支援システム】

現状・課題

- 地域での自立した生活を支援するため、市町村や相談支援事業所が中心となり、障害者の個々のニーズに応じた支援策を検討しますが、相談支援事業を市町村が直接行っているところでは、担当の保健師などが他業務と兼任となっているなど、十分な支援体制が構築できていないところがあります。
- また、利用者の個々のニーズに応じた、きめ細やかな支援を行うためには、相談支援事業所の相談支援専門員のスキルアップが必要です。
- 医療、介護、福祉、教育などの関係機関が集まり、地域のニーズを把握・集約し、必要なサービスの確保策や困難ケースの支援策などを協議する地域自立支援協議会を設置している市町村は30市町村ありますが、地域の現状、課題などの情報共有や社会資源の開発・改善を行うためには、全市町村で協議会が設置されることが必要です。

対応の方向性

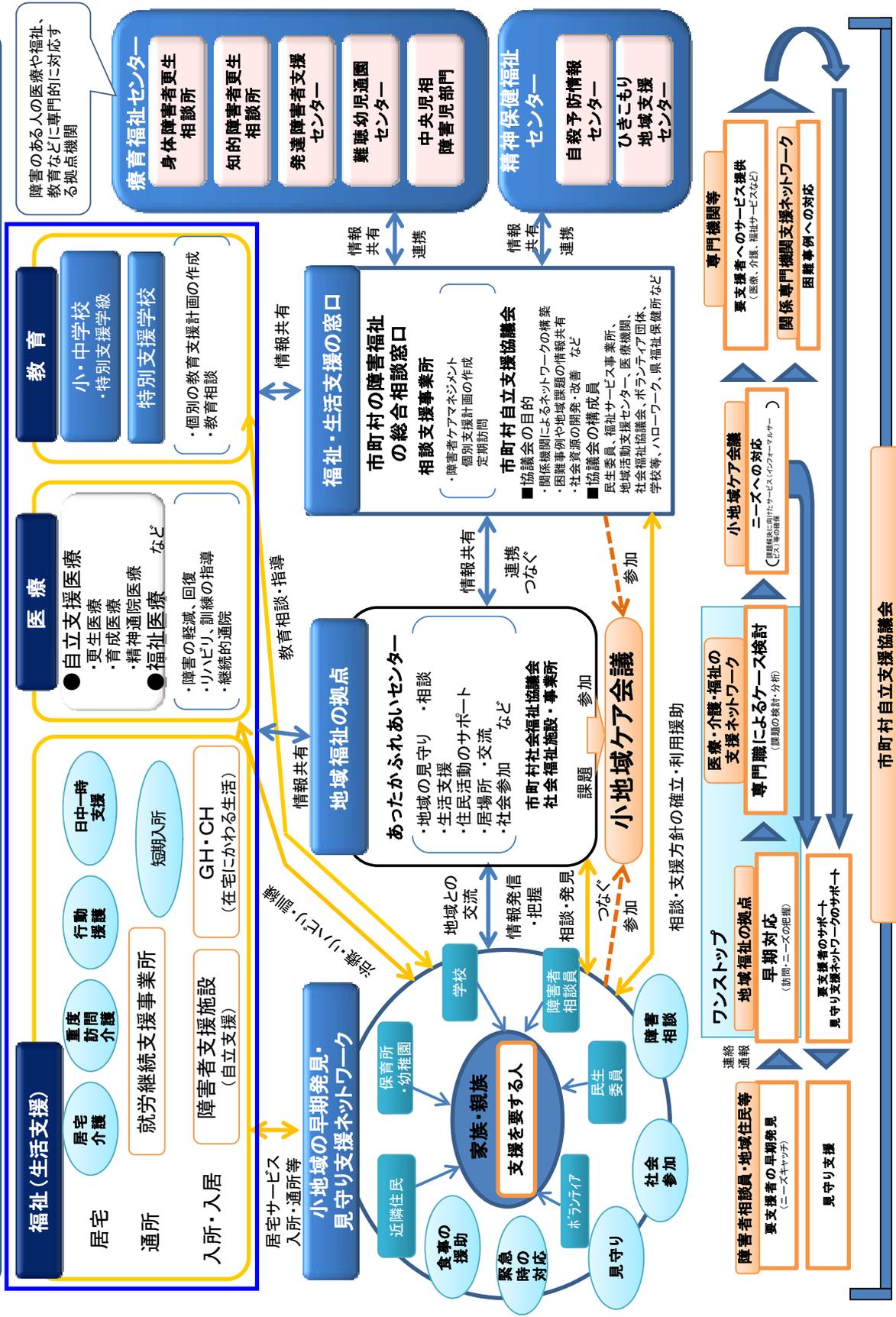
- ◎専任の相談支援専門員が配置された相談支援事業所へ相談支援事業の委託を推進するとともに、相談支援専門員のケアマネジメント力の向上に努めます。

- ◎地域自立支援協議会が全市町村に設置されるよう、市町村と連携した取り組みを進めます。
- ◎全市町村で地域自立支援協議会が核となって、地域のニーズを把握・集約し、必要なサービスの確保や相談支援事業で関わっている困難ケースの支援策などを協議し、連携した取り組みを進めます。

県の具体的施策

- ◎サービスの利用に結びついていない障害者の家庭を訪問し、ニーズ調査などを行う市町村に対して財政的支援を行います。
- ◎市町村や相談支援事業所をはじめ、民生委員・児童委員、障害者相談員、市町村社会福祉協議会など、地域の相談支援関係者を対象とした、障害者の状況把握の方法や支援方法の検討などを行う連絡会議や研修会、個別の支援会議の開催に対して人的支援を行います。
- ◎「あったかふれあいセンター」などの地域福祉の拠点による見守り活動や交流の場など、身近な地域におけるサポート体制の構築に向けて人的支援を行います。
- ◎相談支援事業を相談支援事業所へ委託する町村に対して財政的支援を行います。
- ◎相談支援従事者研修やスキルアップ研修を実施し、相談支援専門員の育成やスキルアップを図ります。
- ◎特別アドバイザーを市町村に派遣し、障害者のニーズの把握方法や会議の持ち方など地域自立支援協議会の立ち上げ、運営などに関する助言を行い、協議会の設置の推進と機能発揮に向けた支援を行います。

医療・介護・福祉の連携体制 — 地域包括支援ネットワークシステム — (障害者の例)



(ウ) 支援を要する児童に対する保健・医療・福祉・教育の連携体制

本県の児童相談所が受け付けた相談のうち、児童虐待と認定し対応した件数は、右肩上がりです。推移し、平成20年度には過去最高の件数となっています。平成21年度の件数は、前年度を少し下回ったもののこどもが減少するなか依然として高止まり傾向にあります。

社会的な課題であり、深刻な状況にある児童虐待に適切に対応していくためには、要保護児童や要支援児童などを地域で早期に発見し、早期に支援する体制づくりが必要です。

【①ニーズキャッチシステム】

現状・課題

- 核家族化により、育児について相談ができる者や育児を手伝ってくれる者が身近になくなったことが、育児負担の増加とストレスにつながるなど、厳しい育児環境に置かれている親がいます。
- 地域のつながりの希薄化から、近隣家庭への関心も薄く、家庭環境などもわからないという状況があり、その傾向は、特に、都市部では顕著であるため、地域の中で気になる子どもの把握が難しい状況にあります。
- 市町村においては、要保護児童などの早期発見と適切な支援を行うために、民生委員・児童委員や学校などの関係機関が情報共有し、支援内容を協議する、要保護児童対策地域協議会（子どもを見守る地域ネットワーク）を設置しています。要保護児童対策地域協議会では、関係機関が必要な情報の交換を行うことで、要保護児童などへの早期対応やより良い支援などにつなげることができますが、対象地域が広い場合や、人口が多い場合などは、必要な情報の把握が難しくなります。そのため、人口の多い市町村では、小地域（中学校区などの身近な地域）で関係機関が連携して要保護児童などの早期発見と早期対応ができる仕組みが必要な状況にあります。
- 地域住民の方々が、虐待を受けたと思われる児童など気になる児童や家庭の情報について、直接あるいは民生委員・児童委員を通じて市町村や福祉保健所又は児童相談所に躊躇することなく伝えることが、要保護児童などの早期発見と早期対応を行ううえで重要ですが、そのための広報・啓発が十分とは言えない状況にあります。
- 市町村においては、健診などで要保護児童などを早期に発見することが大事ですが、保健部署と福祉部署との連携が十分とは言えない状況にあります。

対応の方向性

◎地域福祉の拠点を中心に小地域（中学校区などの身近な地域）を単位として、子どもに関わる機関が連携し、情報の共有などを行い、それぞれの活動に活かすとともに、状況の変化など新たな情報を行政などにつないでいくことで、早期発見と早期対応を行う「地域支援者会議」の取り組みを進めます。

地域支援者会議は、要保護児童対策地域協議会の内部組織として位置付けて取り組むこととします。

- ◎市町村において妊娠期や乳幼児健診時に妊婦や乳児などのリスク評価を徹底し、リスクを抱えるケースは福祉部署に確実につなげていくなど、保健と福祉の両部署が連携して切れ目のない支援をしていくための体制づくりを進めます。
- ◎要保護児童や要支援児童などを早期に発見するため、児童虐待などの気になる児童や家庭の情報を躊躇することなく市町村や児童相談所などへ連絡する必要性を認識していただくため、県民の方に対し広報と啓発を行います。

【②ニーズの分析・検討・解決システム、③連携支援システム】

現状・課題

- 個別ケースのニーズ分析・検討・解決方法は、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議において、関係機関がそれぞれのケースの責任者と、支援方針を踏まえて解決に向けた役割分担をして活動していますが、市町村のケースの見立てや対応力が弱く、リスクアセスメントが十分ではない状況にあります。
- 要保護児童対策地域協議会の実務者会議でケース対応の進行管理を行い、必要に応じて支援方針の見直しなどを行いますが、コーディネーターが育成されておらず、ケースの状況変化を的確に把握できていない市町村では十分に機能していない状況にあります。
- また、人口の多い所では、ケース数も多く、ケースの状況変化を把握する仕組みづくりができていないために、状況の変化に応じた支援方針などの見直しができているところがあります。

対応の方向性

- ◎市町村児童家庭相談対応マニュアルや児童相談所と共通の虐待評価シート（アセスメントシート）を活用して個別ケースの見立てや対応力を強化していきます。
- ◎地域支援者会議の設置に向けた取り組みを進めていきます。
- ◎要保護児童対策地域協議会の全ての関係機関が子どもの安全と最善の利益を最優先にして取り組むという基本姿勢で、また、他機関任せにすることなく主体性を持ちつつ連携し合いながら取り組むよう、要保護児童対策地域協議会の充実・強化を進めます。

県の具体的施策

- ◎保健と福祉の両部署が連携して要保護児童などに対する連続ある支援をしていくための体制づくりに向けた人的支援を行います。
- ◎民生委員・児童委員に、日常活動を分かりやすく整理した活動ハンドブックを活用し、要保護児童などを早期に発見し対応できる気づきなどの研修を行います。
- ◎児童相談所で作成した市町村児童家庭相談対応マニュアルや児童相談所と共通の虐待評価シート（アセスメントシート）が活用されるよう研修や人的支援を行い市町村の児童家庭相談活動を強化します。
- ◎要保護児童対策地域協議会の市町村間の横のつながりや機能強化を図るための連絡会議の立上げに向けた人的支援を行います。
- ◎人口の多い地域での地域支援者会議の設置に向けて、人的支援を行います。
- ◎要保護児童対策地域協議会のコーディネーターや児童家庭相談に携わる市町村職員の研修（初任者の前期・後期研修など）を行い、スキルアップを図ります。
- ◎家庭や学校をはじめ、社会全体に児童虐待問題に対する関心と理解を深めてもらうため、官民協働で取り組んでいる「高知オレンジリボンキャンペーン」やマスメディアなどを活用した啓発活動の継続と拡充を図ります。

(工) 自殺予防・ひきこもり自立支援に対する保健・医療・介護・福祉・教育の連携体制

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果と思われがちですが、実際には、倒産、失業、多重債務などの経済・生活問題のほか、病気の悩みなどの健康問題、介護や看病疲れなどの家庭問題など、様々な要因が複雑に関係して心理的に追い詰められた末の死と言えます。家庭や職場、地域の中で自殺を考えるほど追いつめられている人に気づき、支え合うことが、自殺を防ぐ第一歩となります。

また、地域の中には、様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期に失われているひきこもり状態にある方が、生活されています。ひきこもり状態にある方やご家族が孤立せず、社会とつながるための居場所づくりや自立のための支援が必要です。

【①ニーズキャッチシステム】

現状・課題

- 自殺予防については、民生委員・児童委員や傾聴ボランティア、高齢者こころのケアサポーターなどが地域での気づきを、市町村や地域福祉の拠点につなぐなど地域での見守り体制づくりとともに、一人ひとりの悩みや問題を解決するために専門機関につなぐ仕組みづくりが必要です。
- ひきこもり自立支援については、市町村保健師や学校関係者などが早期にひきこもり状態にある方を把握して適切な対応を行うことや長期間ひきこもり状態にある方の状況を的確に把握して、本人はもとより家族への相談対応などの支援を行う体制づくりが必要です。
- 今後、地域福祉の拠点が、自殺予防やひきこもり自立支援の視点を備え、キャッチしたニーズを適切な専門機関につなぐ機能を強化するとともに、地域福祉コーディネーターなどが自殺予防やひきこもりについての正しい知識をもって、支援活動をすることが必要です。

対応の方向性

- ◎民生委員・児童委員などによる地域での見守りやあったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点の活動を利用したニーズ把握の仕組みづくりを進めます。
- ◎市町村保健師や学校関係者などがひきこもり状態にある方を訪問し、本人や家族からの相談に対応する取り組みを進めます。

【②ニーズの分析・検討・解決システム、③連携支援システム】

現状・課題

- 自殺予防及びひきこもり自立支援については、市町村単位での関係機関のネットワークづくりが進んでおらず、地域の課題分析や解決策の検討が十分にできていない状況です。
- 市町村ではニーズが顕在化した個別のケースへの対応は行っていますが、問題によって様々な分野の専門的な機関の対応が必要になります。今後は、地域福祉の拠点を中心とした連携支援ネットワークの構築と県レベルのネットワークとの連携が必要です。

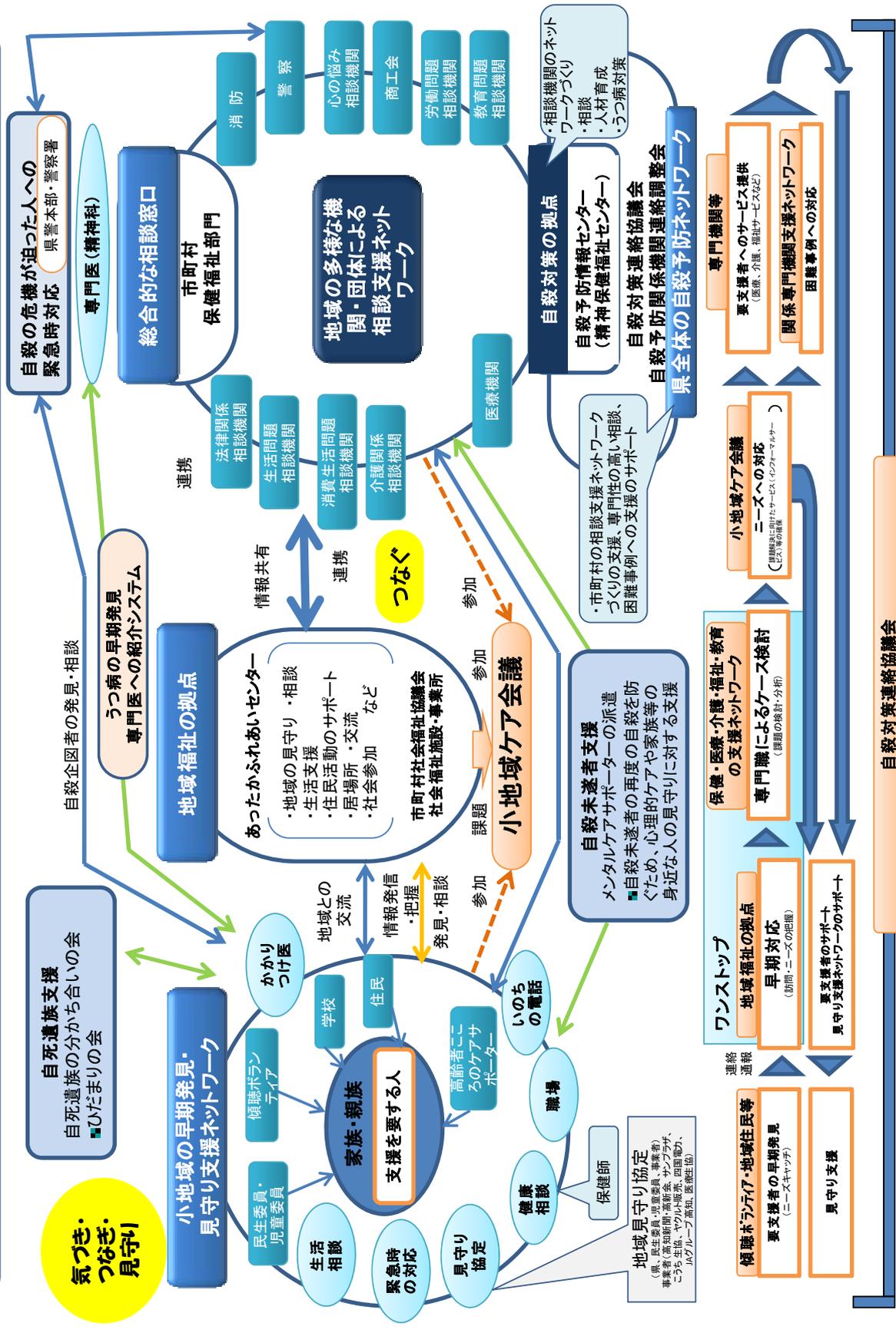
対応の方向性

- ◎自殺予防については、市町村における相談支援体制を構築するとともに、地域福祉の拠点が、悩みを抱える方を早期に発見して早期に対応できる仕組みづくりを進めます。
- ◎ひきこもり自立支援については、個別のケースの状況を的確に把握し、地域における相談支援体制の構築と関係機関のネットワークづくりを促進します。
- ◎悩みを抱える方、ひきこもり状態にある方や家族を支援する人材育成を進めます。
- ◎傾聴ボランティアやこころのケアサポーターの育成により、身近な地域での見守り体制を整備します。

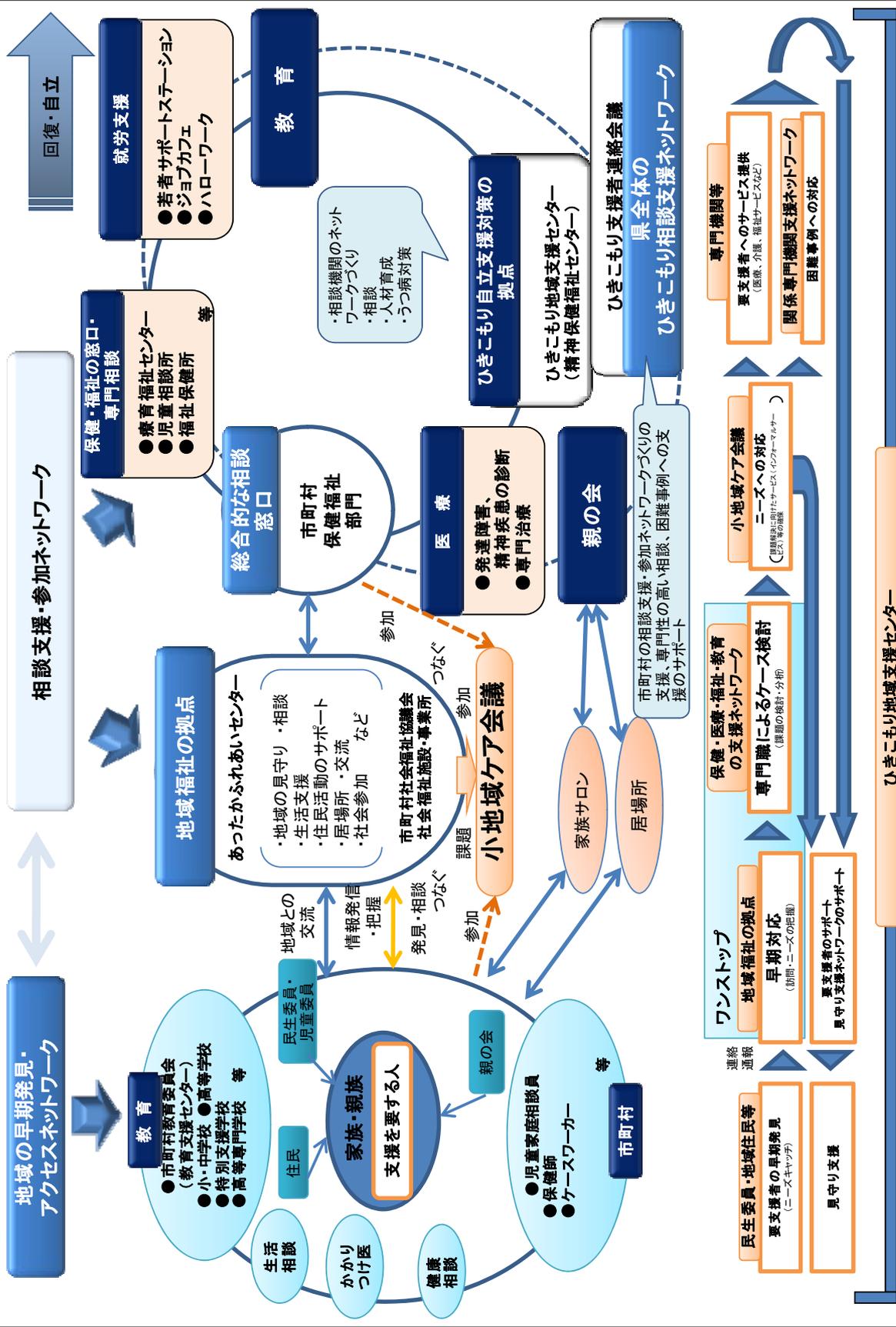
県の具体的施策

- ◎様々な悩みを抱える方の相談窓口の周知や気づき・支え合いの大切さ、うつ病に対する正しい知識の普及など、自殺予防の普及啓発活動を行います。
- ◎市町村の実情に応じた身近な地域における気づき、つなぎ、見守りの相談支援体制づくりと自殺予防情報センターなどの関係機関のネットワークづくりを促進します。
- ◎民生委員・児童委員やあったかふれあいセンターのスタッフなどを対象とする傾聴ボランティアやこころのケアサポーターを育成し、ひとり暮らしの高齢者や悩みを抱える方の話を身近で聴く地域での見守りを推進します。
- ◎自殺に追い込まれるような心配のある人を支援できる知識、スキルを習得した市町村保健師や地域福祉コーディネーターなど自殺対策に関する人材の育成を行います。
- ◎ひきこもり状態にある方や家族を支援（アウトリーチを含む）できる知識、スキルを習得した市町村保健師や地域活動支援センター職員及び地域福祉コーディネーターなどの人材を育成します。
- ◎ひきこもり状態の要因となっている精神疾患、発達障害、不登校など個別の状況に応じた地域での相談支援ができる体制づくりとともにひきこもり地域支援センターなど専門機関と連携して支援する仕組みづくりを促進します。

保健・医療・介護・福祉・教育の連携体制 —地域包括支援ネットワークシステム— (自殺予防の例)



保健・医療・福祉・教育の連携体制 — 地域包括支援ネットワークシステム— (ひきこもり自立支援の例)



ウ 地域福祉の拠点における活動の推進

(ア) 要援護者の早期発見、見守り支援

現状及び課題

- 高齢化の進行に伴い、今後、独居の認知症高齢者や孤立しがちな高齢者の増加、孤独死などに対する課題も増大することが予想されています。支援計画の意見交換会でも、見守り活動を行っている民生委員・児童委員から、社会や地域に交わろうとしない高齢者の実態があり、特に男性にその傾向が強いという意見が聞かれました。
- 障害のある方で障害福祉サービスの利用対象者のうち、相談支援事業を利用している人が26%、また、障害特性や生活状況に応じた障害福祉サービスの利用者は26%に留まっていることから、障害福祉サービスを必要としている方のニーズ把握や相談体制が十分ではないことがうかがえます。
- また、本県の児童相談所が児童虐待と認定し対応した件数は、平成20年度には過去最高となり、その後も高止まり傾向にあり、依然として深刻な状況にあります。
- 自殺で亡くなる方も平成10年以降、毎年200人を超えており、その3割が高齢者であることや、厳しい社会情勢を受けて中高年の男性の自殺が増えてきていますし、ひきこもりに対する相談件数も、平成20年度に精神保健福祉センターで受けた件数が19件だったのに対し、平成21年度に新たに設置されたひきこもり地域支援センターでの相談件数は157件に増えていきます。
- こういった現状の中で、地域の見守り活動については、県下でもすでに様々な形で取り組まれています。その多くは高齢者の見守り活動が主となっていますが、見守りの中で早期発見された場合に必要なサービスにつなげていくための相談窓口やネットワークなどの体制については十分整っていないのが現状です。
- このような地域の課題に対し、障害や年齢にかかわらず、小さな地域単位の中で様々な主体による見守り活動を展開するなど、日常の生活の中で異変にいち早く気づけるネットワークづくりが必要です。
- また、支援を必要としている方を早期に発見した場合のフォローアップ体制や、継続的な見守り体制などの仕組みづくりを行うとともに、日頃から地域の中で気にかかる人に注意をむけてもらえるよう周知を行っていく必要があります。
- 小地域での早期発見・早期対応の仕組みづくりを進めるうえでは、市町村を含め、公的な専門機関や各関係機関、支援者が、緊急時に適切に対応できる個々の役割などを明確にしながら、支援を必要とする人への地域での具体的な対応を検討していくことで、安全で安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。

取り組みの方向

- ◎地域の見守り体制の強化と早期発見時の支援体制の仕組みづくりを進めます。
 - ・高齢者だけでなく、こどもや障害者などを含めた見守りの必要性について広く周知していくことで、地域で気になる方に対する見守り機能が発揮できるよう取り組みます。
 - ・あったかふれあいセンターなど、地域福祉の拠点が、住民の身近な相談対応窓口として、市町

村の相談窓口や専門機関などとの連携体制について、地域包括支援ネットワークシステムの中に位置づけ、継続的な生活支援（サポート）を含めた地域での見守り支援のネットワークを構築します。

◎地域福祉の拠点機能を活かした見守り活動の体制づくりを進めます。

あったかふれあいセンターなど、地域福祉の拠点における訪問相談活動やサテライトでの集いの場、さらには地域でのサロンの場などを活用して、見守りが必要な方の状況や支援が必要な人を把握し、必要なサービスにつなげていく取り組みを進めます。

（イ） 情報収集・情報提供の拠点

現状及び課題

- 地域課題や生活支援のニーズ把握、情報提供の機能については、主に、民生委員・児童委員や、保健師などによる訪問活動の中で実施されるものや、地域でのサロン活動、あったかふれあいセンターなどで担っているものなどがありますが、これらの個々のニーズを地域の課題として整理検討し、必要なサービスにつなげたり、新たな支援体制を構築していくための仕組みが十分整備されていないのが現状です。
- 平成21年度に県が実施した中山間地域における介護サービスの在り方についての実態調査の結果では、独り暮らし高齢者の社会的孤立の実態として、約3分の1の独居高齢者が「福祉サービスについて相談できる専門職・相談窓口を知らない」「災害時の地域避難場所を知らない」と回答していることなどからも、支援が必要な方に必要な情報が十分届いていない現状が課題として見えてきました。
- 支援が必要な方に必要なサービスや支援を行っていくためには、地域の実態を把握することができる情報収集の仕組みと、多様なニーズに対して必要な情報提供ができる仕組みづくりが求められます。
- 現在、あったかふれあいセンターや、サロン活動は、それぞれの利用者を通して、地域の実態やニーズなどの情報が集まる場所となっており、一方で、相談や訪問を通して必要としている情報提供ができる場にもなっています。
- 今後は、こうした機能を活かし、地域の高齢者や障害者、支援の必要な方などの情報を収集する一方、住民の方々に必要な情報を提供できる拠点となるよう、取り組むことが重要です。

取り組みの方向

- ◎地域福祉の拠点が、地域実態や生活の情報などを包括的に整理するとともに、必要とされる情報を提供したり、関係機関と情報を共有し、ネットワークを活用して必要なサービスや支援につなげていくための仕組みづくりを進めます。
- ・地域福祉の拠点で活動している職員が、現場で利用者から必要な情報を収集し、地域の課題やニーズとして整理できる視点やスキルを身につけるための研修を実施します。

(ウ) 住民への相談支援

現状及び課題

- 現在、地域福祉に関する住民の相談窓口は各市町村がその役割を担っています。近年は介護保険法や障害者自立支援法など、次々と保健福祉を取り巻く制度が新たに制定・見直しがされたことで、行政組織も縦割りの体制となり、相談内容によって複数の相談窓口を訪ねていく必要などが生じています。そうしたことから、それぞれ専門性をもった相談対応が可能となった効果を生む一方で、地域での生活を支えるための総合的な相談対応機能の弱まりとなっています。
- 住民にとっては、より身近な場所に相談窓口を設置することで、気軽に相談しやすくなり、結果として、必要な支援が受けられやすくなるメリットがあります。
- 平成21年度に県が実施した中山間地域における介護サービスの在り方についての実態調査の結果では、「福祉サービスについての相談窓口を知らない」とする意見が約3割あった一方で、独り暮らしの高齢者の半数以上が近隣の人からの援助を希望しており、特に声かけや相談相手として期待する声が多くありました。
- あったかふれあいセンターなどが、住民の身近な相談窓口として対応する機能を持つための体制づくりが必要です。

取り組みの方向

- ◎ あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点において、集う機能とともに、身近で気軽に相談できる場を確保するとともに、訪問・相談の機能を充実させることで、個々のニーズにきめ細かく対応していく取り組みを進めます。
- ◎ 地域の課題や、個々の生活ニーズを把握し、必要なサービスにつなげていくために、地域福祉の拠点の地域福祉コーディネーターやスタッフとともに、地域福祉活動を実践するボランティアや民生委員・児童委員などを対象に相談支援のスキルを高めるための研修を実施します。

(エ) 緊急時の対応の仕組みづくり

現状及び課題

- 高齢者や障害者など、要援護者への対応で、緊急を要する場合には、対応可能な相談機関や専門機関などへ情報を迅速につなぎ、早期に対応することが必要ですが、中山間地域など、地域資源が十分に整っていない地域では、緊急なニーズへの対応に苦慮する事例もあります。
- このような緊急の場合に対応するため、地域福祉の拠点が住民の身近な相談窓口として、核となる支援者や関係機関が早期発見された要援護者を迅速に専門機関などにつないでいく緊急対応の仕組みづくりが必要です。
- その際、独り暮らし高齢者の連絡先やかかりつけ医などを、日頃から把握するとともに、警察や消防などの関係機関のそれぞれの役割を明確にし、責任をもって対応する緊急連絡体制を構築していくことが必要です。

取り組みの方向

- ◎地域包括支援ネットワークシステムが緊急なニーズにも対応できる体制となるよう、地域の資源や人材などの状況をふまえ、地域福祉の拠点が、地域の実態に沿った要援護者を早期に専門機関などにつなげる緊急対応の仕組みづくりを進めます。
- ◎要援護者のニーズを、必要とされるサービスや支援につなげていくため、日常的な活動から緊急ニーズを早期発見しつないでいく機能が担える人材として、地域福祉の拠点の地域福祉コーディネーターとスタッフを育成します。

(オ) 市町村や関係機関との情報共有とネットワークづくり

現状及び課題

- 地域で支援を必要とする人を早期に発見し、早期に対応していくためには、各関係機関との情報共有や連携の仕組みづくりが必要になります。
- 特に中山間地域など、地域に提供できるサービスが不足しがちな地域においては、個々のニーズに対し、柔軟に対応していくためにもフォーマルサービスだけでなく、インフォーマルなサービスなど住民力を活かした支援の連携体制（ネットワーク）を構築していく必要があります。
- 地域包括支援ネットワークシステムが、地域のニーズを把握し、柔軟に対応する仕組みとして機能していくためには、地域福祉の拠点の地域福祉コーディネーターをはじめ、ネットワークを構成するメンバーが個々のニーズに対する支援方針を共有し、一貫性をもった支援ができる体制が必要になります。
- そのため、学校区や生活圏を基盤とした小地域単位でのきめ細やかな支援体制として、小地域ケア会議などを定期的を開催しながら、核となる支援者同士が情報共有を図るとともに、支援方針を確認し合うことが必要です。

取り組みの方向

- ◎地域包括支援ネットワークシステムを構築していくために、地域福祉コーディネーターを中心に、地域の関係機関や核となる支援者と有機的なネットワークを広げ、小地域ケア会議を開催することで、小地域単位でのきめ細やかな支援体制づくりを進めます。
- ◎地域福祉の視点を持った、保健・医療・福祉・介護の専門職（地域支援ワーカー）に対し、地域支援専門職としての研修を実施します。

県の具体的施策

- ◎地域包括支援ネットワークシステムを構築するため、市町村や地域福祉の拠点、保健、医療、福祉、介護などの関係機関との連携や仕組みづくりへの人的支援を行います。
- ◎地域支援に関わる様々な専門職の地域支援ワーカーの育成を行います。
- ◎地域福祉の拠点としてあったかふれあいセンターなどを位置づけ、地域の課題や、個々の生活ニーズを把握、また、必要なサービスにつなげていくための地域福祉コーディネーターやスタッフを育成します。

② 自治組織などによる相互扶助活動の普及

ア 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動

現状及び課題

- 本県は人口減少と少子高齢化が全国より先行して進んでいます。特に、中山間地域では、過疎化・高齢化が進んでおり、例えば昭和35年と平成17年の人口を比較すると、県全体では約7%の減少率ですが、中山間地域では40%と大きく減少しています。
- こうした状況の中で、集落数は平成7年が2418集落であったのに対し、平成17年には、2360集落と、58集落減少する一方で、9世帯以下の集落数は、平成17年には191集落と、平成7年調査時より23集落増加しています。(平成17年1月1日合併前の高知市を除く。)
- 支援計画の意見交換会では、「自治会の後継者がいない」「地域の祭りができなくなった」「地域活動ができない」などの意見をいただきました。
- また、平成22年11月に地域づくり支援課が実施した、小規模な(20世帯以下)集落の調査(11集落)では、下記のような「集落」の実態が明らかになりました。

【地域での支え合いの活動】

- ・中山間地域でも都市部と同様に、近所付き合いなどのつながりが弱くなっている。また、地域活動への参加者も減ってきている。
- ・地域での助け合いの活動を行う必要性は感じているものの、集落のほとんどが高齢者で、その活動の中心になる人材がいない。
- ・自主防災組織は立ち上げているが、活動らしい活動はほとんどできていない。
- ・災害時に、避難所である集会所まで自力で行けない人がいる。
- ・10年後を考えると、草刈り、水路の管理、祭りごとなどができなくなる不安がある。

【高齢者などの見守りの活動】

- ・仕組みとしてはない。区長の目配りや近所付き合いとして行っている。
- ・月1回、町の広報を班長さんが各戸配布する時に確認している。
- ・見守り台帳を区長、民生委員が作成して、保管をしている。

【生活環境】

- ・集落内に商店はなく、移動販売を利用したり、バスで市街地へ買い物に行っている。
- ・県道まで出ないとバスはない。自動車が無いと生活が厳しい。タクシー利用も多い。
- ・急病人が出て、救急車が到着するまでに40分もかかってしまう。
- ・新聞は総合版のみで、区長が集落の入口へ取りに行き、各戸へ配布しているケースや、各人が取りに行くケースがあり、非常に不便を感じている。(郵便局が配達する集落があるが、朝刊が着くのが夕方の時間帯。)
- ・携帯電話のつながりにくい場所がある。

【行政サービスの現状】

- ・区長の業務が多く、責任と負担を感じている。
- ・農協や役場の支所がなくなり、非常に不便になった。
- ・ゴミステーションまで距離があり持って行くのが大変。今後、一人暮らしや介助が必要な世帯がゴミ出しもできなくなる恐れがある。

【その他の課題】

- ・近い将来に、自動車の運転ができなくなった時の生活を思うと不安である。
 - ・町道や林道の管理を集落で受託しているが、高齢化で労働力の不足が発生している。
- このように、小規模集落ではマンパワーが少なく、集落機能の維持が難しいとともに、暮らしづらさや将来への不安を感じています。
- こうした集落で、今後とも安全で安心して住み続けられるように、市町村はもとより、市町村社会福祉協議会などの関係機関と、地域の方々との官民協働で、集落のあり方の検討を行うとともに、地域ニーズや生活課題に対応できる新たな支え合いの仕組みづくりが重要です。

取り組みの方向

- ◎市町村と連携して小規模集落の実態把握を行い、現状や課題を整理して住民と共有することで支え合いの意識を醸成し、集落のあり方などの協議の場づくりを行います。
- ◎あったかふれあいセンターなど、地域福祉の拠点を中心に、市町村や関係機関、地域の方々との官民協働で地域の実情やニーズに対応するため、住民のマンパワーを活かしながら新しい支え合いの仕組みづくりを進めます。

県の具体的施策

- ◎集落ごとの現状や課題を明らかにするための人的支援を行い、課題解決に向けた新たな取り組みの方向性や施策の検討を、市町村や関係部局と連携して進めます。
- ◎中山間地域での高齢者などの暮らしを維持・確保するために、あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点を中心として、住民の方々とともに、生活課題に対応した生活支援サービスや支え合いの仕組みづくりを進めます。
- ◎生活支援や集落再生支援に対する財政的支援を行います。



イ 自主防災の組織づくりと活動の促進

現状及び課題

- 人口減少と少子・高齢化が進む中で、地域での助け合いなど、相互扶助の力が弱まっています。平成21年度の県民世論調査でも、地域の支え合いの力が弱まっていると感じている方が55.8%となっています。
- 一方、南海地震への備えや局地的な自然災害などに対応していくためには、各地域で自治組織や学校区などを基盤とした自主防災の組織づくりによる、共助の活動を推進していく必要があります。
- 県内の自主防災組織数は、平成22年4月1日現在、1,922組織で、県全体の組織率は64.6%となっています。市町村別に見ると、10市町村が組織率100%を達成していますが、4市町村では組織率が50%以下となっています。
- 高知市を除いた市町村での自主防災組織の組織率は78.6%（沿岸部では92.3%）と高く、県内で最大の世帯数を抱える高知市の組織率向上が課題となっています。
- 中山間地域においては、地震に対する危機意識が低い（ただし、風水害に対する意識は高い）ことや、小規模な集落が多数散在しているため、地域でのリーダーがいないことや、絶対的な人材の不足などにより組織化が進んでない状況です。
- また、市街地においては、地域共同体意識が希薄となっている（空洞化）などの理由で組織化が困難な地域が存在します。
- 一方、自主防災組織はあるものの、地域の防災に活かされていない組織も見受けられますし、自主防災組織の防災訓練の内容などでも、地域の自主性や防災意識の高い組織と低い組織との差が顕著に認められます。
- さらに、年々、防災に対する住民の要望が多種多様化しており、市町村職員への負担が多くなっています。

取り組みの方向

- ◎自主防災組織の育成・整備を進めます。
 - ・地震発生時の対応を想定し、防災訓練の意義を認識した、より実践的な自主防災組織活動への理解を浸透させるための啓発活動の推進を図ります。
 - ・自主防災組織率の向上や防災活動の活性化に向けて、近隣の既存自主防災組織と連携した取り組みを促進します。
 - ・自主防災組織と地域に根ざした関係機関（学校、社会福祉協議会など）との連携の強化により、幅広い防災活動の実践を目指します。
- ◎南海地震対策をはじめとする様々な防災対策を効率的、効果的に進めるための検討を行います。

県の具体的施策

- ◎出前講座の開催や、市町村・関係機関が開催する防災講演会・防災イベントへの積極的な参加などを実施します。
- ◎中山間地域の集落散在地域において、既存自主防災組織を中核としたネットワーク化を図り、未結成地区の取り込みを行うことにより、「孤立対策」支援を行います。
- ◎自主防災組織における訓練内容などについて「南海地震対策などに関する市町村課題検討会 自主防災組織活動活性化ワーキンググループ」で検討します。
- ◎民生委員児童委員協議会が推進する「災害時にひとりも見逃さない運動」を支援することで、「要援護者対策」の推進を図ります。
- ◎自主防災組織に対して、「みんなで備える防災総合補助金」における自主防災組織活動支援事業で助成を行います。
- ◎毎年8月30日から9月5日までの「南海地震対策推進週間」に県内一斉に開催される「地域のみんなで自主防災訓練」への参加の呼び掛けを行うとともに、市町村が実施する倒壊家屋からの救出訓練へ助成を行います。



ウ 災害時要援護者の支援の仕組みづくり

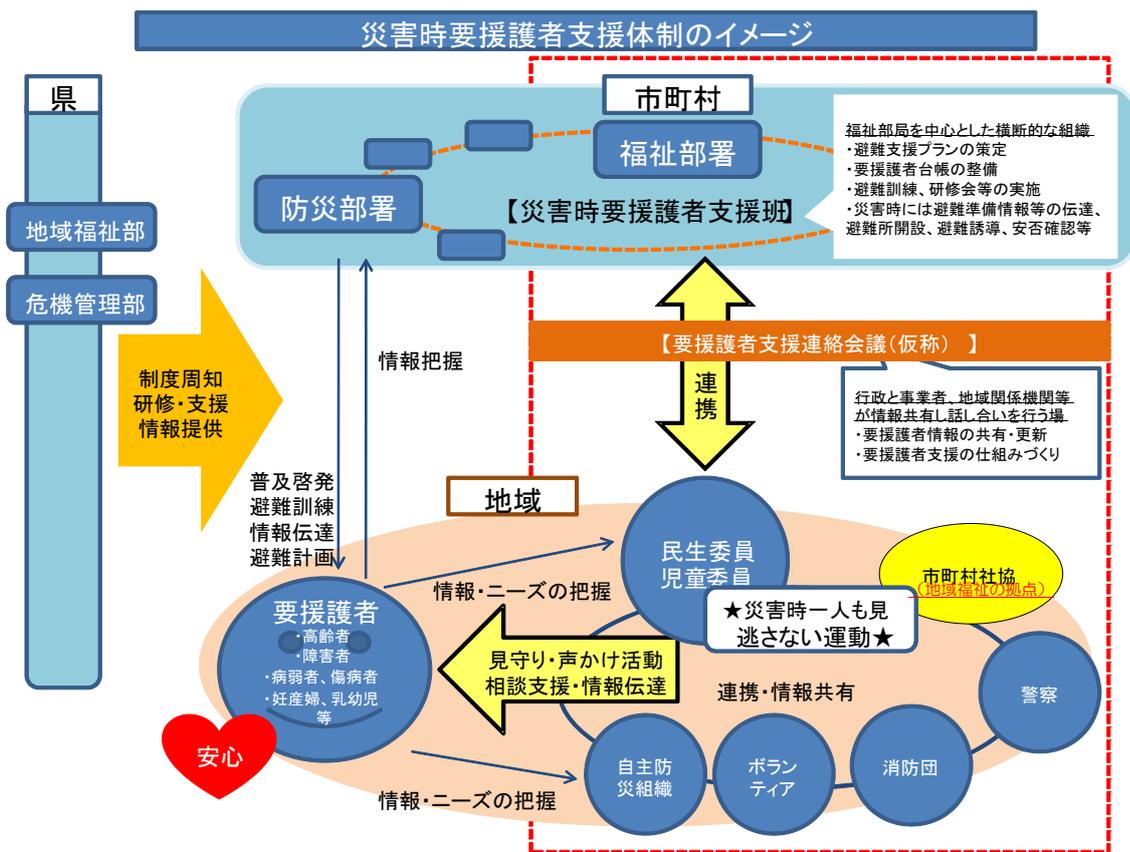
(ア) 市町村における要援護者の把握と避難支援プランの策定

現状及び課題

- 近年、多発する自然災害で亡くなられた方や行方不明の方の多くが高齢者となっていることや南海地震などに対応するため、災害時の要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦など）への対策が、喫緊の課題です。
- なかでも、災害時の要援護者一人ひとりに対して、災害時に誰が支援してどこの避難所に避難させるかなどを定める「個別避難支援プラン」を策定することが重要です。
- 県では、平成22年度を目処に全市町村において、要援護者の範囲や対象者、個別避難支援プランの作成方法などを定める全体計画を策定することで、災害時要援護者対策を進めています。
- 個別避難支援プランを策定するにあたっては、要援護者の中でも被災リスクの高い、人工呼吸器、酸素供給装置などを使用している在宅の要医療者や難病患者などについて、保健所、消防署、病院など関係する機関と連携した取り組みを進めることが重要となっています。現在、人工呼吸器を使用している在宅要医療者については、個別避難支援プランを作成し支援体制が整備されています。
- 全体計画については、ほとんどの市町村において策定され、現在、災害時要援護者の台帳整備や被災リスクの高い、人工透析患者などの在宅要医療者や要介護者などへの個別避難支援プランの策定を行っているところですが、個人情報収集し、台帳整備するための仕組みづくりができていないことが要因となり、策定作業が進まない市町村も少なくない状況となっています。
- また、実際の支援体制を構築するための、市町村と地域関係者、事業者などで組織する災害時要援護者支援連絡会議の設置や、関係者で支援体制を話し合う場ができていない市町村も多く、先進事例から対応方法を検討するなど、災害時に機能する個別避難支援プランを策定する取り組みが必要です。
- 災害時要援護者が発災時に避難する福祉避難所の指定は現在3市町4ヶ所と低調となっていることから、災害時において福祉避難所の積極的な設置・活用が可能となるように、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の作成を行い市町村に配布を行いました。
また、現在、福祉避難所として利用可能な社会福祉施設などの調査を行っており、市町村の福祉避難所の指定が円滑に進むよう、情報提供を行うこととしています。

取り組みの方向

- ◎ 個別の避難支援プランの策定にあたっては、緊急度など優先順位を考慮したうえで、市町村の防災関係部署と福祉・保健関係部署や社会福祉協議会などが連携し策定するとともに、また、民生委員・児童委員などの協力も得て災害時要援護者の把握と個人情報の収集を行い、台帳整備を進めます。
- ◎ 市町村における災害時要援護者支援連絡会議の立ち上げを促進し、災害時要援護者支援体制の構築を進めます。
- ◎ 福祉避難所の指定が進むように情報提供します。



県の具体的施策

- ◎担当者会やブロック別勉強会を通じて、市町村における災害時要援護者台帳の整備と個別の避難支援プラン策定のための取り組みを支援します。
- ◎災害時要援護者支援連絡会議の立ち上げのため、情報共有の方法や支援の仕組みづくりについて先進事例を紹介するなど情報提供を行います。
- ◎福祉避難所の指定を推進するため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を作成し、市町村担当者会などで説明を行い、必要性や具体的な設置・運営方法などの周知を進めます。
- ◎イントラネットを活用し、福祉避難所として利用可能な社会福祉施設などの情報を提供することにより、市町村において指定・協定を進めるための支援を行います。



(イ) 要援護者に対する日常の見守り活動

現状及び課題

- 各市町村では、災害時要援護者を台帳として整理し、災害時に備え、地域の自主防災組織などと連携し個別避難支援プランの策定を進めているところです。
- この個別避難支援プランは、災害時に要援護者を安全に避難誘導していくための計画であり、具体的な避難支援体制を作っていく段階では、近隣の住民も含めた支援体制づくりが必要となってきます。
- 過去の災害においても、家屋の下敷きになるなどの被害に遭いながら、救出されたほとんどの方が、家族や近隣の住民によって救出されていることなど、日頃からの見守りや顔の見えるお付き合いが、命を救う力につながっていることを学ぶことができます。
- しかし、最近では自治会に加入しない若者や家庭があると同時に、ひきこもりがちな高齢者など、住民同士のつきあいが希薄になってきていることなどから、自主防災組織や自治会活動にも支障が出てきています。
- いざという時に力となる支援体制を構築していくためには、自主防災活動などを通して日頃から近所付き合いをしておくとともに、要援護者の支援者などによる見守り活動を行うことにより、いざという時の円滑な支援につなげていくことが必要です。

取り組みの方向

- ◎災害時要援護者支援連絡会議などの関係機関の話し合いの場づくりと、話し合いの場を通じて要援護者を日頃から見守る活動を進めます。

県の具体的施策

- ◎自主防災組織活動として要援護者対策に取り組んでもらえるように、地域住民に対して必要な情報を提供します。
- ◎災害時要援護者支援連絡会議などの場づくりと個別避難支援プランの策定などの先進的な取り組みについて情報提供します。



(3) 福祉を支える担い手の育成

① 福祉研修センターなどによる福祉を支える人づくり

ア 福祉専門職の育成

現状及び課題

- 少子・高齢化の進行により、今後も高齢者が増加し、それに伴い増大する福祉サービスの需要に対応するためには、福祉分野の専門職の育成・確保が非常に重要になっています。
- 福祉分野の仕事はきつく、収入も少ないというイメージから、人材の確保が厳しい状況にあります。
- また、近年、複雑・多様化している福祉サービスのニーズには、より高い専門性とサービスの質が求められており、福祉専門職の資質の向上が必要です。
- 県では、平成21年度から、福祉・介護人材の安定的に確保するため、事業所などで働きながら介護福祉士の資格を取得する事業や職場体験事業、さらに求職者と事業所のマッチングや介護の仕事の普及・啓発などに取り組むとともに、福祉介護職員の処遇改善を図る取り組みを進めています。
- また、高知県社会福祉協議会が資格取得研修やケア技術の向上研修などを実施しており、引き続きこうした取り組みを行うことで、福祉専門職の育成と確保に取り組むことが必要です。

取り組みの方向

- ◎ 県内の福祉人材の育成と確保の役割を担う高知県社会福祉協議会に福祉研修センターを設置して、研修の体系化による福祉専門職の段階に応じた研修を実施し、専門性の向上による質の高い福祉サービスの提供と、福祉専門職の確保育成を進めます。
- ◎ 福祉・介護人材の安定的な確保のため、処遇改善や人材確保事業などに引き続き取り組み、多様な人材の参入を進めます。

イ 地域福祉の視点をもった専門職などの育成

現状及び課題

- 高齢者や障害者などが地域で安心して暮らし続けるためには、保健・医療・福祉・介護の専門職が連携して、地域や要援護者の情報を共有し、地域福祉の視点を持って連携して支援を行うことが重要です。
- 現在、高齢者や障害者など、要援護者や家族、住民活動などへの支援やサポートは、保健師や地域包括支援センター、ケアマネジャーや医療関係者などが必要に応じて連携した支援を行っていますが、十分とは言えない状況にあります。
- 地域支援の活動は、地域に関わる様々な専門職が地域に対する共通認識を持ち、役割分担と連

携によって効率的な支援を行うことが重要です。

- このため、専門職が共通認識を持って連携し、それぞれが役割分担して地域の課題解決や支援を行う取組が重要です。
- また、地域の支え合いの仕組みづくりや地域包括支援ネットワークシステムを進める地域の担い手が必要です。

取り組みの方向

- ◎地域支援を行う保健師と地域包括支援センター、社会福祉協議会と、ケアマネジャーや医療関係者など地域に関わる様々な専門職が同じテーブルで、地域課題や地域資源の活用など地域に対して共通認識を持つとともに、事例研究を行うことで方法論を学ぶ研修会を実施し、専門職が連携して地域支援を行う地域支援ワーカーの育成を進めます。
- ◎地域福祉の拠点に、地域の支え合いの仕組みづくりや地域包括支援ネットワークシステムを進める地域の担い手の育成を進めます。

ウ 地域福祉の担い手の育成とボランティア活動の普及

現状及び課題

- 少子高齢化がますます進む中で、地域の課題や様々なニーズに対応していくためには、公的なサービスの充実だけでなく、住民のマンパワーを活かした助け合いや支え合い活動などの地域福祉活動を推進することが重要です。
県内でも、すでに民生委員・児童委員やボランティアなどが独居高齢者への配食サービスや外出支援などを行っていますし、災害時のボランティア活動や環境保全活動なども行なわれています。
- また、平成20年度の県民世論調査では、約5割の方が「地域のために役に立ちたい」と回答しています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、民生委員・児童委員や住民の方々が地域福祉の担い手となるよう育成していくとともに、ボランティア活動の普及などによる地域課題などの解決に向けた取り組みを進める必要があります。

取り組みの方向

- ◎民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、事業者などをはじめ地域福祉の担い手を育成します。
- ◎地域との連携による福祉教育推進校でのボランティア学習やボランティア通信「手をつなごう」などの広報誌によるボランティア情報の提供など、ボランティア活動の普及を進めます。



県の具体的施策

- ◎高知県社会福祉協議会が整備する福祉研修センターと、同センターが実施する以下の研修事業などを支援します。
 - ・地域福祉の視点をもった地域支援専門職の育成研修を行うとともに、研修後には、専門職（地域支援ワーカー）のネットワークづくりとして、地域支援をテーマとした事例検討会を行うなど、フォローアップの実施。
 - ・地域福祉の拠点での地域の支え合いの仕組みづくりや地域包括支援ネットワークシステムを進める役割を担う地域福祉コーディネーターとスタッフの育成。
 - ・地域福祉の担い手を育成する研修の実施。
 - ・福祉研修センターのネットワーク機能を活かし、地域の福祉力の向上を目指した地域の連携体制づくりの推進。
- ◎福祉・介護人材の安定的な確保を進めるため、現在、国の基金事業を活用して実施している処遇改善や人材確保事業についての基金事業の延長など、国に働きかけます。



② 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり

ア 民生委員・児童委員の役割と活動の広報・啓発

現状及び課題

- 民生委員・児童委員は、住民に最も身近な相談相手であり、住民との信頼関係の中で市町村と連携した高齢者の見守りや災害時要援護者対策への取り組みなどの地域福祉を推進する活動を行っています。また、民生委員・児童委員のなかには、児童に関する活動を専門的に行う主任児童委員がいます。
- 児童虐待や高齢者の孤独死、悪質商法、自殺対策や防災対策など地域課題は複雑、多岐にわたっており、地域福祉活動の推進役として民生委員・児童委員に対する期待は大きくなっています。
- しかしながら、民生委員・児童委員の役割や活動について、周知不足から住民の方の理解が十分得られていない状況です。
- 県では、県民に広く民生委員・児童委員の活動を知ってもらうために、統一した活動ジャンパーを作成しました。また、県の広報番組で民生委員・児童委員活動の紹介を行うなど、広報・啓発を行っており、引き続きこうした取り組みを進めていくことが必要です。
- 複雑・多岐にわたる地域課題への対応には、民生委員・児童委員の活動を県民や関係機関に広く知ってもらい、民生委員・児童委員が行政はもとより地域住民、NPO、老人クラブ、関係機関と連携・協働して取り組むことが必要です。
- また、民生委員・児童委員が活動を行っていくうえで、地域のなかで支援を必要とする人の情報が、市町村から適切な方法で提供されることが必要です。
- しかしながら、各市町村の個人情報の条例に基づく取り扱いが異なることや、プライバシーの意識が高まるなかで、個人情報の取扱いが過度に慎重となっているところもあり、民生委員・児童委員に必要な情報が得られにくく、活動に支障がでている状況もあります。
- 民生委員・児童委員には、民生委員法で守秘義務が課せられており、必要な情報が提供されることが必要です。

取り組みの方向

- ◎多くの県民が、民生委員・児童委員の活動に関心を持ち、活動への理解を深め、幅広い活動への協力が促進されるように広報・啓発活動などの取り組みを進めます。
- ◎民生委員・児童委員が地域福祉の拠点として活動を進めている「あったかふれあいセンター」の運営体制（運営委員会など）に関わることで、それぞれの地域で活動している団体や事業者とのネットワークづくりを進めます。
- ◎民生委員・児童委員活動に、必要な個人情報が提供されるよう市町村などの関係機関と連携して取り組みます。



イ 研修や活動の充実

現状及び課題

- 人口減少や高齢化に伴って、新たな民生委員・児童委員の確保が難しくなっている地区がありますし、年齢や経験年数の違いなどから、地区毎の民生委員・児童委員の活動に温度差があります。
- 県では毎年、地域の現状や課題をふまえ、実践活動に活かしていくための研修計画を策定し、新任研修・中堅研修・会長研修の対象別研修と福祉保健所管内ごとに開催するブロック別研修を実施しています。
- 特に、一期目の民生委員・児童委員に対しては、これまで1回であった新任研修を、平成22年度から1年目、2年目、3年目と3回に研修を増やし、経験に応じた必要な知識や技術を習得する研修に取り組んでいます。
- 併せて、民生委員・児童委員の具体的な活動について、日々の見守り活動や相談への対応、住民への情報提供などわかりやすく解説した活動ハンドブックを作成し、活動に活かしていただくよう取り組んでいます。
- また、地域課題が複雑・多岐にわたっており、住民からの様々な相談に対応していくためには、相談対応研修や、社会的な課題に対する知識の習得など、スキルアップのための研修の充実により活動の充実・強化を図ることが必要です。

取り組みの方向

- ◎ これまでの研修に加え、相談対応研修など内容の充実を図り、活動意欲の醸成と、資質の向上により活動の充実・強化を図ります。
- ◎ 自殺対策や認知症高齢者など複雑化する地域のニーズに的確に対応するため、傾聴ボランティアや認知症キャラバンメイトなど、地域のニーズに個別に対応するより具体的な研修への参加を進め、スキルアップを図ります。

ウ 見守り協定事業者と民生委員児童委員協議会との協定による見守り活動の推進

現状及び課題

- 平成19年度に民生委員・児童委員制度が創設90周年を迎えたことを契機に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指して、高知県と高知県民生委員児童委員協議会連合会、日頃から地域住民の方々と接する機会が多い民間事業者と「地域見守り協定」を締結し、地域の中で支援が必要と思われる世帯やこども、高齢者などの見守りのネットワークづくりを進めています。
- これまでに協定を結んだ7事業者（下記参照）は、日常の業務の範囲内で、地域住民の異変に気づいた場合、その地域を管轄する民生委員児童委員協議会に連絡し、早期に必要な対応をしており、例えば、倒れている方を早期に発見し、民生委員・児童委員との連携により救出につながった事例もあります。

○ 県では、地域見守り協定をPRするために、地域見守り活動のロゴマークを作成し、協定事業者に活用していただくよう、ロゴマークを使ったシールや缶バッジを作成し、配送車への貼付や、事業者の協力員が缶バッジをつけるなど、協定事業者の活動のPRを行っています。

また、民生委員・児童委員の着用する統一ジャンパーにロゴマークを使用して、協定事業者と民生委員・児童委員が連携した見守り活動の啓発を行っています。

○ 民生委員・児童委員の活動は複雑・多岐にわたる中で、求められる役割や期待は大きくなっており、こうした民間事業者と連携した見守り活動を更に広げていくことが必要です。

事業者名	協定締結年月日
高知新聞販売所 高新会・(株)高知新聞社	平成19年4月6日
(株)サンブラザ	平成19年8月28日
こうち生活協同組合	平成19年10月19日
高知ヤクルト販売(株)	平成19年11月29日
四国電力(株)高知支店・中村支援	平成20年10月8日
JAグループ高知	平成22年1月15日
高知医療生活協同組合	平成22年11月25日



取り組みの方向

◎協定事業者の拡大と、それぞれの地域での見守り協定の活動を支援し、地域での見守りのネットワークの輪を広げていくための取り組みを進めます。

◎地域見守り活動のロゴマークを活用し、見守り協定事業者と民生委員・児童委員による見守り活動の広報・啓発を進めます。

県の具体的施策

◎民生委員・児童委員の活動を広報し、県民への理解と周知を図ります。

◎市町村における個人情報の提供について、考え方や実施状況、参考事例などを取りまとめ、適切な取り扱いが行われるよう取り組みます。

◎民生委員・児童委員の基本的な役割、具体的な活動内容、個人情報の適切な管理方法及び情報収集などについて、活動ハンドブックなどを活用して民生委員・児童委員への研修を行います。

◎新たな福祉制度や福祉サービスの情報、住民との相談活動で必要な相談援助技術の向上のための研修を実施するなど、研修内容の充実を図ります。

◎市町村などと地域の現状や課題などについて情報を共有するための、定期的な意見交換会を行います。

◎各市町村の民生委員児童委員協議会と事業者との市町村域での地域見守り協定が、より地域に密着した見守り活動となるよう、見守りの実践例などの情報提供を行うとともに、民生委員・児童委員と地元事業者が連携を深める活動を支援します。

◎地域見守り活動のロゴマークを民生委員・児童委員や見守り協定締結事業者に活用してもらい、県民に活動をPRします。

③ 地域福祉活動を支える体制づくり

ア 市町村社会福祉協議会の活動の活性化

現状及び課題

- 市町村社会福祉協議会は、社会福祉事業者やボランティアグループなどの団体、組織及び地域住民の参加を得て、地域福祉を推進する中核団体として、ふれあいサロンや見守り活動、独居高齢者への配食サービス、ボランティア学習や社会福祉大会など、それぞれの地域の実情やニーズに応じた活動を展開しています。
- また、地域課題が多様化するなかで、住民のマンパワーを活かした支え合いの活動や、災害時の要援護者の支援活動など、地域福祉活動を積極的に推進していくため、平成21年度から進めています「あったかふれあいセンター」を、平成22年10月現在、20の市町村社会福祉協議会が実施しています。
- 小規模な市町村社会福祉協議会も多いなかで、地域福祉を推進する体制としては、事務局職員が1人という市町村社会福祉協議会もあり、組織体制の強化による活動の充実が課題です。
- 県では、高知県社会福祉協議会と連携して、平成20年度から平成21年度にかけて、日本福祉大学の協力を得て、9つの社会福祉協議会の事務局長を対象に地域福祉の理論と実践を学び、分析力やマネジメントを高める実践研修を行い、活動の強化を図ってきたところです。
- 住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めていくためには、市町村社会福祉協議会の役割がますます重要になっており、地域福祉活動計画の策定と実践活動を通して活動の活性化を図ることが必要です。

取り組みの方向

- ◎市町村社会福祉協議会の理事会や評議会の果たす役割や、事務局職員の資質向上を図るなど、組織体制強化に向けた取り組みを促します。
- ◎地域福祉活動計画の策定と実践活動を通じた活動の活性化を図ります。
- ◎地域福祉の拠点の活動や地域支援ワーカーの育成を通じて、活動の強化を図ります。
- ◎市町村社会福祉協議会の運営体制を強化するとともに、職員に対する研修機会の提供を進めます。

県の具体的施策

- ◎地域福祉の中核団体としての市町村社会福祉協議会が、活動を活性化させるため、市町村社会福祉協議会を支援する高知県社会福祉協議会の事業などに助成を行います。
- ◎市町村が策定する地域福祉計画と市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の一体的な策定と実践活動を支援します。
- ◎高知県社会福祉協議会の福祉研修センターで地域福祉コーディネーターなどの育成を行うことで、市町村社会福祉協議会の活動強化を図ります。
- ◎高知県社会福祉協議会が実施する市町村社会福祉協議会の体制強化にかかる研修などの取り組みを支援します。

イ 高知県ボランティア・NPOセンターの機能強化

現状及び課題

- 「高知県ボランティア・NPOセンター」は、平成13年4月に「高知県ボランティアセンター」と「高知県NPOセンター」を統合し、高知県社会福祉協議会が設置、運営しています。
- 高知県ボランティア・NPOセンターでは、ボランティアやNPOに関する啓発や相談、情報提供をはじめ、福祉教育・ボランティア学習の推進、災害ボランティアセンターの体制づくり支援を行うなど、関係機関と連携し、ボランティア活動やNPO活動の普及に取り組んでいます。
- ボランティア・NPOの情報発信や情報提供の取り組みとして、活動をしたい人と参加してほしい団体などのマッチングや活動支援情報の提供を行うインターネットサイト「ピッピネット」の運用を行っています。現在、このピッピネットには、600近くの団体が登録され、随時、団体の追加や情報の更新を行っています。ピッピネットの認知度を高めることやボランティアのマッチング状況の把握が課題となっています。
- また、南海地震に備え、平成24年度までに全市町村において、自力で災害ボランティアセンターを立ち上げることができるように市町村社会福祉協議会などに対して支援を行い、平成21年度末までに15市町村において災害ボランティアセンターの設置ができる体制が整備されています。

取り組みの方向

- ◎地域の福祉教育・ボランティア学習を推進します。
- ◎ボランティア活動の参加促進につなげるため、県民へのボランティアに関する情報の発信や周知・広報を充実させます。
- ◎ボランティアやNPOの活動が、地域の実践活動につながる環境づくりを推進します。

県の具体的施策

- ◎ボランティア活動の促進を図るため、高知県社会福祉協議会が設置、運営する高知県ボランティア・NPOセンターが実施する事業に対し支援します。
 - ・地域の福祉教育・ボランティア学習を推進する高知県ボランティア・NPOセンターが行う事業に対し、助成します。
 - ・ピッピネットの充実とともに、そのマッチング状況の把握や検証、「ピッピネット活用セミナー」の開催など、県のボランティア・NPOセンターが行う取組に対して支援します。
 - ・市町村社会福祉協議会におけるボランティアセンターの整備及びボランティアコーディネーターの育成を支援する高知県社会福祉協議会の取り組みに対し、助成します。
 - ・市町村社会福祉協議会における災害ボランティアセンター立ち上げのための体制づくりとセンター運営のための模擬訓練などの事業に対し、助成します。
- ◎県庁ホームページへ掲載するなどピッピネットを周知するとともに、ボランティアフェスティバルの開催を県の広報誌「さんSUN高知」に掲載するなど、効果的な広報を行います。

ウ 社会福祉法人や企業などの民間団体の社会貢献

現状及び課題

- 近年、社会福祉法人や企業などの民間団体による社会貢献活動やボランティア活動への取り組みが注目されています。
- 社会貢献活動やボランティア活動には、社会福祉法人や企業などの民間団体が得意とする分野を活かして、自主的に行う活動や、社会福祉の活動などを行う団体に対して助成するなどの取り組みがあります。
- 県内の具体的な取り組みとしては、県と高知県民生委員児童委員協議会連合会と企業などの民間団体との3者による地域見守り協定を締結し、積極的に地域の安全安心の見守りのネットワークにかかわっていただいている企業があります。
- また、地域福祉活動を支える体制づくりを進めるうえでは、社会福祉法人などの専門性を持った職員が、社会貢献活動やボランティア活動などで地域福祉の拠点や社会福祉協議会と一緒にあって、地域福祉を支える担い手の育成や啓発活動に関わっていただくことで、地域におけるマンパワーの向上が期待できます。
- このように、社会福祉法人や企業などの民間団体が地域社会の一員として社会貢献活動を推進する取り組みが重要です。

取り組みの方向

- ◎地域見守り協定の協定事業者の拡大と、それぞれの地域での見守り協定の活動を支援し、地域での見守りのネットワークの輪を広げていくための取り組みを進めます。
- ◎また、社会福祉法人や企業などの民間団体が、地域社会の一員として、専門性や得意分野などを活かした社会貢献活動が促進されるよう取り組みます。

県の具体的施策

- ◎地域見守り活動のロゴマークを民生委員・児童委員や見守り協定締結事業者に活用してもらい、県民に活動をPRすることで、地域見守り協定の取り組みを推進します。
- ◎社会福祉法人や企業などの民間団体に対して、社会貢献として社会福祉協議会や地域福祉の拠点などの活動と協働し、介護や障害者の自立支援などを目的とした学習会への協力や、地域で支え合う実践活動などへの参加への理解と協力を呼びかけます。

(4) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上

① きめ細やかな相談支援の体制づくり

現状及び課題

- 住民が、地域で安心して暮らしていくためには、家族や親族への相談だけでは解決できない悩みなどを気軽に相談できる場所や人が地域で必要です。
- 支援計画の意見交換会では、「相談をするが、対応につながらない」「相談をつなげる人が必要」「独居高齢者が生活の中で相談できる人を確保して欲しい」「相談窓口がどこなのかが住民に知られていないのではないか」などの意見をいただきました。
- 児童虐待や高齢者虐待、自殺対策などへの対応のほか、何か困ったことがあったときに、いつでも身近で気軽に相談でき、必要な支援につなげることができる体制の整備が必要になります。
- 県では、民生委員・児童委員や住民、銀行や商店の方などに認知症サポーターやキャラバンメイト、傾聴ボランティア、こころのケアサポーターなどになっていただくための研修などを行い、住民が身近に相談できる体制づくりを進めています。
- また、地域福祉の拠点が訪問、相談活動を強化するとともに、住民の第一的な窓口として、住民の様々な相談に対応し、市町村につなぐ仕組みを進めて、住民からの相談に適切に対応していく必要があります。

取り組みの方向

- ◎地域福祉の拠点の相談機能の強化と市町村や専門機関などと連携体制の仕組みづくりを進めます。
- ◎市町村の総合相談窓口の機能強化を進めます。
- ◎住民が身近に相談できる体制づくりを進めるため、認知症サポーターやキャラバンメイト、傾聴ボランティアなどの育成をさらに進め、県民への理解と周知を図ります。

県の具体的施策

- ◎市町村の総合相談窓口の機能強化を研修などを通して支援します。
- ◎地域福祉の拠点の相談機能の強化について人的支援を行います。
- ◎住民の身近な相談相手となる民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めるとともに、講座などを通して認知症など、各分野のサポーターを育成します。また、そういった取り組みを広報することで県民への理解と周知を図ります。

② 適切な福祉サービスへの利用促進のための仕組みづくり

現状及び課題

(福祉サービス第三者評価事業)

- 福祉サービス第三者評価事業は、平成18年度から実施され、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、利用者の適切なサービス選択につながることを目的としています。
- しかし、実際に福祉サービスが必要になった場合に、どこの事業者のサービスが良いのかわからないなど、利用者にとって欲しい情報が不足しており、利用者の適切なサービス選択につながっていないのが現状です。
- 社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける人の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとされていますが、福祉サービス第三者評価を受審した施設は7施設となっており、社会福祉施設の積極的な受審が求められています。
- 福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択のために、公正・中立な第三者評価機関が、専門的・客観的立場から評価を行い、サービスの質の向上を図ることが必要であり、利用者が適正な福祉サービスの選択ができるよう、広く県民に評価結果を公表することが重要です。

福祉サービス第三者評価事業とは

- 社会福祉法人などが提供する福祉サービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の、公正・中立な第三者評価機関が、専門的・客観的立場から評価を行うことによりサービスの質の向上を目指すものです。
- 評価結果を公表し、利用者（県民）が適正な福祉サービスの選択ができるようにします。

(日常生活自立支援事業)

- 高知県社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業は、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方などが利用契約に基づき福祉サービスの利用申し込みや契約代行、また、福祉サービスの利用料金の支払い代行などを行う事業です。
高齢者の増加などに伴い、年度別の新規契約件数は増加しており、平成19年度は70件、平成20年度は94件、平成21年度は132件となっています。また、実利用者件数についても平成19年度は422件、平成20年度は466件、平成21年度は542件と増加傾向となっています。
- 日常生活自立支援事業の実施体制は、南国市から東洋町までを管内とする安芸駐在に2名、土佐市から四万十町、嶺北地域までを管内とする須崎駐在に3名配置するとともに、高知市を管内とする高知市社会福祉協議会と幡多ブロックを管内とする四万十市社会福祉協議会へ委託し、対応を行っているところです。

- 契約件数の増加に伴い、実施体制の充実が求められてきています。現行の実施体制では利用者との距離が遠く、身近な支援体制を築きにくい状況にあります。
- また、契約時には判断能力があっても、その後、判断能力が低下したため、日常生活自立支援事業で支えきれない利用者や、身内や知人による経済的虐待が見られるケースが存在します。こういった場合、問題を解決するためには成年後見制度への移行を必要としますが、後見人の申し立てをする身寄りがいないことや、費用が無いため成年後見制度につながらないケースがあります。
- こうした場合には、市町村長による後見開始申し立てや市町村社会福祉協議会などによる法人成年後見事業により対応することが重要です。

日常生活自立支援とは

■ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助などを行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業です。

（高知県運営適正化委員会）

- 高知県運営適正化委員会への福祉サービス利用者からの苦情受付件数は平成19年度は15件、平成20年度は16件、平成21年度は15件と横這いになっており、苦情内容は、職員の接遇と説明・情報提供への苦情が最も多く、次に被害・損害の苦情が多くなっています。
- 福祉サービスへの苦情相談者の中には、福祉サービス提供事業所に対しての強制力や指導を求める方もいることから、指導権を持つ行政機関との連携が重要となります。
- また、社会福祉施設には、利用者の権利が守られているかをチェックし、利用者の不満や苦情を受け付け、その解決をはかる「苦情解決第三者委員」の設置が義務付けされていますが、苦情を解決していくうえで、第三者委員を交えた話し合いの場はほとんどない状況です。利用者並びに事業所への第三者委員の活動の理解や資質向上への取り組みを推進していく必要があります。

運営適正化委員会とは

■ 福祉サービスの利用者が事業者と対等な関係でサービスを利用できるよう、利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えると共に、当事者間で解決が困難な福祉サービス苦情を適切に解決する公正・中立な第三者機関です。

取り組みの方向

（福祉サービス第三者評価事業）

- ◎ 利用者の適切なサービス選択のために、福祉サービス第三者評価事業の各福祉施設への制度周知を行い、受審を促進することで、福祉サービスの質を高めます。

(日常生活自立支援事業)

◎広報などによるニーズの発掘とともに、現行の実施体制から市町村社会福祉協議会への移管を検討するなど、住民の方にとって身近な支援体制の構築を目指します。

◎市町村が行う成年後見制度利用支援事業の取り組みを推進します。

◎成年後見制度の後見人の担い手として、社会福祉協議会などの法人後見の取り組みを推進します。

(高知県運営適正化委員会)

◎社会福祉施設などにおける苦情解決体制や苦情処理に係る取り組みなどについて行政機関と情報共有し、監査などで指導する仕組みづくりを進めます。

◎社会福祉施設などの第三者委員の資質向上と苦情解決技術の向上を図ります。

県の具体的施策

◎福祉サービス第三者評価事業の福祉施設への制度周知と受審促進を行います。

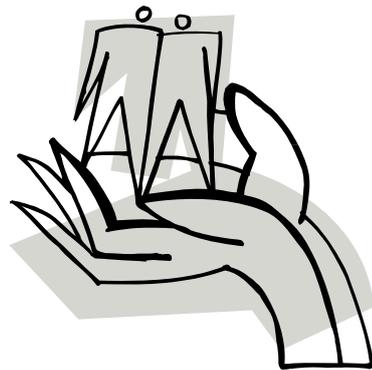
◎日常生活自立支援事業の広報を行うとともに、社会福祉協議会に対して事業実施への財政的な支援を行います。

◎市町村と協議を行うなかで、市町村の成年後見制度利用支援事業実施を推進します。

◎成年後見制度の後見人の受け皿として社会福祉協議会などが担えるよう、高知県社会福祉協議会などと連携し、関係者との協議を進めることで、法人後見の取り組みを推進します。

◎運営適正化委員会と監査権限を持つ行政機関との意見交換を行います。

◎運営適正化委員会が実施する社会福祉施設などの第三者委員の資質向上、苦情解決技術を向上するための研修などを支援します。



③ セーフティネット機能の充実と強化

現状及び課題

(生活福祉資金貸付制度)

- 生活福祉資金貸付制度は、高知県社会福祉協議会を実施主体として、低所得者、障害者、高齢者世帯などに対して、必要な資金の貸付と援助指導を行うことで、経済的自立や生活意欲の助長、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。
- 現下の厳しい雇用情勢の中、セーフティネット施策の一つである生活福祉資金貸付事業がさらに活用しやすく、低所得者、高齢者、障害者などに対して、より効果的な支援を実施できるよう、平成21年に国において制度の抜本的な見直しを行い、資金の種類統合・再編を行うとともに、貸付利率の引き下げや条件によっては無利子にするなどの改正が行われました。
- 県においても、制度改正とともに国が行った緊急経済対策で、貸付原資の増資や制度改正以降の不能欠損補填積立金の増額を行い、事業実施主体である高知県社会福祉協議会に助成を行うことにより資金貸付体制を強化し、借受人にとって借りやすい基盤づくりを行いました。
- さらに、平成21年10月からは、制度改正などへの対応も含め、生活福祉資金の相談支援体制の強化を図っています。特に、高知県社会福祉協議会や高知市社会福祉協議会の人員を増員して貸付などの相談に対応しています。
- 生活福祉資金貸付件数は、平成19年度は71件、平成20年度は67件でしたが、平成21年度には491件と大幅に貸付件数が増加してきている状況です。
- 今後とも、生活に困窮する方が利用しやすいよう、制度の周知を図っていくことが重要です。

(生活保護制度)

- 生活保護は、様々な事情で生活に困り、自分の持っている資産や能力などを活用し、さらには扶養義務者などからの援助、他の法律による給付を優先して活用した上でも、なお、生活に困窮する方に対して、その程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助ける制度です。
- 生活保護の状況については、次表のとおり全国的に増加傾向にあります。本県においても生活保護受給者は平成10年度に比べると約1.6倍増加し2万人近くになり、人口千人当たりの保護率(平成22年5月現在)は、25.3%と全国平均の約1.7倍となっています。
- 本県の保護率が高い理由は、稼働年齢層の県外流出、1人当たりの県民所得が低い、有効求人倍率が低い、高齢化率が高いといったことがあげられます。
- 特に、最近では厳しい雇用情勢の影響により稼働年齢層の方の受給者が増加しています。このため、就労に向けた自立支援などの取り組みが必要となっています。
- また、生活保護世帯の4分の1は生活保護世帯で育ったというデータがあり、その原因の一つとして親の経済力格差が子どもの学力格差に結びついているという平成20年度の全国学力テストの結果報告があります。本県においても高等学校進学率を比較した場合、県全体が98%であるのに対し生活保護世帯は約85%であり、10ポイント以上の格差が生じています。このよう

に貧困が世代間で引き継がれていくという「貧困の連鎖」を防止する取り組みが求められています。

		平成 10 年度平均(指数)	平成 22 年 5 月(指数)
全国	生活保護受給者	946,993 人 (100.0)	1,888,354 人 (199.4)
	保護率	7.6‰ (100.0)	14.8‰ (194.7)
高知県	生活保護受給者	12,276 人 (100.0)	19,399 人 (158.0)
	保護率	15.1‰ (100.0)	25.3‰ (167.5)

取り組みの方向

- ◎生活福祉資金貸付制度や生活保護などを適切に実施し、社会福祉協議会や民生委員・児童委員による活動はもとより、福祉事務所、ハローワークなどの関係機関が連携を密にして、支援の必要な方が適切に利用できるような制度の周知を図ります。
- ◎年末年越対策など関係機関との連携した相談支援の取り組みを進めます。
- ◎生活保護受給者が早期に自立できるように就労支援員を設置し、個々の状態に合った自立支援プログラムを作成し支援します。
- ◎貧困の連鎖を防止するために、子育て支援専門員を設置し、こどものいる家庭への支援を行います。

県の具体的施策

(生活福祉資金貸付制度)

- ◎国が行う施策・補助金などの情報を把握し、高知県社会福祉協議会の資金貸付体制を強化するための助成を行います。
- ◎高知県社会福祉協議会において、適正な貸付、遅滞のない返済に向けた償還指導を含めた健全な資金貸付体制を構築します。
- ◎高知県社会福祉協議会が行う市町村社会福祉協議会などの相談窓口を充実する事業に対して財政的に支援します。

(生活保護制度)

- ◎生活に困っている方の情報が、市町村の窓口につながるよう、民生委員・児童委員や地域の関係機関などとの連携・連絡体制の強化を図ります。
- ・県福祉保健所及び市福祉事務所に就労支援員を配置し、就労支援の充実・強化を行います。
- ・福祉保健所などにおいて無料職業紹介所の届出を行い、新たな職場を開拓します。
- ・就労経験が無い又は少ない方のために、社会体験を積み、勤労意欲を助長させるための職場適応訓練事業を実施します。
- ・貧困の連鎖を防止するために、子育て支援専門員を増員し、日常的な生活習慣を確立するための支援、引きこもりや不登校の子どもに対する支援、高等学校進学への支援などを行います。

第4章 地域福祉のビジョンづくり

ここでは、地域福祉計画と地域福祉活動計画の内容や策定の視点などを示します。

1. 計画の一体的な策定

- 市町村の「地域福祉計画」は、少子高齢化の進展などにより、地域の支え合いの力が低下する中で、地域の現状や課題を明らかにして、その解決に向けて地域住民や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉団体などとともに、地域福祉を推進するために策定するものです。市町村がどのように地域福祉を進めていくのか、基本方針、基盤整備、体制づくり、要援護者の支援などを明らかにするための計画です。
- 市町村社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、地域住民をはじめ、ボランティア団体、NPOなど多様な団体が参加して策定するもので、地域福祉の推進を目的として、地域福祉への住民の参加促進や地域の福祉課題の解決と福祉サービスの開発など、市町村の計画と互いに補完・補強しあうものです。
- 人口減少や高齢化の進行、生活課題が多様化している現状を踏まえ、地域福祉を推進するためには、今こそ、これらの計画が「地域アクションプラン」として一体的に策定されることが必要です。

現在、県内では、地域福祉計画を策定しているのは6市町村、地域福祉活動計画を策定しているのは7市町村社会福祉協議会にとどまっています。

※6市町村とは、室戸市、須崎市、土佐清水市、四万十市、佐川町、梶原町

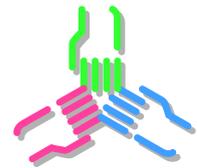
7市町村社会福祉協議会とは、須崎市、土佐清水市、本山町、土佐町、佐川町、日高村、四万十町

地域ごとに、行政や社会福祉協議会をはじめ福祉関係者、地域住民がともに話し合い、それぞれの地域の現状や課題を共有し、その実情に応じた必要なサービスの確保や支え合いの仕組みづくりなどを、官民協働で策定し、実践されるように取り組みを進めます。

●市町村地域福祉計画、市町村地域福祉活動計画の一体的な策定

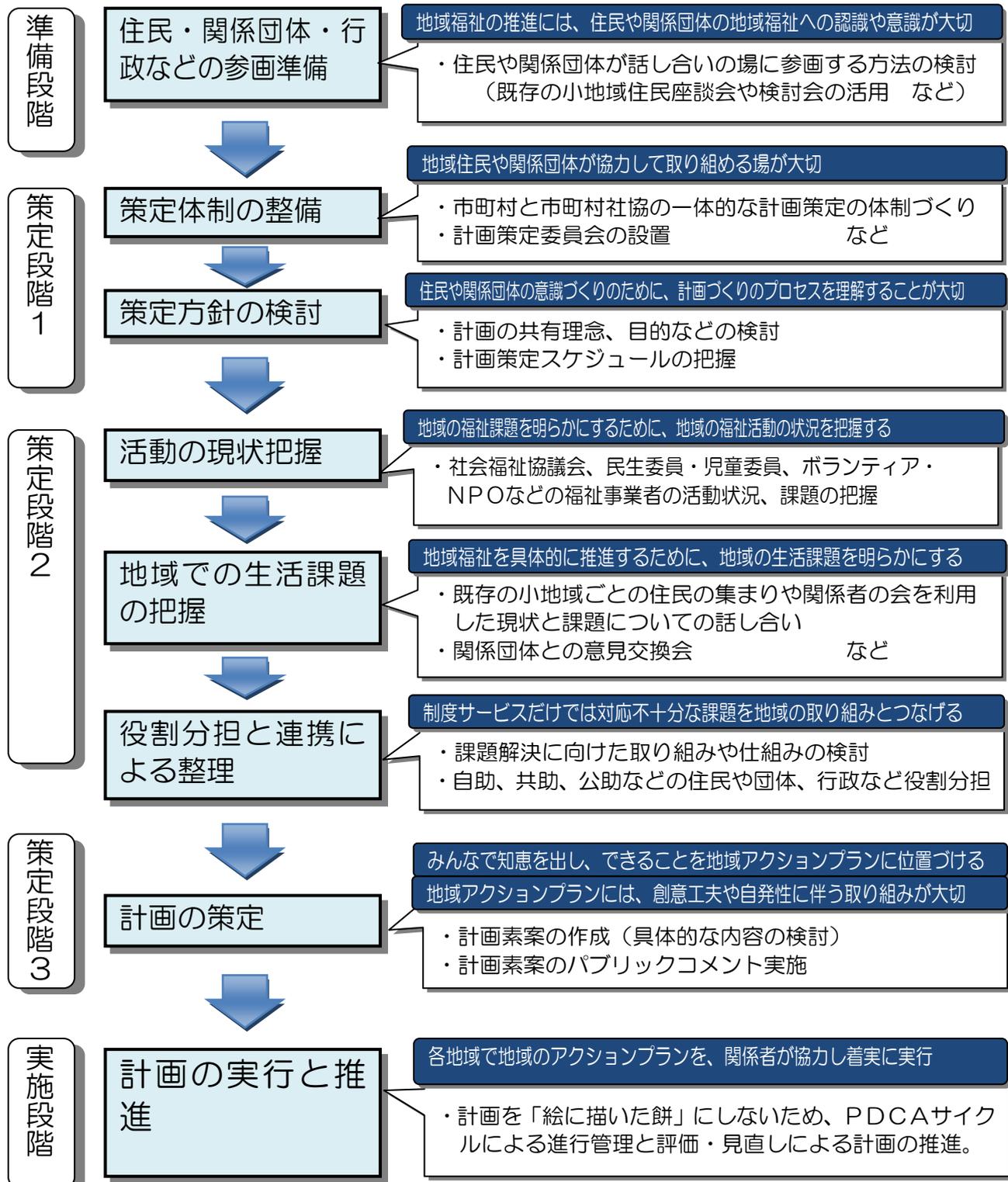
- ・ 計画策定作業などを通しての住民主体の協議と実践活動の促進
- ・ 福祉サービスの充実に向けた実行性のある計画の策定
- ・ 計画を推進していくための体制づくり

市町村と社会福祉協議会が連携・協力し、地域アクションプランとなる地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することを高知県社会福祉協議会と協力して支援します。



●地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定方法のフロー

地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定方法や手順には、決まったものではありません。地域の実情にあった方法で計画を策定します。



2. 計画策定にあたっての大切な視点

住民が地域の情報を共有し、活動しやすい範囲での地域福祉の推進が、きめ細やかな対応や取組につながることから、計画策定にあたっては小地域ごとの話し合いを基本とした取組が大切になります。



(1) 小地域の設定

小学校や中学校区など、住民に身近な生活圏域

- ・ 地域には、自治会、町内会、集落、地区、学校区などがあります。
- ・ 地理的状況やこれまでの地域のつながり、生活圏域などから関係者が参加しやすい範囲で、住民の参加と協力により地域福祉活動に取り組むことが大切です。

(例) 旧町村単位や住民座談会エリアなど

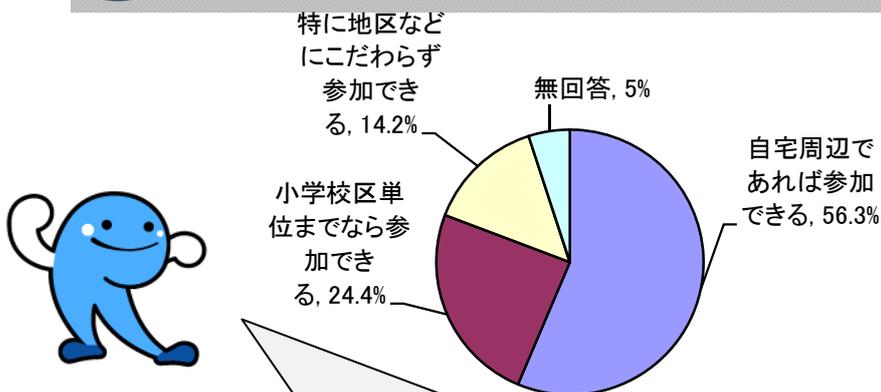
参考

県民のみなさんの意識は・・・

平成21年度県民世論調査

問

地域の活動に参加する場合の活動範囲は、どの程度までなら参加しようと思いますか？（1つ選択）



住まいから近い「自宅周辺」や「小学校区単位」の範囲内なら、地域での活動に参加しやすいようです。



(2) 地域での協議と実践活動

地域での協議（話し合い）

小地域では、まず、住民、行政をはじめ関係者が集い話し合うことが大切です。

- ・福祉サービスの現状や地域の課題について話し合い情報共有する
- ・地域福祉活動への理解を深める
- ・課題解決に向けみんなで考える
- ・具体の実行計画（アクションプラン）を話し合う



新たに場をつくることはいいよ！既存の集まる場を利用することも大切だよ。



地域での実践活動

それぞれの地区（小地域）で課題解決のための実行計画（アクションプラン）をつくり、実行しましょう。

地区協議会【イメージ】

計画の進行管理、情報集約、活動の支援、調整

推進活動の展開

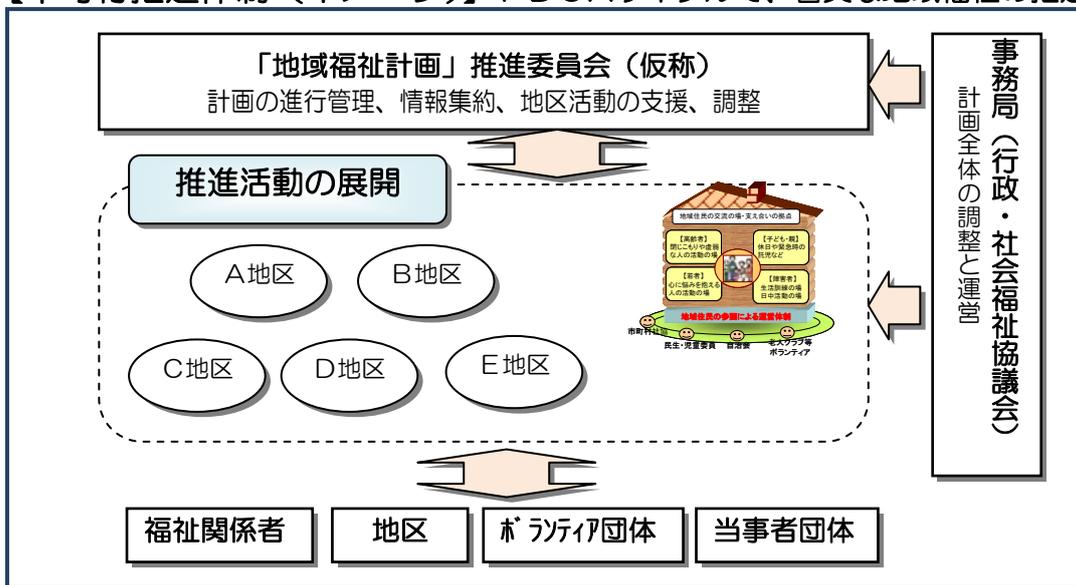
- 例)
- ・あったかふれあいセンターを活用した支え合いやサービス展開
 - ・地域での高齢者や障害者、こどもの見守り活動
 - ・災害時要援護者の把握
- など



(3) 市町村の推進体制

小地域のアクションプランとしての活動を継続支援していくため、市町村や社会福祉協議会、民間団体などがそれぞれの役割を明確にし、推進体制をつくるのが大切です。

【市町村推進体制（イメージ）】PDCAサイクルで、着実な地域福祉の推進



3. 計画の基本事項

(1) 地域福祉計画（市町村）の基本事項

地域福祉計画とは、市町村が、地域福祉を推進するために、地域の実情に応じて方向性を示し、必要とされる施策などを明らかにする社会福祉法第107条に基づく計画です。

■計画に盛り込む内容

●法定又は国の指針により計画に盛り込む事項

①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(例えば・・・)

- ・福祉サービスを必要とする者への情報提供や相談支援体制の整備
- ・福祉サービスを利用しようとする者が必要な福祉サービスを選択できる情報提供などの体制整備
- ・支援を必要とする者が必要な福祉サービスを利用するためのネットワークや連携体制の整備
- ・福祉サービス提供に従事する者が専門性や資質の向上を図るための体制整備
- ・福祉サービス利用者の権利擁護や苦情を解決するための体制の整備
- ・社会的に支援を必要とする者への対応

など

②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(例えば・・・)

- ・地域の課題とニーズを把握したうえで、福祉制度サービスと地域の支え合い活動などの連携
- ・地域で支援を必要とする者への福祉、保健、医療などの分野が連携したサービスの提供
- ・地域の支え合い活動や保健、医療などの分野と連携した取り組みの推進
- ・支え合いの拠点となる「あったかふれあいセンター」などの役割

など

③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(例えば・・・)

- ・地域住民や地域の団体などが地域福祉の推進への主体的な参加の促進
- ・地域住民、ボランティア団体、NPO法人などの社会福祉活動への支援や連携
- ・地域福祉を推進する人材の確保や育成
- ・拠点確保の支援策

など



④要援護者への支援に関する事項

(例えば・・・)

- ・要援護者の情報把握と共有及び支援や体制づくり

など

●法定以外の事項で計画に盛り込む事項

(例えば・・・)

- 地域住民、ボランティア、社会福祉団体及び施設を経営する者、市町村社会福祉協議会、行政、その他の者の役割（自助・公助・共助の役割）

など

(2) 地域福祉活動計画（市町村社会福祉協議会）の基本事項

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が、地域住民やボランティア団体、NPO、社会福祉事業所などに呼びかけて、相互に協力して策定する福祉課題の解決に取り組むための民間の活動・行動計画です。

地域福祉の推進を目的として組織された市町村社会福祉協議会にとって、地域福祉を推進するための活動方針や活動の役割を示した大変重要な計画になります。

■計画に盛り込む内容

●計画に盛り込む事項

① 地域福祉への住民の参加促進

(例えば・・・)

- ・ボランティア活動・NPOなどへの参加促進
- ・見守り活動など地域での支え合い活動の推進
- ・地域福祉活動やボランティアプログラムの開発 など

② 地域の福祉課題の解決と福祉サービスの開発

(例えば・・・)

- ・住民が気軽に集まれる場、相談支援のための拠点の整備
- ・住民や地域の福祉課題を把握し、必要な支援（福祉サービス）を実施するための仕組みづくり
- ・地域福祉のネットワークづくり など

(3) 高知型福祉を進めていくための取り組み

こどもから高齢者、障害者などすべての県民が、住み慣れた地域で安心して、ともに支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域づくりを推進するとともに、これまでの福祉という枠や概念を超えて、地域の実情に即した、新しい福祉の形を地域地域で作り上げていく「高知型福祉」の実現を目指し、地域福祉計画及び地域福祉活動計画に、次の内容を盛り込み、計画に基づく実践活動を推進します。

①地域福祉の拠点の整備

- ・誰もが利用できる「集う」機能を基本に、住民の交流や創作活動、高齢者や障害者の一時預かり、集いの場への送迎サービスや泊る機能など、地域ニーズに応じたサービスの提供。
- ・地域の生活課題に対応した新たな支え合いの仕組みづくりと、その活動拠点としての支え合い活動の推進
- ・訪問、相談、つなぎ機能を充実強化し、地域の要援護者の早期発見、見守り支援ネットワークづくり（地域包括支援ネットワークシステムの構築）などの活動の推進。

②「新たな支え合い」の促進

- ・高齢者や障害者などの生活を維持するため、地域の生活課題に対応した新たな支え合いの仕組みづくりの促進

③「地域包括支援ネットワークシステム」の構築

- ・地域の要援護者の早期発見、早期対応するための見守り支援ネットワークづくり（地域包括支援ネットワークシステムの構築）

第5章 地域福祉の取り組み

地域には、積極的に地域福祉活動を実践し成果をあげている取り組みが数多くあります。ここでは、そうした地域の活動の中から、事例を紹介しています。

事例1 「地域の応援隊 和」の地域で支え合う取り組み（津野町）

実施主体	地域の応援隊 和（なごみ）
活動概要	<p>介護保険事業で対応できない福祉サービスを、地域の支え合い活動で取り組みたいという思いから、特定非営利活動法人さわやか津野として、平成18年度から取り組んでいました。</p> <p>その後、新たに平成19年4月から「地域の応援隊 和」として、地域の支え合い事業を引き継ぎ実施しています。</p> <p>地域の応援隊 和は、会員制で、会員同士対等の立場でお互いに助け合うことを基本とし、地域住民の助け合い活動を通じて、安心して暮らせる「心豊かな地域社会」を構築していくことを目的として活動しています。</p> <p>活動内容は、有償ボランティアによる家事援助、介助、草刈り、剪定、墓掃除などの支援サービスを行っています。</p> <p>また、介護予防や文化教育、地域活性化活動も行っています。</p> <p>【会員】 会員の年会費 1口 500円（1口以上） 会員数 約250人（平成23年1月現在） 月平均約15～30の方が活動しています。 活動している方の中には、ほぼ毎日活動されている方もいます。 ※会員の中には県外在住の方もいて、お墓の管理などの支援サービスの利用があります。</p> <p>【支援サービスの内容】 (1) 家事援助 （食事づくり・買物・掃除・洗濯・衣類等の整理） (2) 介助・介護 （食事介助・通院外出介助・身辺介助・子守り） (3) その他 （代読・話し相手・代筆・薬とり・犬の散歩・草引き・農作業・墓掃除・茶摘み・障子貼り・網戸貼り） など</p> <p>【活動地域】 津野町・須崎市</p>
問合せ先	高岡郡津野町姫野々992-18 電話 0889-55-2966

事例2 「特定非営利活動法人とかの元気村」の住民参加のまちづくりの取り組み（佐川町）

特定非営利活動法人とかの元気村（佐川町）	
実施主体	特定非営利活動法人とかの元気村
活動概要	<p>とかの元気村は、佐川町斗賀野地区で、住民参加で地域づくりを行うNPO法人です。</p> <p>平成2年から平成8年にかけて実施された圃場整備による地域協議会を経て、平成14年に「とかの里づくり懇話会」という組織が立ち上がり、農業の推進や環境保全などの活動を行っていました。</p> <p>そうしたなか、組織力の弱さや核となる人材が不足していることを感じ、地域で新しい組織を作ろうと他の団体にも呼びかけたところ、斗賀野地区の全ての団体が賛同し、平成17年4月に特定非営利活動法人とかの元気村が誕生しました。</p> <p>特定非営利活動法人とかの元気村では、農業振興、自然環境、健康福祉、文化教育、地域づくりの各部会制をとり、健康ウォークやたらふく秋まつり、公園の管理などに取り組んでいます。</p> <p>平成22年度は、町立図書館やおおぞら公園、わんぱく広場の指定管理者となり、安定した運営を行っています。</p> <p>また、活動拠点として、平成17年から建築を開始した「とかの元気村役場」が平成19年7月に完成し、集会所として会員や一般住民が利用しています。</p> <p>とかの元気村の取り組みは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①斗賀野流のスローライフを楽しもう。 ②のんびり・ゆったり・元気よく生きよう ③農業を中心とした活力ある地域をつくろう ④斗賀野の良さを守り・より良くしていこう <p>をビジョンに掲げ、好きです「とかの」を合言葉に地域が一つになって活動しています。</p> <p>また、人材バンクに住民個々のやりたいことや得意なことを登録してもらい、イベントの開催や地域の環境保護、こどもとの交流、高齢者の生きがいづくりの取り組みを進めています。</p> <p>【会員数】185人 【活動概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会（年1回開催） ・理事会（隔月開催） ・虚空蔵山草刈り、河川環境整備、ササユリ保護、ノカンゾウ保護、斗賀野地区新年会、敬老会などの事業実施 ・たらふく秋まつり、健康ウォーク、作品展などのイベントを開催 ・機関誌発行や図書館運営、ササユリ殖やそう会などの専門委員会の開催
問合せ先	高岡郡佐川町東組2692番地 電話0889-22-0448

事例3 「であいの里 蜷川」の人と人との交流する地区の取り組み（黒潮町）

実施主体	であいの里 蜷川
活動概要	<p>平成14年10月に開催された高知国体で、平成12年に廃校となった旧蜷川小学校の校舎を活用し、地元女性が国体選手の食事等の世話を担ったことをきっかけに、女性グループ8名が「であいの里」を結成しました。</p> <p>「であいの里」では、地場産品を使ったデザートづくりや、小中学生の体験学習の受け入れなどの活動を始め、平成16年度には、「であいの里」の取り組みが、地域全体に広がった結果、廃校を核とした地域づくりの取り組みとして地区で「蜷川地区地域づくり計画」が策定されました。</p> <p>また、平成19年には、「であいの里 蜷川」が地区組織になり、宿泊管理運営部、環境部、体験部、調理部、事務局とむらづくりの推進体制ができ、平成19年4月からは、宿泊施設としての取り組みも始まり、宿泊客の受け入れや、地域資源を活用した田植えや田舎暮らし体験などの取り組みを行っています。</p> <p>平成22年2月からは、「であいの里・蜷川モーニング」をオープンし、地元食材を使った食事ができ、一人暮らしの高齢者や地域の方が気軽に集まり交流できる場として、毎月2回定期的に開催し、地域内外の交流の場となっています。</p> <p>【蜷川モーニング】 毎月第1・第3月曜日（午前8時から午前11時まで） であいの里・蜷川（黒潮町蜷川666）</p> <p>【蜷川地区の概要】 総世帯数 156戸 人口396人</p>
問合せ先	幡多郡黒潮町蜷川666 電話0880-44-2010

事例4 「日高村小地域ネットワーク会議」の住民同士の協議の場の 取り組み（日高村）

<p>実施主体</p>	<p>民生委員・児童委員、福祉委員、愛の一声ボランティア・ネットワーク協力員、緊急通報協力員、その他関係団体</p>
<p>活動概要</p>	<p>日高村の小地域ネットワーク会議は、平成3年に「ふれあいのまちづくり事業」の指定を受け、小地域ネットワーク事業の実施をきっかけに取り組み始めました。</p> <p>日高村小地域ネットワーク会議は、民生委員・児童委員担当地区を単位に22グループに分かれて話し合う、地域住民同士が協議する場、学びあう場として、村内5地区で年2回開催されています。</p> <p>地域で生活に困りごとを抱えがちな人（独居高齢者等）を、近隣の住民が日頃の見守りや支援できる関係をつくり、ボランティアの発掘などによって、必要な方一人ひとりの見守りネットワークをつくるなかで、日高村小地域ネットワーク会議の話し合いで、積極的支援が必要な方を必要に応じて関係機関につなげる支援を行っています。</p> <p>また、地域生活の中での気づきや課題意識を各参加者同士で共有し、安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、地域で出来ることを決めて実践しています。</p> <p>この日高村小地域ネットワーク会議の場から「日高村地域福祉活動計画」が策定され、地区毎の個別実施計画も策定されました。</p> <p>日高村小地域ネットワーク会議により、定期的な協議の場が確保され、計画の実施状況の確認や新たな地域課題に基づく活動の計画づくりを行うことが可能となり、住民主体で計画を実行するための場となっています。</p> <p>【日高村小地域ネットワーク会議の参加者】 （構成メンバー）</p> <p>民生児童委員協議会、福祉委員、愛の一声ボランティア、ネットワーク協力員、緊急通報装置協力員、老人クラブ連合会、身体障害者会、むつみ会、あけぼの会、青少年育成日高村民会議、子ども会連合会、いきいき百才体操リーダー、赤十字奉仕団、自治会、消防団、地域安全サポーター、居宅介護支援事業所、仁淀消防日高分署、役場、地域包括支援センター</p> <p>（事務局） 日高村社会福祉協議会</p>
<p>問合せ先</p>	<p>事務局：日高村社会福祉協議会 高岡郡日高村沖名5番地 電話 0889-24-5310</p>

事例5 地域の生活を守るため

住民自らが作った「株式会社大宮産業」の取り組み（四万十市）

実施主体	株式会社大宮産業
活動概要	<p> 四万十市西土佐の大宮地域では、唯一の日用品やガソリンなどを販売していたJA高知はた大宮出張所が廃止となったことを受け、その購買事業を引き継ぐために、平成18年5月に地域住民108名が出資し株式会社大宮産業を設立しました。 </p> <p> 株式会社大宮産業では、高齢者への宅配サービス、感謝祭などの催しものの開催、住民が集える談話室の設置など、地域の実情に合わせた経営を行い、住民の暮らしを支えています。 </p> <p> 特に、買い物に出かけられない住民には週に一度宅配を行うなど地域のコミュニティを大切にしながら経営を行っています。 </p> <p> また、大宮地域で採れる米を減農薬栽培の「大宮米」として、ブランド化に取り組み、積極的に販路を広げています。 </p> <p> 【四万十市西土佐大宮地域】 ※平成17年3月31日 人口 346人 世帯数 136世帯 </p> <p> 【取り組みの目的】 </p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民の生活を守るライフラインの維持 <ul style="list-style-type: none"> ・地域で唯一の生活必需品を販売する店舗及び給油所を継続運営し地域住民の生活を守る。 2 地域住民コミュニティづくり <ul style="list-style-type: none"> ・住民憩いの場の創造や情報発信、イベントの開催など地域交流の仕組みづくり。 3 地域支援の見直しと地産外商の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源「大宮米」を見直し、ブランドを復活させ地産外商活動を推進する。 <p> 【利用者】 1日あたり約70人 </p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="715 1688 1031 1890" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1102 1688 1422 1890" data-label="Image"> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div data-bbox="791 1895 963 1924" data-label="Caption"> 店舗内の様子 </div> <div data-bbox="1166 1895 1339 1924" data-label="Caption"> 給油所の様子 </div> </div>
問合せ先	四万十市西土佐大宮 1576 電話 0880-53-2100

事例6 「地域での支え合いやつながり」を学ぶ福祉教育・ボランティア体験学習プログラム実践の取り組み（香美市）

実施主体	香美市立大柘中学校、物部町住民
活動概要	<p>高知県社会福祉協議会では、学校と地域の連携を強化し、子どもの福祉やボランティアの学びをすすめることを目的とした地域連携による福祉教育・ボランティア学習ステップアップ事業を実施しています。</p> <p>その福祉教育・ボランティア学習事業の一環として香美市立大柘中学校において、過疎・少子高齢化の進む山間地で生活する子どもたちが、地域の現状や課題について気づき、地域に生活する高齢者などの支援や地域の方々との協働作業を行うなどの体験を通して、生徒の主体性や生きる力を高め、主体的に活動することを目指した学習プログラムが実践されています。</p> <p>また、地域での交流学习を通じて、学校行事以外の場面での交流や助け合いが続いています。</p> <p>【主な活動（平成21年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大柘中学校の全校生徒による神池地区での2泊3日宿泊体験学習（平成21年7月8日～10日） ※2泊3日の宿泊体験学習では、生徒たちが3つのグループで活動しました。 <ul style="list-style-type: none"> ①食事班 <p>神池地区婦人部のグループとともに、食事を作り、地域の食材や郷土料理について理解を深めました。</p> ②歴史・民話班 <p>地域の歴史に詳しい方と地域の名所を回りながら神池地域における歴史や民話を聞き、記録しました。</p> ③防災マップ班 <p>神池全域を歩き各戸を訪問し聞き取り調査を行い、区長や地域の方の助言のもと、避難経路などをわかりやすくまとめた防災マップを作成しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神池で栽培されているフトイを使いわらじ作りを体験 ・学校行事への地域住民の参加 ・地域行事や農作業へ大柘中生徒（卒業生含む）の参加
問合せ先	香美市社会福祉協議会 香美市土佐山田町 262-1 電話 0887-53-5800

事例7 四万十市口鴨川地区の地区社会福祉協議会の取り組み (四万十市)

実施主体	四万十市口鴨川地区社会福祉協議会
活動概要	<p>四万十市口鴨川地区社会福祉協議会は、民生委員・児童委員からの集落で地区社協をつくろうという声をきっかけに平成15年6月から活動を始めています。</p> <p>四万十市口鴨川地区社会福祉協議会では、14人の役員（特に子育てが終わったお母さん方）が中心となり、「困った時はお互い様」の関係づくりを基本に活動しています。</p> <p>活動内容としては、健康体操や花見、夏祭りのイベントなど人の集まれる場づくりや、生活支援事業をメニュー化し、ちょっとした困りごとを有償ボランティアで解決する取り組みを行っています。</p> <p>また、地区社協ニュースを作成し、ポストに入れず手渡しで配付し、コミュニケーションを取る「話とぎ活動」を展開しています。</p> <p>地区社協の活動とともに、人の結びつきが強くなり、お互いが支え合う地域が少しずつ形になっています。</p> <p>平成17年度からは、4月から11月末までラジオ体操を有線放送で地域全体に流し、健康管理の取り組みも行っています。</p> <p>【四万十市口鴨川地区】 四万十市中心部から北に9km、33戸101人の集落 【生活支援事業】：平成17年度から実施 有償ボランティア活動を実施（1時間 500円） 地域住民が自分ができること（技能・趣味・特技）を登録し、ちょっとした困りごとに地域ぐるみで対応し、地域の人と人とのつながりを深めていく事を目的に実施しています。</p> <p>（生活支援の16メニュー） 配り物の代行、部落の小回りの代行、草刈り、果樹の剪定、庭木の刈り払い、家屋のちょっとした修繕、土砂の取り除き、買い物届け物の代行、墓そうじ、もちつき、室内のそうじ片付け、布団ほし、水まわりの修繕、ちょっとした裁縫、ビデオ撮影、カメラ撮影</p> <p>【口鴨川モーニング】 年3回（日曜日）、男性を中心として食事をつくり、一食100円程度で食事を提供し、地域の集いの場となっています。</p>
問合せ先	四万十市社会福祉協議会 四万十市右山五月町8番3号 電話0880-35-3011

事例8 「NPO法人デイサービスまる」の取り組み（高知市）

実施主体	NPO法人デイサービスまる
活動概要	<p> デイサービスまるは、赤ちゃんからお年寄りまで誰もが利用でき、在宅生活を身近な地域でサポートする富山型デイサービスに影響を受け、指定介護サービス事業所と障害者自立支援法の基準該当事業所として、小規模多機能サービスを実施しています。 </p> <p> ここでは、利用者が相互に扶助する役割を作り、介護や看護の必要な高齢者や障害（児）者、疾病を有する者、乳幼児への在宅サービスを提供するとともに、地域の中で気軽に立ち寄れる場所、相談できる場所として、事業所の2階を開放し、高知市の保健センターと共に介護予防の「いきいき百歳体操」を実施するなど、地域との交流を図っています。 </p> <p> 【制度サービス以外の取り組み】 </p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児の預かり ○ 介護や看護などに関する相談対応 ○ いきいき百歳体操 <p style="text-align: right;">など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p> 【利用時間】 午前8：30～午後5：00 （場合により午前7：30からの早出 と午後7：00までの居残り対応可） 定休日：1月1日から3日 </p>
問合せ先	高知市相模町5番11号 電話 088-873-8850

事例9 「北川村あったかふれあいセンター」の取り組み（北川村）

実施主体	北川村社会福祉協議会
活動概要	<p>北川村社会福祉協議会が行っている事業に加えて、住民が住み慣れた地域で生活できることを目的に次の事業を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者に対する相談活動の拡充及び軽微な生活支援 ②一般高齢者へのミニデイサービスの実施（送迎・入浴・食事・健康チェック・体操。レクリエーション・創作活動） ③障害者の就労支援（施設の清掃・調理手伝い） ④介護予防事業の拡充（村内9ヶ所にある集会所等における介護予防活動の毎週実施及び送迎・個人への計画的な介護予防指導・買い物支援・外出支援の拡充・介護予防事業の啓発） <p>同センターのミニデイや各地区のサロンの利用者は、「こんな場所があって良かった」「みんなに会って話をするのが楽しみ」「ずっとこの地区で暮らしたい」など、何気ない会話の中で自分の気持ちを語ってくれます。そんな利用者の気持ちや生活を支えたいとスタッフ一同、意気込んでいます。</p> <p>また、役場や民生委員・児童委員、ボランティア等と、地域に必要な福祉拠点をつくることを目指し共に話し合い、事業の企画・運営を行うための運営委員会を設置し、その中から「食べ隊」「交ざり隊」「出かけ隊」「助け隊」などが結成され、運営を支援しています。</p> <p>利用者のやる気、元気を少しでも引き出し、お互いを思いやることのできるセンターを目指し、活動を行っています。</p> <p>【実施日時・場所】 ミニデイサービス（月曜日） 北川村社会福祉協議会内（安芸郡北川村野友甲710-2） サテライトサロン 北川村の村内10カ所で週1回（火曜日から金曜日） 【利用料金】 ミニデイサービス 1回 600円 その他材料費等</p>
問合せ先	北川村社会福祉協議会 安芸郡北川村野友甲710-2 電話 0887-38-6895



センターの様子



事例10 「あったかふれあいセンターNPO いちいの郷」の取り組み (四万十市)

実施主体	特定非営利活動法人 NPOいちいの郷
活動概要	<p>「笑って、笑って、笑って、元気の元」を理念に掲げて、地域の子どもから高齢者、障害者、認知症の方など様々な人が集える場所を提供すると共に、日常生活に不安のある独居高齢者などの家庭を定期的に訪問して御用聞き的なサービスや外出支援などを実施しています。</p> <p>また、支援が必要な障害者や高齢者を一時的にセンターに預かって家庭内の緊急時にも対応しています。</p> <p>地域の支え合いの拠点として拡充して行くために、地域住民が参画でき地域に開かれた運営体制とすることが大切だと捉え、地域のことをみんなで考え話しあっていきながら継続した仕組みを作っていくことを目標に活動しています。</p> <p>【実施日時・場所】 月曜日から金曜日 午前9時から午後4時まで 四万十市西土佐大宮594-3</p> <p>【利用料金】 昼食代実費400円 (おやつ代50円込※希望者のみ)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>センターの様子(太鼓で介護予防)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(貯筋運動教室)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(頭を使って認知症予防)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>(体を使って認知症予防)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(折り紙教室)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(オカリナ演奏会)</p> </div> </div>
問合せ先	特定非営利活動法人 NPOいちいの郷 四万十市西土佐大宮594-3 電話0880-53-2020



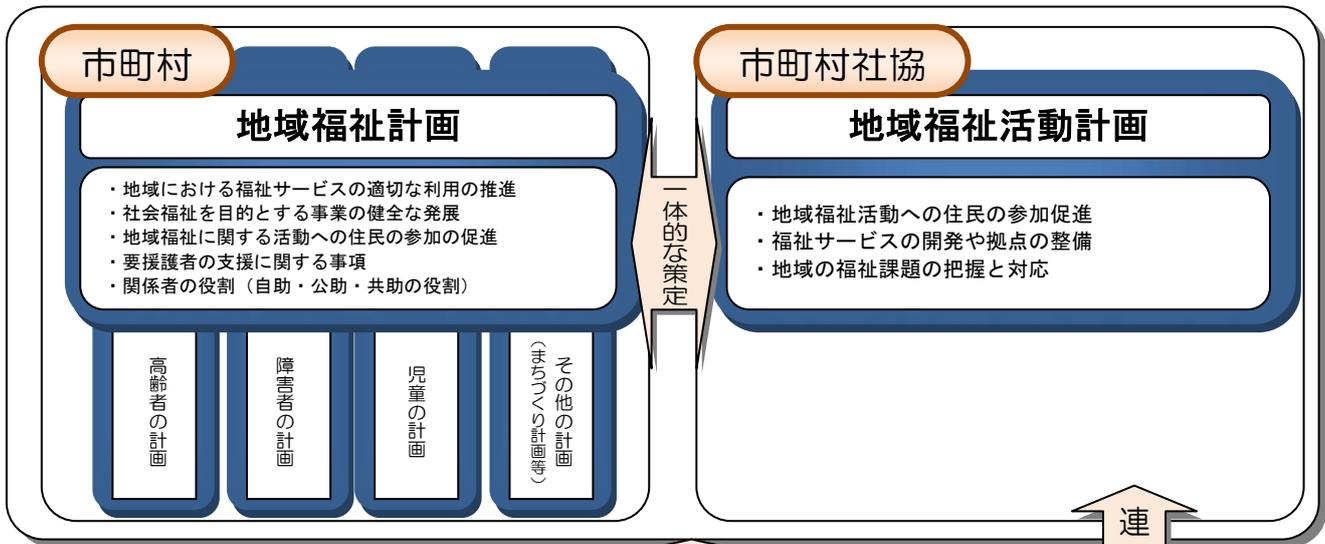
(参考)

地域福祉支援計画と地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ

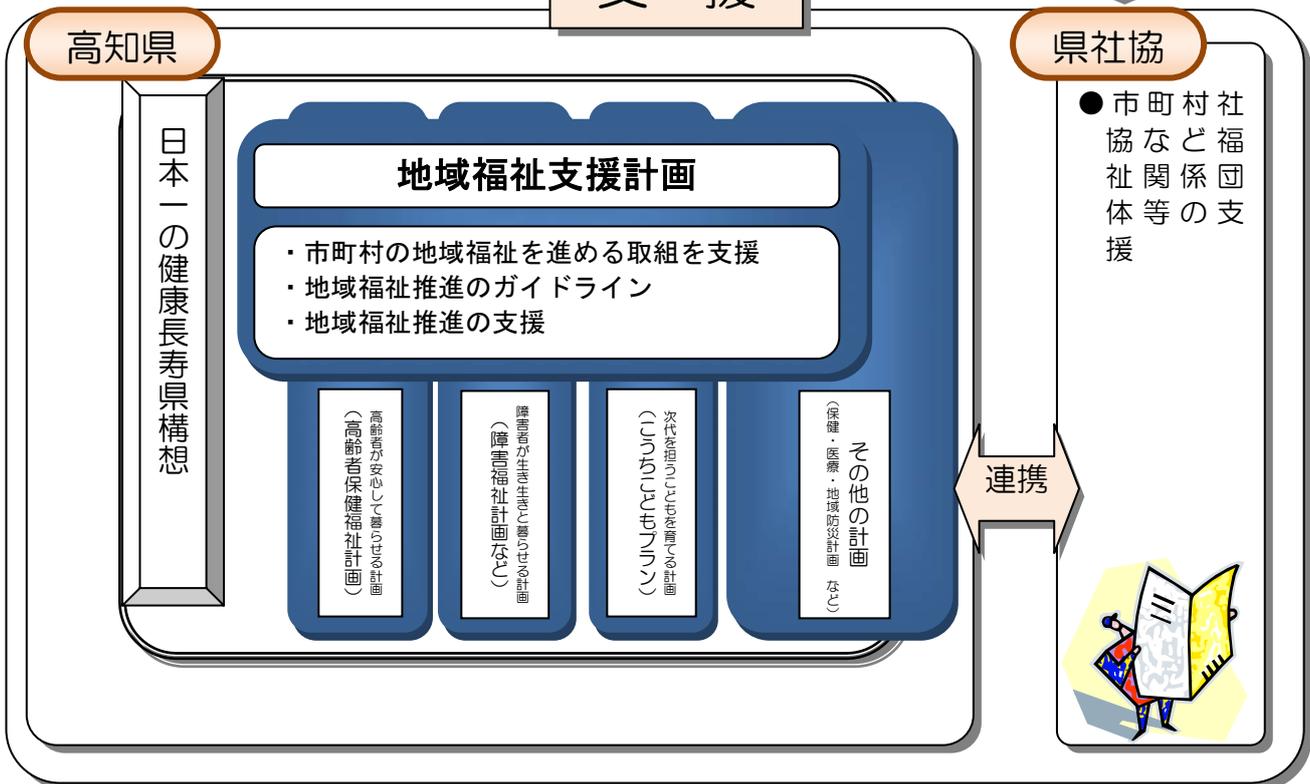
ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

地域福祉の総合的・計画的な推進

あったかふれあいセンターの取り組み、地域での生活課題への対応など、具体的内容を計画に位置付ける。



支援



高知県社会福祉審議会 委員

平成23年1月現在

(※各区分ごと五十音順)

区分	氏名	役職
県議会議員	佐竹 紀夫	県議会議員(文化厚生委員長)
	黒岩 正好	県議会議員
社会福祉事業関係者	片岡 卓宏	高知県身体障害者連合会会長
	上岡 義隆	高知県社会福祉協議会常務理事
	北岡 真理子	高知県知的障害者育成会常任理事
	楠目 隆	高知県社会福祉施設経営者協議会会長
	渡邊 一雄	高知県民生委員児童委員協議会連合会副会長
	明神 紀代子	高知県保育士会副会長
	明神 辰子	高知県老人クラブ連合会評議員
	山崎 とみ	高知県青蘭会連盟評議員
	山本 君子	高知県ホームヘルパー連絡協議会会長
	中村 文雄	日本赤十字社高知県支部事務局長
学識経験者	石丸 良平	石丸眼科院長
	岡崎 誠也	高知県市長会会長(高知市長)
	岡谷 英明	高知県人権尊重の社会づくり協議会委員 (高知大学教育学部准教授)
	岡林 弘毅	高知県医師会副会長(県庁前クリニック院長)
	小坂田 稔	高知女子大学社会福祉学部教授
	恒石 定男	高知県歯科医師会会長
	寺尾 敦子	高知県連合婦人会会長
	土居 弘実	高知県青年団協議会事務局次長
	中平 雅彦	高知新聞社編集局長
	中平 真理子	高知県薬剤師会常務理事
	中村 ささみ	高知県看護協会会長
	野並 誠二	高知県医師会常任理事(高知病院院長)
	溝 渕 光	いずみの病院医師
	宮本 信昭	福田心臓血管外科消化器内科医師
	山崎 芳樹	山崎耳鼻咽喉科医師
	吉岡 珍正	高知県町村会会長(越知町長)

(任期:平成22年1月12日から平成25年1月11日)

